官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省令〕
○電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令（総務五二）　一
〔法規的告示〕
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（内閣府九四）　四
○電波法施行規則第十五条の二第一項第二号、第七号の三及び第七号の四に規定する陸上移動局を定める件の一部を改正する件（総務一六七）　五
○無線局であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所又は移動範囲とすることができない地域を定める件の一部を改正する件（同一六八）
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示（厚生労働一六二）　六
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同一六三）　三
○厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（同一六四）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、経済産業省共済組合定款の一部変更、税理士登録抹消関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、火薬類取締法に基づく指定保安検査機関の指定、押収物還付関係　五三
会社その他
会社決算公告　五四
六〇

省令

○総務省令第五十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（無線局の種別及び定義） **第四条**　［略］ ［２　略］ ３　設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局についての前条第一項及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「河川、湖沼その他これらに準ずる水域」とあるのは、「河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域」とする。	（無線局の種別及び定義） **第四条**　［同上］ ［２　同上］ ３　設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局についての前条第一項及び第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「河川、湖沼」とあるのは、「河川、湖沼、領海の外側を除く海域」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条の二　前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する無線局（移動する無線局を除く。）の免許の申請は、当該無線局の送信設備の設置場所（他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として総務大臣が別に告示する地域を除く。）ごとに行わなければならない。 ２　前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する無線局（移動する無線局に限る。）の免許の申請は、当該無線局の送信装置（他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として総務大臣が別に告示する地域を移動範囲に含む無線局の送信装置を除く。）ごとに行わなければならない。 **別表第二号の三第１**　簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式略］ ［注１～22　略］ 23　22の欄は、次によること。 ［(1)～(6)　略］ (7)　携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の３に掲げるもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル５Ｇの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。	**第二条の二**　前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する無線局（移動する無線局を除く。）の免許の申請は、送信設備の設置場所（他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として総務大臣が別に告示する地域を除く。）ごとに行わなければならない。 ［新設］ **別表第二号の三第１**　簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式同左］ ［注１～22　同左］ 23　［同左］ ［(1)～(6)　略］ ［新設］

⑻　ローカル５Ｇの無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。 （記載例） 「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」	［新設］
⑼　［略］	⑺　［同左］
［24～37　略］	［24～37　同左］
別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	**別表第二号の四**　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）
［様式略］	［様式同左］
［注１～16　略］	［注１～16　同左］
17　16の欄は、次によること。	17　［同左］
［⑴～⑶　略］	［⑴～⑶　同左］
⑷　携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の３に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。 また、ローカル５Ｇの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。	⑷　施行規則附則第７項の規定により、当分の間、施行規則第３条第１項第５号中「水域」を「区域」と読み替えて適用する携帯無線通信を行う無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。
［⑸～⑻　略］	［⑸～⑻　同左］
⑼　ローカル５Ｇの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の２第１項第２号又は第７号の４に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。 （記載例） 「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」	［新設］
⑽　［略］	⑼　［同左］
［18～29　略］	［18～29　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受けている無線設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局については、この省令による改正後の電波法施行規則第四条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

法規的告示

○内閣府告示第九十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（令和五年内閣府告示第九十二号）の一部を次のように改正し、令和七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年五月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
都道府県が行う補助金等の交付に関する事務			都道府県が行う補助金等の交付に関する事務		
補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容	補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］
（項）母子保健衛生対策費 （目）妊娠出産子育て支援交付金			（項）母子保健衛生対策費 （目）妊娠出産子育て支援交付金		
（項）母子家庭等対策費 （目）母子家庭等対策費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別を含む。）に係るものに限る。）			（項）母子家庭等対策費 （目）母子家庭等対策費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別を含む。）に係るものに限る。）		
（目）児童扶養手当給付費負担金（都道府県に係るものを除く。）			（目）児童扶養手当給付費負担金（都道府県に係るものを除く。）		
（項）妊婦のための支援給付費 （目）妊婦のための支援給付交付金 （目）妊婦のための支援給付事業費補助金					
［略］			［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百六十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第一項第二号及び第七号の四の規定に基づき、令和六年総務省告示第二百七十七号（電波法施行規則第二号及び第七号の四に規定する陸上移動局を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十日　総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第十五条の二第一項第二号に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、電気通信業務を行うことを目的とするローカル５Ｇ（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル５Ｇをいう。以下同じ。）及び自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の陸上移動局のうち、中継（ローカル５Ｇ又は自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うもの並びに電気通信業務を行うことを目的とするローカル５Ｇの無線局のうち、令和二年総務省告示第三百九十九号（無線局であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所又は移動範囲とすることができない地域を定める件）第四項、第六項及び第八項に定める地域を移動範囲に含むものとする。 ［二　略］ 三　施行規則第十五条の二第一項第七号の四に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、ローカル５Ｇの陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のうち、中継を行うもの並びに令和二年総務省告示第三百九十九号第四項、第六項及び第八項に定める地域を移動範囲に含むものとする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	一　電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第十五条の二第一項第二号に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、電気通信業務を行うことを目的とするローカル５Ｇ（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十五号に規定するローカル５Ｇをいう。以下同じ。）及び自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の陸上移動局のうち、中継（ローカル５Ｇ又は自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継をいう。以下同じ。）を行うものとする。 ［二　同上］ 三　施行規則第十五条の二第一項第七号の四に規定する総務大臣が別に告示する陸上移動局は、ローカル５Ｇの陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のうち、中継を行うものとする。

○総務省告示第百六十八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条の二第一項及び第二項の規定に基づき、令和二年総務省告示第三百九十九号（無線局（移動する無線局を除く。）であって、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域として当該無線局の送信設備の設置場所とすることができない地域を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十日　総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
一　四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Ｇの基地局 イ　屋外（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国とする。 ロ　屋内（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。 (1)　送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項及び次項において同じ。）以下の場合　別表第一に定める地域 ［(2)・(3)　略］ ハ　海域（上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。 ニ　上空を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国及び全海域とする。	一　［同上］ イ　屋外（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国とする。 ロ　屋内（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。 (1)　送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ。）以下の場合　別表第一に定める地域 ［(2)・(3)　同上］ ハ　海域を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。 ［新設］

二　四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの基地局及び陸上移動中継局

イ　屋外（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。

［(1)・(2)　略］

ロ　屋内（海域及び上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で四八デシベルを超える場合には、全国とする。

ハ　海域（上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。

［(1)～(3)　略］

ニ　上空を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国及び全海域とする。

三　二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの基地局及び陸上移動中継局

イ　海域（上空を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。

ロ　上空を送信設備の設置場所とすることができない地域は、全国及び全海域とする。

四　四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの陸上移動局（中継を行うものを除く。）

イ　屋外（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。

ロ　屋内（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、別表第一に掲げる地域とする。

ハ　海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全海域とする。

ニ　上空を移動範囲に含むことができない地域は、次に定める地域とする。

(1)　全国の屋外、別表第一に掲げる地域の屋内及び全海域

(2)　別表第七に掲げる空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）及び別表第八に掲げるヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の敷地

(3)　空港等及びヘリポートの着陸帯（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第六項に規定する着陸帯をいう。以下同じ。）及び進入区域（同条第七項に規定する進入区域をいう。以下同じ。）並びにそれらの外側一〇二二メートル以内の地域

五　四・六GHzを超え四・八GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの陸上移動局（中継を行うものに限る。）

イ　屋外（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。

ロ　屋内（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、別表第一に定める地域並びに北海道、新潟県及び石川県の地域のうち、別表第一に定める地域以外の地域とする。

ハ　海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全海域とする。

ニ　上空を移動範囲に含むことができない地域は、全国及び全海域とする。

二　［同上］

イ　屋外（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。

［(1)・(2)　同上］

ロ　屋内（海域を除く。）を送信設備の設置場所とすることができない地域は、送信設備に係る等価等方輻射電力が任意の一MHz幅で四八デシベルを超える場合には、全国とする。

ハ　海域を送信設備の設置場所とすることができない地域は、次に掲げる場合において、次に定める地域とする。

［(1)～(3)　同上］

［新設］

三　二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの基地局及び陸上移動中継局の送信設備の設置場所とすることができない地域は、全海域とする。

［新設］

［新設］

［新設］

六　四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの陸上移動局（中継を行うものを除く。）

イ　海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、領海の外側の海域、別表第三に定める市町村の低潮線から十二海里以内の海域及び別表第四に定める線から十二海里以内の海域とする。

ロ　上空を移動範囲に含むことができない地域は、次に定める地域とする。

(1)　領海の外側の海域、別表第三に定める市町村の低潮線から十二海里以内の海域及び別表第四に定める線から十二海里以内の海域

(2)　送信設備に係る空中線の絶対利得が次に掲げる場合において、次に定める地域

(ア)　(十)　一デシベルを超える場合　全国

(イ)　○デシベルを超え、(十)　一デシベル以下の場合　全国（地表又は水面から三五メートルを超える上空に限る。）

(ウ)　(一)　一デシベルを超え、○デシベル以下の場合　全国（地表又は水面から九八メートルを超える上空に限る。）

(エ)　(一)　二デシベルを超え、(一)　一デシベル以下の場合　全国（地表又は水面から一五○メートル以上の上空（地上又は水上の物件から三○メートル以内の上空においては地表又は水面から一五三メートルを超える上空）に限る。）

(オ)　(一)　三デシベルを超え、(一)　二デシベル以下の場合　全国（地表又は水面から一五○メートル以上の上空（地上又は水上の物件から三○メートル以内の上空においては地表又は水面から二○三メートルを超える上空）に限る。）

(カ)　(一)　四デシベルを超え、(一)　三デシベル以下の場合　全国（地表又は水面から一五○メートル以上の上空（地上又は水上の物件から三○メートル以内の上空においては地表又は水面から二四七メートルを超える上空）に限る。）

(キ)　(一)　四デシベル以下の場合　全国（地表又は水面から一五○メートル以上の上空（地上又は水上の物件から三○メートル以内の上空においては地表又は水面から二七五メートルを超える上空）に限る。）

(3)　空港等及びヘリポートの敷地

(4)　空港等及びヘリポートの着陸帯及び進入区域並びにそれらの外側六五九八メートル以内の地域

［新設］

七　四・八GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの陸上移動局（中継を行うものに限る。）

イ　屋外（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。

ロ　海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全海域の屋外並びに領海の外側の海域、別表第三に定める市町村の低潮線から十二海里以内の海域及び別表第四に定める線から十二海里以内の海域とする。

ハ　上空を移動範囲に含むことができない地域は、全国及び全海域とする。

［新設］

八　二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲とすることができない地域は、全海域とする。

九　二八・二GHzを超え二九・一GHz以下の周波数の電波を使用するローカル５Gの陸上移動局（中継を行うものに限る。）

イ　屋外（海域及び上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全国とする。

ロ　海域（上空を除く。）を移動範囲に含むことができない地域は、全海域とする。

ハ　上空を移動範囲に含むことができない地域は、全国及び全海域とする。

別表第一

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、亀田郡七飯町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、苫前郡初山別村、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、網走郡津別町、網走郡美幌町、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、利尻郡利尻富士町、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町及び檜山郡上ノ国町
青森県	むつ市、下北郡佐井村、下北郡東通村、下北郡風間浦村及び西津軽郡深浦町
岩手県	宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畑村、九戸郡野田村及び上閉伊郡大槌町
秋田県	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡井川町、南秋田郡五城目町、南秋田郡大潟村及び南秋田郡八郎潟町
新潟県	佐渡市
石川県	輪島市及び珠洲市
静岡県	静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、牧之原市、周智郡森町、榛原郡吉田町及び榛原郡川根本町
愛知県	新城市及び田原市
三重県	尾鷲市及び熊野市
和歌山県	田辺市、新宮市、西牟婁郡すさみ町、西牟婁郡白浜町、東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡太地町及び東牟婁郡那智勝浦町
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡伯耆町、東伯郡琴浦町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、日野郡江府町、日野郡日南町及び日野郡日野町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、隠岐郡隠岐の島町、隠岐郡海士町、隠岐郡西ノ島町、隠岐郡知夫村、鹿足郡吉賀町、鹿足郡津和野町、仁多郡奥出雲町及び飯石郡飯南町

［新設］

別表第一

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、亀田郡七飯町、久遠郡せたな町、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、苫前郡初山別村、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、網走郡津別町、網走郡美幌町、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、利尻郡利尻富士町、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町
青森県	むつ市、下北郡佐井村、下北郡東通村、下北郡風間浦村、西津軽郡深浦町
岩手県	宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畑村、九戸郡野田村、上閉伊郡大槌町
秋田県	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡井川町、南秋田郡五城目町、南秋田郡大潟村、南秋田郡八郎潟町
新潟県	佐渡市
石川県	輪島市、珠洲市
静岡県	静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、牧之原市、周智郡森町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町
愛知県	新城市、田原市
三重県	尾鷲市、熊野市
和歌山県	田辺市、新宮市、西牟婁郡すさみ町、西牟婁郡白浜町、東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡那智勝浦町
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡伯耆町、東伯郡琴浦町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、日野郡江府町、日野郡日南町、日野郡日野町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、隠岐郡隠岐の島町、隠岐郡海士町、隠岐郡西ノ島町、隠岐郡知夫村、鹿足郡吉賀町、鹿足郡津和野町、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町

岡山県	真庭市及び苫田郡鏡野町
広島県	庄原市、廿日市市、山県郡安芸太田町及び山県郡北広島町
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市、美祢市及び阿武郡阿武町
福岡県	久留米市、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、糸島市及び三潴郡大木町
佐賀県	佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵島郡江北町、杵島郡白石町、三養基郡みやき町、三養基郡上峰町、神埼郡吉野ヶ里町、東松浦郡玄海町及び藤津郡太良町
長崎県	島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市及び東彼杵郡波佐見町
宮崎県	宮崎市、都城市、日南市、串間市及び西諸県郡高原町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曽於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曽於郡大崎町、大島郡伊仙町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町及び大島郡和泊町
沖縄県	那覇市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡読谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町及び八重山郡与那国町

別表第二

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、亀田郡七飯町、久遠郡せたな町、厚岸郡浜中町、国後郡泊村、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、瀬棚郡今金町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、苫前郡初山別村、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、網走郡津別町、網走郡美幌町、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町及び檜山郡上ノ国町

岡山県	真庭市、苫田郡鏡野町
広島県	庄原市、廿日市市、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市、美祢市、阿武郡阿武町
福岡県	久留米市、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、糸島市、三潴郡大木町
佐賀県	佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵島郡江北町、杵島郡白石町、三養基郡みやき町、三養基郡上峰町、神埼郡吉野ヶ里町、東松浦郡玄海町、藤津郡太良町
長崎県	島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市、東彼杵郡波佐見町
宮崎県	宮崎市、都城市、日南市、串間市、西諸県郡高原町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曽於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曽於郡大崎町、大島郡伊仙町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町、大島郡和泊町
沖縄県	那覇市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡読谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町、八重山郡与那国町

別表第二

都道府県	市町村
北海道	函館市、釧路市、北見市、網走市、稚内市、紋別市、根室市、北斗市、奥尻郡奥尻町、茅部郡森町、亀田郡七飯町、久遠郡せたな町、厚岸郡浜中町、国後郡泊村、枝幸郡枝幸町、枝幸郡中頓別町、枝幸郡浜頓別町、爾志郡乙部町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、斜里郡清里町、宗谷郡猿払村、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、常呂郡訓子府町、常呂郡佐呂間町、常呂郡置戸町、瀬棚郡今金町、川上郡弟子屈町、川上郡標茶町、足寄郡足寄町、足寄郡陸別町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、天塩郡豊富町、天塩郡幌延町、苫前郡初山別村、二海郡八雲町、標津郡中標津町、標津郡標津町、幌泉郡えりも町、網走郡大空町、網走郡津別町、網走郡美幌町、目梨郡羅臼町、紋別郡遠軽町、紋別郡興部町、紋別郡滝上町、紋別郡湧別町、野付郡別海町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、礼文郡礼文町、檜山郡厚沢部町、檜山郡江差町、檜山郡上ノ国町

青森県	青森市、むつ市、下北郡佐井村、下北郡東通村、下北郡風間浦村、上北郡横浜町、上北郡東北町、上北郡野辺地町、上北郡六ヶ所村、西津軽郡深浦町、東津軽郡外ヶ浜町、東津軽郡今別町、東津軽郡平内町、東津軽郡蓬田村及び北津軽郡中泊町
岩手県	宮古市、釜石市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村及び上閉伊郡大槌町
秋田県	秋田市、能代市、大館市、男鹿市、潟上市、山本郡三種町、山本郡藤里町、山本郡八峰町、南秋田郡井川町、南秋田郡五城目町、南秋田郡大潟村、南秋田郡八郎潟町及び北秋田郡上小阿仁村
新潟県	佐渡市
石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町
静岡県	静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町及び榛原郡川根本町
愛知県	豊橋市及び田原市
三重県	尾鷲市及び熊野市
和歌山県	新宮市、東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡太地町及び東牟婁郡那智勝浦町
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡伯耆町、東伯郡琴浦町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、日野郡江府町、日野郡日南町及び日野郡日野町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、隠岐郡海士町、隠岐郡知夫村、鹿足郡吉賀町、鹿足郡津和野町、仁多郡奥出雲町及び飯石郡飯南町
岡山県	新見市
広島県	庄原市及び山県郡安芸太田町
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市、美祢市、周南市及び阿武郡阿武町
福岡県	柳川市及び大川市
佐賀県	佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵島郡江北町、杵島郡白石町、東松浦郡玄海町及び藤津郡太良町
長崎県	松浦市、対馬市、壱岐市及び東彼杵郡東彼杵町
宮崎県	宮崎市、都城市、日南市、小林市及び串間市

青森県	青森市、むつ市、下北郡佐井村、下北郡東通村、下北郡風間浦村、上北郡横浜町、上北郡東北町、上北郡野辺地町、上北郡六ヶ所村、西津軽郡深浦町、東津軽郡外ヶ浜町、東津軽郡今別町、東津軽郡平内町、東津軽郡蓬田村、北津軽郡中泊町
岩手県	宮古市、釜石市、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、上閉伊郡大槌町
秋田県	秋田市、能代市、大館市、男鹿市、潟上市、山本郡三種町、山本郡藤里町、山本郡八峰町、南秋田郡井川町、南秋田郡五城目町、南秋田郡大潟村、南秋田郡八郎潟町、北秋田郡上小阿仁村
新潟県	佐渡市
石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
静岡県	静岡市、浜松市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町
愛知県	豊橋市、田原市
三重県	尾鷲市、熊野市
和歌山県	新宮市、東牟婁郡串本町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡那智勝浦町
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、西伯郡大山町、西伯郡南部町、西伯郡日吉津村、西伯郡伯耆町、東伯郡琴浦町、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、日野郡江府町、日野郡日南町、日野郡日野町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、隠岐郡海士町、隠岐郡知夫村、鹿足郡吉賀町、鹿足郡津和野町、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町
岡山県	新見市
広島県	庄原市、山県郡安芸太田町
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市、美祢市、周南市、阿武郡阿武町
福岡県	柳川市、大川市
佐賀県	佐賀市、唐津市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、杵島郡江北町、杵島郡白石町、東松浦郡玄海町、藤津郡太良町
長崎県	松浦市、対馬市、壱岐市、東彼杵郡東彼杵町
宮崎県	宮崎市、都城市、日南市、小林市、串間市

鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曽於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曽於郡大崎町、大島郡伊仙町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町及び大島郡和泊町
沖縄県	那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡読谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町及び八重山郡与那国町

［別表第三～別表第六　略］

別表第七

空港その他の飛行場

札幌飛行場（北海道札幌市）

函館空港（北海道函館市）

釧路空港（北海道釧路市）

帯広空港（北海道帯広市）

稚内空港（北海道稚内市）

紋別空港（北海道紋別市）

新千歳空港（北海道千歳市）

千歳飛行場（北海道千歳市）

鹿部飛行場（北海道茅部郡鹿部町字本別四五〇―一）

奥尻空港（北海道奥尻郡奥尻町）

旭川空港（北海道上川郡東神楽町）

礼文空港（北海道礼文郡礼文町）

利尻空港（北海道利尻郡利尻富士町）

女満別空港（北海道網走郡大空町）

中標津空港（北海道標津郡中標津町）

青森空港（青森県青森市）

三沢飛行場（青森県三沢市）

花巻空港（岩手県花巻市）

仙台空港（宮城県名取市）

［別表第三～別表第六　同上］

［新設］

鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、曽於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町、肝属郡東串良町、熊毛郡中種子町、鹿児島郡十島村、曽於郡大崎町、大島郡伊仙町、大島郡喜界町、大島郡瀬戸内町、大島郡知名町、大島郡天城町、大島郡徳之島町、大島郡与論町、大島郡龍郷町、大島郡和泊町
沖縄県	那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡伊江村、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡国頭村、国頭郡今帰仁村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡本部町、中頭郡嘉手納町、中頭郡西原町、中頭郡中城村、中頭郡読谷村、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、島尻郡伊是名村、島尻郡伊平屋村、島尻郡久米島町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡南風原町、島尻郡八重瀬町、島尻郡与那原町、八重山郡竹富町、八重山郡与那国町

秋田空港（秋田県秋田市）
大館能代空港（秋田県北秋田市）
庄内空港（山形県酒田市）
山形空港（山形県東根市）
福島空港（福島県石川郡玉川村）
竜ヶ崎飛行場（茨城県龍ケ崎市半田町三一七七）
百里飛行場（茨城県小美玉市）
ホンダエアポート（埼玉県比企郡川島町出丸下郷五三―一）
成田国際空港（千葉県成田市）
東京国際空港（東京都大田区）
調布飛行場（東京都調布市）
大島空港（東京都大島支庁管内大島町）
新島空港（東京都大島支庁管内新島村）
神津島空港（東京都大島支庁管内神津島村）
三宅島空港（東京都三宅支庁管内三宅村）
八丈島空港（東京都八丈支庁管内八丈町）
新潟空港（新潟県新潟市）
佐渡空港（新潟県佐渡市）
富山空港（富山県富山市）
小松飛行場（石川県小松市）
能登空港（石川県鳳珠郡穴水町）
福井空港（福井県坂井市）
松本空港（長野県松本市）
静岡空港（静岡県牧之原市）
中部国際空港（愛知県常滑市）
名古屋飛行場（愛知県西春日井郡豊山町）
八尾空港（大阪府八尾市）
関西国際空港（大阪府泉南郡田尻町）
神戸空港（兵庫県神戸市）
大阪国際空港（兵庫県伊丹市）

但馬飛行場（兵庫県豊岡市）
南紀白浜空港（和歌山県西牟婁郡白浜町）
鳥取空港（鳥取県鳥取市）
美保飛行場（鳥取県境港市）
石見空港（島根県益田市）
出雲空港（島根県簸川郡斐川町）
隠岐空港（島根県隠岐郡隠岐の島町）
岡山空港（岡山県岡山市）
岡南飛行場（岡山県岡山市）
広島空港（広島県三原市）
山口宇部空港（山口県宇部市）
岩国飛行場（山口県岩国市）
徳島飛行場（徳島県板野郡松茂町）
高松空港（香川県高松市）
松山空港（愛媛県松山市）
高知空港（高知県南国市）
北九州空港（福岡県北九州市）
福岡空港（福岡県福岡市）
佐賀空港（佐賀県佐賀市）
長崎空港（長崎県大村市）
対馬空港（長崎県対馬市）
壱岐空港（長崎県壱岐市）
福江空港（長崎県五島市）
小値賀空港（長崎県北松浦郡小値賀町）
上五島空港（長崎県南松浦郡新上五島町）
天草飛行場（熊本県天草市）
熊本空港（熊本県菊池郡菊陽町）
大分県央飛行場（大分県豊後大野市）
大分空港（大分県国東市）
宮崎空港（宮崎県宮崎市）

鹿児島空港（鹿児島県霧島市）
奄美空港（鹿児島県奄美市）
種子島空港（鹿児島県熊毛郡中種子町）
屋久島空港（鹿児島県熊毛郡屋久島町）
喜界空港（鹿児島県大島郡喜界町）
徳之島空港（鹿児島県大島郡天城町）
沖永良部空港（鹿児島県大島郡和泊町）
与論空港（鹿児島県大島郡与論町）
那覇空港（沖縄県那覇市）
新石垣空港（沖縄県石垣市）
宮古空港（沖縄県宮古島市平良）
下地島空港（沖縄県宮古島市伊良部）
伊江島空港（沖縄県国頭郡伊江村）
慶良間空港（沖縄県島尻郡座間味村）
粟国空港（沖縄県島尻郡粟国村）
南大東空港（沖縄県島尻郡南大東村）
北大東空港（沖縄県島尻郡北大東村）
久米島空港（沖縄県島尻郡久米島町）
多良間空港（沖縄県宮古郡多良間村）
波照間空港（沖縄県八重山郡竹富町）
与那国空港（沖縄県八重山郡与那国町）

別表第八

ヘリポート
豊富ヘリポート（北海道天塩郡豊富町字西豊富）
米沢ヘリポート（山形県米沢市八幡原二―四四四―九）
栃木ヘリポート（栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台一二八―一）
群馬ヘリポート（群馬県前橋市下阿内町三七七―二）
高崎ヘリポート（群馬県高崎市八千代町一―七―一和田橋交通公園内）
東京都東京ヘリポート（東京都江東区新木場四丁目）
静岡ヘリポート（静岡県静岡市葵区諏訪八―一〇）
若狭ヘリポート（福井県小浜市高塚六六―二〇）

［新設］

津市伊勢湾ヘリポート（三重県津市雲出鋼管町二―二）
奈良県ヘリポート（奈良県奈良市矢田原町二四四六）
広島ヘリポート（広島県広島市西区観音新町四―一〇―二）
枕崎ヘリポート（鹿児島県枕崎市あけぼの町二六四）
北海道警察ヘリポート（北海道札幌市中央区北二条西七―一―一）
青森県庁ヘリポート（青森県青森市新町二―四―五）
岩手県警察盛岡ヘリポート（岩手県盛岡市内丸三―四〇）
宮城県庁ヘリポート（宮城県仙台市青葉区本町三―八―一）
仙台合同庁舎東北地方整備局ヘリポート（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号）
福島県警察ヘリポート（福島県福島市荒井字下笊森八一―一）
茨城県庁ヘリポート（茨城県水戸市笠原町九七八―六）
前山下妻ヘリポート（茨城県下妻市高道祖五四一三―一）
つくばヘリポート（茨城県つくば市上境九九二）
みかもヘリポート（栃木県佐野市関川町字八幡三九九―一）
群馬県警察ヘリポート（群馬県前橋市大手町一―一―一）
プラスヘリポート（群馬県前橋市神沢の森一）
さいたま広域防災拠点ヘリポート（埼玉県さいたま市中央区新都心二―一さいたま新都心合同庁舎二号館）
朝日・川越ヘリポート（埼玉県川越市大字平塚字中割六六二―一）
美樹ヘリポート（千葉県千葉市緑区下大和田町一三七五番一）
千葉西総合病院ヘリポート（千葉県松戸市金ヶ作一〇七―一）
警視庁本部屋上ヘリポート（東京都千代田区霞が関二―一―一）
中央合同庁舎第二号館ヘリポート（東京都千代田区霞が関二―一―二中央合同庁舎第二号館）
東京朝日ヘリポート（東京都中央区築地五―三―二朝日新聞社東京本社）
アークヒルズヘリポート（東京都港区赤坂一―一二―三二）
芝浦ヘリポート（東京都港区海岸三―五―一〇）
神奈川県警察ヘリポート（神奈川県横浜市中区海岸通二―四）
横浜ヘリポート（神奈川県横浜市金沢区福浦三―二）
山梨県警察ヘリポート（山梨県西八代郡市川三郷町黒澤五三七五）
山梨県立中央病院ヘリポート（山梨県甲府市富士見一―一二四五）
日本航空学園双葉ヘリポート（山梨県甲斐市大字志田字向河原一〇五三―一―一四）

佐久総合病院佐久医療センターヘリポート（長野県佐久市中込字西大堰手前三四〇〇―二八）
浜松市消防ヘリポート（静岡県浜松市浜北区四大地一〇―二）
ＳＢＳ静岡ヘリポート（静岡県静岡市駿河区登呂三―一―一）
富山県立中央病院ヘリポート（富山県富山市西長江二―二―七八）
富山市民病院ヘリポート（富山県富山市今泉北部町二―一）
砺波総合病院ヘリポート（富山県砺波市新富町一―六一）
高岡市民病院屋上ヘリポート（富山県高岡市宝町四―一）
石川県警察ヘリポート（石川県金沢市湊一―五五―二〇）
福井県立病院ヘリポート（福井県福井市四ツ井二―八―一）
岐阜県警察ヘリポート（岐阜県岐阜市薮田南二―一―一）
岐阜県総合医療センターヘリポート（岐阜県岐阜市野一色四―六―一）
大垣市民病院ヘリポート（岐阜県大垣市南頬町四―八六）
中濃厚生病院ヘリポート（岐阜県関市若草通五―一）
愛知県警察ヘリポート（愛知県名古屋市中区三の丸二―一―一）
トヨタ名駅ヘリポート（愛知県名古屋市中村区名駅四―七―一）
アルペン丸の内ヘリポート（愛知県名古屋市中区丸の内二―九〇三）
三重県警察ヘリポート（三重県津市栄町一―一〇〇）
三重県立総合医療センターヘリポート（三重県四日市市大字日永五四五〇―一三二）
三重県立志摩病院ヘリポート（三重県志摩市阿児町鵜方一二五七）
滋賀県警察本部ヘリポート（滋賀県大津市打出浜一―一〇）
滋賀県警察ヘリポート（滋賀県蒲生郡日野町北脇カミ山一―三）
大阪航空日野ヘリポート（滋賀県蒲生郡日野町大字北脇字中瀬二一四―七一）
京都府警察ヘリポート（京都府京都市上京区衣棚通出水下る常泉院町一二八）
京都府ヘリポート（京都府久世郡久御山町市田西観世五一）
京都消防ヘリポート（京都府京都市伏見区横大路千両松町）
大阪府警察本部ヘリポート（大阪府大阪市中央区大手前三―一―一）
ＮＨＫ大阪ヘリポート（大阪府大阪市中央区大手前四―一―二〇）
大阪ヘリポート（大阪府大阪市此花区北港緑地二―一―一）
近畿地方整備局屋上ヘリポート（大阪府大阪市中央区大手前三―一―四一）

兵庫県庁ヘリポート（兵庫県神戸市中央区下山手通五―一〇―一）
兵庫県警察ヘリポート（兵庫県神戸市中央区下山手通五―四―一）
兵庫県立災害医療センターヘリポート（兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一―三―一）
ＮＴＴ神戸中央ビルヘリポート（兵庫県神戸市中央区海岸通一―一）
三木防災ヘリポート（兵庫県三木市志染町御坂一―一九）
和歌山県立医科大学附属病院ヘリポート（和歌山県和歌山市紀三井寺八一一―一）
島精機ヘリポート（和歌山県和歌山市坂田八五）
島根県立中央病院ヘリポート（島根県出雲市姫原四―一―一）
岡山県庁ヘリポート（岡山県岡山市北区内山下二―四―六）
ＮＨＫ広島ヘリポート（広島県広島市中区大手町二―一―一〇）
周南ヘリポート（山口県周南市岐南町八―三一）
徳島県警察ヘリポート（徳島県徳島市万代町二―五―一）
高知県警察本部ヘリポート（高知県高知市丸ノ内二―四―三〇）
高知医療センターヘリポート（高知県高知市池二一二五―一）
ＮＨＫ福岡ヘリポート（福岡県福岡市中央区六本松一―一―一〇）
福岡県済生会福岡総合病院ヘリポート（福岡県福岡市中央区天神一―三―四六）
福岡和白病院ヘリポート（福岡県福岡市東区和白丘二―二―七五）
九州大学病院ヘリポート（福岡県福岡市東区馬出三―一―一）
福岡市立こども病院ヘリポート（福岡県福岡市東区香椎照葉五―一―一）
久留米大学ヘリポート（福岡県久留米市旭町六七）
聖マリア病院ヘリポート（福岡県久留米市津福本町四二二）
佐賀大学医学部附属病院ヘリポート（佐賀県佐賀市鍋島五―一八）
宮崎病院ヘリポート（長崎県諫早市久山町一五七五―一）
長崎県庁ヘリポート（長崎県長崎市尾上町一三番一号）
長崎医療センターヘリポート（長崎県大村市久原二―一〇〇一―一）
熊本県警察ヘリポート（熊本県熊本市水前寺六―一八―一）
済生会熊本病院ヘリポート（熊本県熊本市近見五―三―一）
大分県庁ヘリポート（大分県大分市大手町三―一―一）
米盛病院ヘリポート（鹿児島県鹿児島市与次郎一―七―一）
沖縄県警察ヘリポート（沖縄県那覇市泉崎一―二―二）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○厚生労働省告示第百六十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 注１～３　（略） 第１部～第６部　（略） 第７部　追補⑶ 内用薬 品名　規格単位　薬価 円 （え） エブリスディ錠５mg　５mg１錠　73,831.90 （か） カムザイオスカプセル１mg　１mg１カプセル　7,204.00 カムザイオスカプセル2.5mg　2.5mg１カプセル　7,264.80 カムザイオスカプセル５mg　５mg１カプセル　7,410.50 カルケンス錠100mg　100mg１錠　12,921.90 （て） ティブソボ錠250mg　250mg１錠　30,007.60 （ひ） ビコントラ錠400mg　400mg１錠　8,995.90 （ふ） プレバイミス顆粒分包20mg　20mg１包　3,025.60 プレバイミス顆粒分包120mg　120mg１包　10,006.20 （め） メラトベル錠小児用１mg　１mg１錠　103.90 メラトベル錠小児用２mg　２mg１錠　155.90 （ら） ラゲブリオ錠400mg　400mg１錠　4,329.80 ラズクルーズ錠80mg　80mg１錠　4,403.30 ラズクルーズ錠240mg　240mg１錠　12,354.70 （り） リブマーリ内用液10mg／mL　１％30mL１瓶　3,888,640.70	別表 注１～３　（略） 第１部～第６部　（略） （新設）

注　射　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（あ）		
アイリーア８mg硝子体内注射用キット114.3mg／mL	８mg0.07mL１筒	146,286
（う）		
ウゴービ皮下注0.25mgペン　1.0ＭＤ	１mg1.5mL１キット	6,525
ウゴービ皮下注0.5mgペン　2.0ＭＤ	２mg1.5mL１キット	11,477
ウゴービ皮下注1.0mgペン　4.0ＭＤ	４mg３mL１キット	20,703
ウゴービ皮下注1.7mgペン　6.8ＭＤ	6.8mg３mL１キット	32,853
ウゴービ皮下注2.4mgペン　9.6ＭＤ	9.6mg３mL１キット	44,485
ウステキヌマブＢＳ皮下注45mgシリンジ「ＣＴ」	45mg0.5mL１筒	139,002
ウステキヌマブＢＳ皮下注45mgシリンジ「ＹＤ」	45mg0.5mL１筒	139,002
（お）		
オンボー皮下注200mgオートインジェクター	200mg２mL１キット	242,888
オンボー皮下注200mgシリンジ	200mg２mL１筒	242,888
（か）		
カーボスター透析剤２号・Ｌ	６Ｌ１瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	2,597
カーボスター透析剤２号・Ｌ	９Ｌ１瓶（炭酸水素ナトリウム液付）	3,479
カーボスター透析剤２号・Ｐ	２瓶１組	1,908
カーボスター透析剤２号・Ｐ	２袋１組	1,908
（て）		
テビムブラ点滴静注100mg	100mg10mL１瓶	214,498
テブダック点滴静注用40mg	40mg１瓶	252,241
（と）		
トルリシティ皮下注1.5mgアテオス	1.5mg0.5mL１キット	5,498
トレムフィア点滴静注200mg	200mg20mL１瓶	253,045
トレムフィア皮下注200mgシリンジ	200mg２mL１筒	339,733
トレムフィア皮下注200mgペン	200mg２mL１キット	339,733
（は）		
ハイキュービア10％皮下注セット５ｇ／50mL	１セット	56,816
ハイキュービア10％皮下注セット10ｇ／100mL	１セット	112,154
ハイキュービア10％皮下注セット20ｇ／200mL	１セット	221,382
バビースモ硝子体内注射用キット120mg／mL	６mg0.05mL１筒	131,892
（ひ）		
ビンゼレックス皮下注320mgオートインジェクター	320mg２mL１キット	303,466
（ら）		
ランマークＨＩ皮下注120mgシリンジ1.0mL	120mg１mL１筒	44,390

外用薬			
品名	規格	単位	薬価 円
（へ）			
ベピオウォッシュゲル５％		５％１ｇ	99.60
（り）			
リバルエンＬＡパッチ25.92mg		25.92mg１枚	215.30
リバルエンＬＡパッチ51.84mg		51.84mg１枚	329.00

第二条　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表
注１～３　（略）

第１部　内用薬

品名	規格	単位	薬価 円
（あ）～（お）　（略）			
（か）			
（略）			
カナグルＯＤ錠100mg		100mg１錠	139.30
カナグル錠100mg		100mg１錠	139.30
（略）			
（き）～（さ）　（略）			
（し）			
（略）			
ジャディアンス錠10mg		10mg１錠	166.00
ジャディアンス錠25mg		25mg１錠	283.40
（略）			
（す）			
（略）			
スーグラ錠25mg		25mg１錠	100.10
スーグラ錠50mg		50mg１錠	149.70
（略）			
（せ）～（つ）　（略）			
（て）			
（略）			
デベルザ錠20mg		20mg１錠	144.20
（略）			
（と）～（ひ）　（略）			
（ふ）			
（略）			
フォシーガ錠５mg		５mg１錠	149.30
フォシーガ錠10mg		10mg１錠	220.30
（略）			

改正前

別表
注１～３　（略）

第１部　内用薬

品名	規格	単位	薬価 円
（あ）～（お）　（略）			
（か）			
（略）			
カナグルＯＤ錠100mg		100mg１錠	152.60
カナグル錠100mg		100mg１錠	149.90
（略）			
（き）～（さ）　（略）			
（し）			
（略）			
ジャディアンス錠10mg		10mg１錠	188.90
ジャディアンス錠25mg		25mg１錠	322.60
（略）			
（す）			
（略）			
スーグラ錠25mg		25mg１錠	108.70
スーグラ錠50mg		50mg１錠	162.60
（略）			
（せ）～（つ）　（略）			
（て）			
（略）			
デベルザ錠20mg		20mg１錠	154.40
（略）			
（と）～（ひ）　（略）			
（ふ）			
（略）			
フォシーガ錠５mg		５mg１錠	163.30
フォシーガ錠10mg		10mg１錠	240.20
（略）			

（へ）～（り）　（略）

（る）

ルセフィＯＤフィルム2.5mg	2.5mg１錠	130.90
ルセフィ錠2.5mg	2.5mg１錠	130.90
ルセフィ錠５mg	５mg１錠	194.00

（れ）～（わ）　（略）

第２部　注　射　薬

品名	規格単位	薬価 円
（あ）		
（略）		
アイリーア硝子体内注射液40mg／mL	２mg0.05mL１瓶	117,440
アイリーア硝子体内注射用キット40mg／mL	２mg0.05mL１筒	110,484
アイリーア８mg硝子体内注射液114.3mg／mL	８mg0.07mL１瓶	146,272
（略）		
（い）・（う）　（略）		
（え）		
（略）		
エプキンリ皮下注４mg	４mg0.8mL１瓶	133,968
エプキンリ皮下注48mg	48mg0.8mL１瓶	1,551,853
（略）		
（お）～（の）　（略）		
（は）		
（略）		
バビースモ硝子体内注射液120mg／mL	６mg0.05mL１瓶	131,892
（略）		
（ひ）～（ふ）　（略）		
（へ）		
（略）		
ベオビュ硝子体内注射用キット120mg／mL	６mg0.05mL１筒	105,382
（略）		
（ほ）～（わ）　（略）		

第３部・第４部　（略）

第５部　追　補　(1)

内用薬　（略）

注　射　薬

品名	規格単位	薬価 円
（く）～（ふ）　（略）		
（る）		
ルンスミオ点滴静注１mg	１mg１mL１瓶	81,434
ルンスミオ点滴静注30mg	30mg30mL１瓶	2,327,790

第６部・第７部　（略）

（へ）～（り）　（略）

（る）

ルセフィＯＤフィルム2.5mg	2.5mg１錠	142.30
ルセフィ錠2.5mg	2.5mg１錠	142.30
ルセフィ錠５mg	５mg１錠	210.70

（れ）～（わ）　（略）

第２部　注　射　薬

品名	規格単位	薬価 円
（あ）		
（略）		
アイリーア硝子体内注射液40mg／mL	２mg0.05mL１瓶	145,935
アイリーア硝子体内注射用キット40mg／mL	２mg0.05mL１筒	137,292
アイリーア８mg硝子体内注射液114.3mg／mL	８mg0.07mL１瓶	181,763
（略）		
（い）・（う）　（略）		
（え）		
（略）		
エプキンリ皮下注４mg	４mg0.8mL１瓶	137,724
エプキンリ皮下注48mg	48mg0.8mL１瓶	1,595,363
（略）		
（お）～（の）　（略）		
（は）		
（略）		
バビースモ硝子体内注射液120mg／mL	６mg0.05mL１瓶	163,894
（略）		
（ひ）～（ふ）　（略）		
（へ）		
（略）		
ベオビュ硝子体内注射用キット120mg／mL	６mg0.05mL１筒	122,822
（略）		
（ほ）～（わ）　（略）		

第３部・第４部　（略）

第５部　追　補　(1)

内用薬　（略）

注　射　薬

品名	規格単位	薬価 円
（く）～（ふ）　（略）		
（る）		
ルンスミオ点滴静注１mg	１mg１mL１瓶	83,717
ルンスミオ点滴静注30mg	30mg30mL１瓶	2,393,055

第６部・第７部　（略）

附　則

この告示は、令和七年五月二十一日から適用する。ただし、第二条の規定は、同年八月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百六十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及び ト並びに第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号へ及び ト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年五月二十一日から適用する。

令和七年五月二十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　（略） 二　投薬期間に上限が設けられている医薬品 ㈠　療担規則第二十条第二号へ及び ト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及び ト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬 イ・ロ　（略） ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。） エブリスディドライシロップ六〇mg、シアリス錠五mg、シアリス錠一〇mg、シアリス錠二〇mg、バイアグラ錠二五mg、バイアグラ錠五〇mg、バイアグラＯＤフィルム二五mg、バイアグラＯＤフィルム五〇mg、ガニレスト皮下注〇・二五mgシリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg、ウトロゲスタン膣用カプセル二〇〇mg、ルティナス膣錠一〇〇mg、ルテウム膣用坐剤四〇〇mg、ワンクリノン膣用ゲル九〇mg、ボカブリア錠三〇mg、コセルゴカプセル一〇mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠ＬＤ、リバゼブ配合錠ＨＤ、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇mg、ゾキンヴィカプセル七五mg、アリッサ配合錠（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）、ユバンシ配合錠及びリブマーリ内用液一〇mg／mL ㈡・㈢　（略）	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　（略） 二　投薬期間に上限が設けられている医薬品 ㈠　療担規則第二十条第二号へ及び ト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及び ト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬 イ・ロ　（略） ハ　新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあっては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。） エブリスディドライシロップ六〇mg、シアリス錠五mg、シアリス錠一〇mg、シアリス錠二〇mg、バイアグラ錠二五mg、バイアグラ錠五〇mg、バイアグラＯＤフィルム二五mg、バイアグラＯＤフィルム五〇mg、ガニレスト皮下注〇・二五mgシリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg、ウトロゲスタン膣用カプセル二〇〇mg、ルティナス膣錠一〇〇mg、ルテウム膣用坐剤四〇〇mg、ワンクリノン膣用ゲル九〇mg、ボカブリア錠三〇mg、コセルゴカプセル一〇mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠ＬＤ、リバゼブ配合錠ＨＤ、グラアルファ配合点眼液、ゾキンヴィカプセル五〇mg、ゾキンヴィカプセル七五mg、アリッサ配合錠（一回の投薬量が三十日分以内である場合に限る。）及びユバンシ配合錠 ㈡・㈢　（略）

○厚生労働省告示第百六十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条　厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

番号	疾患ルート	傷病名		手術		手術・処置等1		手術・処置等2		定義副傷病名	
			ICDコード		区分番号等		区分番号等		区分番号等		疾患コード
（略）											
482から521まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu）、ニボルマブ、ペムブロリズマブ、アテゾリズマブ、デュルバルマブ、ラムシルマブ、ペバシズマブ、ネシツムマブ、アミバンタマブ、タルラタマブ、ペメトレキセドナトリウム、クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テポチニブ塩酸塩、カブマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロンチニブ、レポトレクチニブ、オシメルチニブメシル酸塩、ラゼルチニブメシル酸塩、ゲフィチニブ、アファチニブマレイン酸塩、エルロチニブ塩酸塩、ダコミチニブ、カルボプラチン+パクリタキセル、化学療法、放射線療法、G005、J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
								6あり	クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テポチニブ塩酸塩、カブマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロンチニブ、レポトレクチニブ、オシメルチニブメシル酸塩、ラゼルチニブメシル酸塩		
								（略）	（略）		
（略）											
909から930まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu）、ニボルマブ、ペムブロリズマブ、アベルマブ、チスレリズマブ、化学療法、放射線療法、J038（4に限る。）、J120、J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
（略）											

改正前

番号	疾患ルート	傷病名		手術		手術・処置等1		手術・処置等2		定義副傷病名	
			ICDコード		区分番号等		区分番号等		区分番号等		疾患コード
（略）											
482から521まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu）、ニボルマブ、ペムブロリズマブ、アテゾリズマブ、デュルバルマブ、ラムシルマブ、ペバシズマブ、ネシツムマブ、アミバンタマブ、タルラタマブ、ペメトレキセドナトリウム、クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テポチニブ塩酸塩、カブマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロンチニブ、レポトレクチニブ、オシメルチニブメシル酸塩、ゲフィチニブ、アファチニブマレイン酸塩、エルロチニブ塩酸塩、ダコミチニブ、カルボプラチン+パクリタキセル、化学療法、放射線療法、G005、J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
								6あり	クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エヌトレクチニブ、テポチニブ塩酸塩、カブマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラロトレクチニブ硫酸塩、セルペルカチニブ、ソトラシブ、グマロンチニブ、レポトレクチニブ、オシメルチニブメシル酸塩		
								（略）	（略）		
（略）											
909から930まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ルテチウムオキソドトレオチド（177Lu）、ニボルマブ、ペムブロリズマブ、アベルマブ、化学療法、放射線療法、J038（4に限る。）、J120、J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
（略）											

1166から1180まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ウステキヌマブ，ミリキズマブ，グセルクマブ（点滴静注用に限る。），インフリキシマブ，ゴリムマブ，ペドリズマブ，J041-2，アダリムマブ，タクロリムス（外用薬を除く。），ウパダシチニブ，フィルゴチニブマレイン酸塩，カロテグラストメチル，オザニモド塩酸塩，トファシチニブクエン酸塩，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
（略）											
1666から1669まで	（略）	（略）	（略）					なし	ブトリシランナトリウム，パチシランナトリウム，カナキヌマブ，ダラツムマブ／ボルヒアルロニダーゼ　アルファ，タファミジスメグルミン，タファミジス，アコラミジス塩酸塩なし		
								1あり	タファミジスメグルミン，タファミジス，アコラミジス塩酸塩		
								（略）	（略）		
（略）											
1853から1870まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ベムブロリズマブ，セミプリマブ，チソツマブ　ベドチン，ベバシズマブ，トラベクテジン，化学療法，放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
（略）											
1972から1993まで	（略）	（略）	（略）					なし	クリサンタスパーゼ，ブリナツモマブ，イノツズマブ　オゾガマイシン，クロファラビン，ネララビン，ギルテリチニブフマル酸塩，キザルチニブ塩酸塩，アザシチジン+ベネトクラクス，アザシチジン+イボシデニブ，ダサチニブ，ポナチニブ塩酸塩，三酸化ヒ素製剤，ゲムツズマブ　オゾガマイシン，アザシチジン，ベネトクラクス，イボシデニブ，イマチニブメシル酸塩，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし		
								（略）	（略）		
								4あり	ベネトクラクス，イボシデニブ		
								（略）	（略）		
								9あり	アザシチジン+ベネトクラクスあり，アザシチジン+イボシデニブあり		
								（略）	（略）		
（略）											

1166から1180まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	なし	ウステキヌマブ，ミリキズマブ，インフリキシマブ，ゴリムマブ，ペドリズマブ，J041-2，アダリムマブ，タクロリムス（外用薬を除く。），ウパダシチニブ，フィルゴチニブマレイン酸塩，カロテグラストメチル，オザニモド塩酸塩，トファシチニブクエン酸塩，G005，J045なし		
								（略）	（略）		
（略）											
1666から1669まで	（略）	（略）	（略）					なし	ブトリシランナトリウム，パチシランナトリウム，カナキヌマブ，ダラツムマブ／ボルヒアルロニダーゼ　アルファ，タファミジスメグルミン，タファミジスなし		
								1あり	タファミジスメグルミン，タファミジス		
								（略）	（略）		
（略）											
1853から1870まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			なし	ベムブロリズマブ，セミプリマブ，ベバシズマブ，トラベクテジン，化学療法，放射線療法，G005，J045なし	（略）	（略）
								（略）	（略）		
（略）											
1972から1993まで	（略）	（略）	（略）					なし	クリサンタスパーゼ，ブリナツモマブ，イノツズマブ　オゾガマイシン，クロファラビン，ネララビン，ギルテリチニブフマル酸塩，キザルチニブ塩酸塩，アザシチジン+ベネトクラクス，ダサチニブ，ポナチニブ塩酸塩，三酸化ヒ素製剤，ゲムツズマブ　オゾガマイシン，アザシチジン，ベネトクラクス，イマチニブメシル酸塩，化学療法，放射線療法，J038（4に限る。），G005，J045なし		
								（略）	（略）		
								4あり	ベネトクラクス		
								（略）	（略）		
								9あり	アザシチジン+ベネトクラクスあり		
								（略）	（略）		
（略）											

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表１	別表１

改正後

	薬剤	番号
（略）		
5	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年２月９日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	589、602から605まで、607、609及び670
（略）		

改正前

	薬剤	番号
（略）		
5	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年６月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和５年９月25日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1514
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年２月９日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1515及び1516
（略）		

76	アミバンタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	493
	アミバンタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	493
（略）		
89	グセルクマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1173まで及び1177から1180まで
	グセルクマブ（遺伝子組換え）（皮下注用に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、1171から1173まで及び1177から1180まで
90	ミリキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162
	ミリキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1153、1154、1156、1157、1161及び1162

76	アミバンタマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和６年９月24日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	493
（略）		
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

91	カナキヌマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1465から1470まで、1473及び1474	（新設）	（新設）	（新設）
92	ベネトクラクス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2007、2024及び2025	（新設）	（新設）	（新設）
93	マバカムテン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	737から743まで	（新設）	（新設）	（新設）
94	マラリキシバット塩化物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1205から1211まで及び2215から2217まで	（新設）	（新設）	（新設）
95	イボシデニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1977及び1990	（新設）	（新設）	（新設）
96	ラゼルチニブメシル酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和７年３月27日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	493	（新設）	（新設）	（新設）

附　則

この告示は、令和七年五月二十一日から適用する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和７年（フ）第６８号
山形県山形市花楯１丁目17番７号　コーポフローラｆ　８号
債務者　井上　一也
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで　山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第６３９号
埼玉県川口市柳崎４丁目６番24号　ヤシの家
債務者　橋本　　守
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６５３号
埼玉県川口市飯塚３丁目10番36号　イーストハウス201号、旧住所埼玉県川口市本町２丁目10番18―307号　ワイズフラット
債務者　柴田　公彦
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第９６号
千葉県成田市本三里塚230番地23（ソワサント成田Ｂ　103）、前住所千葉県成田市新田275番地６　（グミの木ハイツ102号）
債務者　塙　　文男
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１０７号
千葉県佐倉市王子台１丁目９番地１　王子台グリーンタウン６―201
債務者　進未　　源
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第２５号
神戸市垂水区桃山台２丁目1664番地の10　桃山台ハイツ104号、従前の住所神戸市垂水区桃山台４丁目1501番地の２　ガーデンハイツ桃山台114号
債務者　桑名　治雄
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２６号
神戸市垂水区桃山台２丁目1664番地の10　桃山台ハイツ104号、従前の住所神戸市垂水区桃山台４丁目1501番地の２　ガーデンハイツ桃山台114号
債務者　桑名　由依
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２３２号
神戸市長田区北町３丁目４番地の１　市住１―606号
債務者　ＮＧＵＹＥＮ　ＭＩＮＨ　ＰＨＵＯＮＧ
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２３３号
神戸市垂水区歌敷山４丁目11番12号、従前の住所兵庫県西宮市山口町下山口３丁目４番47―307号
債務者　南　　優子
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３３１号
神戸市兵庫区湊山町25番14号
債務者　二階　賢治
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１４号
長崎県南島原市西有家町龍石4715
債務者　高木　政弘
１　決定年月日時　令和７年５月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

令和７年（フ）第５０９号
さいたま市中央区本町東４丁目31番５号　プリムヴェール・デュオ203号
債務者　五十嵐千穂（旧姓永冨）
１　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第５８５号
埼玉県戸田市本町１丁目21番13―1204号
債務者　石田壮一郎
１　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第５９８号
さいたま市大宮区寿能町２丁目140番地１　寿能団地７―513
債務者　星野　志保（旧姓田口・甲斐）
１　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６１４号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端３丁目８番６号　レオハイツ202号
債務者　齋藤麻莉亜
１　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６１７号
埼玉県新座市北野２丁目15番13号
債務者　村井　玲王
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６２３号
埼玉県川口市戸塚東２丁目12番６号　メゾンファミール102号
債務者　山本　淳子
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６４５号
埼玉県戸田市喜沢１丁目14番地の６　西川口プラザＣ303号室
債務者　星　美佳寿
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６５９号
さいたま市中央区本町東７丁目14番６－203号
債務者　小泉　梨音
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６６５号
埼玉県川口市大字安行藤八723番地　川口安行ウィステリア103号
債務者　工藤　健司
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６７８号
さいたま市南区鹿手袋３丁目６番８号　田口コーポ103
債務者　蔦島　愛子
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６８１号
埼玉県新座市畑中１丁目13番５号　エスポワール畑中403号室
債務者　今村　里奈
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１７３号
埼玉県八潮市大字八條1567番地　八潮団地20号棟401号室
債務者　河本寿こと　河　　鐘壽
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２１３号
埼玉県ふじみ野市桜ケ丘２丁目10番45号
債務者　宮脇　真澄
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２３０号
埼玉県所沢市花園３丁目2387番地の89
債務者　重澤　日向
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２８１号
埼玉県川越市大字南田島2099番地１　（アネックス加藤Ａ－102号室）
債務者　瀬田川和男
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第３０７号
埼玉県狭山市広瀬東４丁目10番10号　グループホーム　ラフォーレ４号棟
債務者　星野　睦美
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第４６号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原339番地４　有料老人ホーム誉、住民票上の住所青森県つがる市豊富町屏風山１番地６
債務者　北澤　金徳
1　決定年月日時　令和７年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和７年（フ）第９７号
千葉県松戸市仲井町１丁目９番地の１　レオパレス９番街303号
債務者　廣瀬　健悟
1　決定年月日時　令和７年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１６３号
千葉県松戸市平賀228番地　コーポグリーン103号
債務者　芳賀　芳樹
1　決定年月日時　令和７年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１９７号
千葉県松戸市牧の原２丁目255番地　ボンメゾン101号
債務者　松野美由紀
1　決定年月日時　令和７年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２０７号
千葉県柏市北柏１丁目５番地３　クリエイティブ北柏503号、前住所千葉県柏市宿連寺243番地１　ジュネ向山２番館406号
債務者　依田　　真
１　決定年月日時　令和７年４月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２３９号
千葉県野田市中戸476番地４
債務者　菊池まどか
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２４０号
千葉県柏市豊四季514番地３　ジュネパレス柏第46―203号
債務者　出井　博之
１　決定年月日時　令和７年５月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２５８号
千葉県柏市篠籠田1397番地282　コーポ中根101号、前住所千葉県柏市あけぼの１丁目５番３―102号
債務者　堀越　　霞
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２７９号
千葉県柏市豊四季352番地７　マイキャッスル柏豊四季205号
債務者　小林　沙織
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３００号
千葉県柏市豊平町３番14号
債務者　前原　知子
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３１７号
千葉県柏市ひばりが丘12番18―201号
債務者　谷川　　勉
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３３６号
千葉県松戸市東平賀275番地の１　ソーシャルインクルーホーム松戸東平賀
債務者　﨑代　政信
法定代理人保佐人　都田　和義
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第４４２号
仙台市若林区沖野６丁目６番７―302号
債務者　門馬　綾香
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第６３号
秋田市新屋松美町５番43号
債務者　遠藤　光英
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで　秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１０８号
茨城県ひたちなか市大字田彦1227番地８　ハイツマロンフィールドＢ棟101号
債務者　堀江　有子
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで　水戸地方裁判所

令和７年（フ）第７２号
茨城県筑西市幸町２丁目30番10号
債務者　中山　奈美（旧姓齊藤）
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで　水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第８０号
茨城県筑西市門井1981番地14　マーキュリーハイツＨ棟202号
債務者　海老澤由美
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで　水戸地方裁判所下妻支部

令和６年（フ）第２３１号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字新巻1253番地１
債務者　黒田　峻介
１　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第２０５号
岡山市北区島田本町１丁目２番20号　Ｐｒｅｓｔｉｇｅ　ＳＨＩＭＡＤＡ　105号
債務者　棚田淳之助
１　決定年月日時　令和７年５月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで　岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３４３号
広島県安芸郡海田町三迫２丁目８番49―14号
債務者　石原　耕一
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３９号
広島県尾道市御調町公文544番地
債務者　紙屋　　咲
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和７年（フ）第３７８号
福岡市東区香椎浜２丁目１番３―406号　市営香椎浜団地
債務者　瀧田すみれ
1　決定年月日時　令和７年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第７０８号
福岡市早良区百道３丁目14番２―201号　ルイシャトレ
債務者　永山　街子
1　決定年月日時　令和７年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第２９２号
大分市東大道１丁目８番15―502号　カサベルデ駅南
債務者　宮本　　藍
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第８１号
大分市羽屋４丁目３番34号
債務者　酒井　隆治
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１１６号
大分市高松東１丁目４番15号　エクセレント高城402
債務者　小野　広志
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１２５号
大分市星和台２丁目４番２号　グリーンビル星和台101、申立時の住所大分市敷戸西町12番７―202号
債務者　佐藤　智之
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１５４号
大分県別府市野口中町18番19号　八坂ビル403号
債務者　田野上里美
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１６６号
大分市大字津守192番地の１
債務者　後藤　好美
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１６７号
大分市大字政所3158番地の28　コーポアフィニティー103
債務者　岩崎　龍一
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第４８号
北海道広尾郡広尾町丸山通南１丁目38番地新北樺団地１号棟５号室
債務者　上口　眞弓
1　決定年月日時　令和７年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第８７号
盛岡市厨川２丁目30番６―201号
債務者　髙橋　俊明
1　決定年月日時　令和７年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第９６号
盛岡市南仙北１丁目12番39号、前住所盛岡市仙北２丁目14番13号
債務者　佐藤　麻里
1　決定年月日時　令和７年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第７２号
群馬県太田市龍舞町2048番地１　エステートハイツＣ―202号
債務者　進藤　祐介
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第１３５６号
大阪市淀川区十三東５丁目２番25号　十三ハウス　406号
債務者　明照運送こと高山光照こと　高　　光照
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１３９４号
大阪府門真市北岸和田３丁目９番13号
債務者　深田　悠司
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１４２８号
大阪府東大阪市喜里川町９番６号　ＳＥＡウエストコート　306
債務者　岡部美沙子（旧姓街）
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５１７号
大阪市淀川区宮原１丁目15番18―1302号
債務者　菅谷　佳子
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５２５号
大阪市平野区喜連西４丁目６番68号　ＡＩビル　401号、前住所大阪市生野区勝山南２丁目３番３号　南秀苑かつやま　203
債務者　奥河　　桜
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５３１号
大阪府大東市野崎１丁目15番313号
債務者　古賀　則行
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５４２号
大阪府高槻市津之江町１丁目９番13号
債務者　石倉　昭滋
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５８３号
大阪市浪速区塩草３丁目12番17―808号
債務者　姉川　大地
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５８９号
大阪市西淀川区出来島２丁目８番15号
債務者　河村パメラこと　ＧＡＤＥＡ　ＤＥ　ＫＡＷＡＭＵＲＡ　ＤＯＲＩＳ　ＰＡＭＥＬＡ
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１６１９号
大阪市西成区北開１丁目３番26―907号
債務者　谷山　将瑚
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１６５７号
大阪市淀川区木川西４丁目２番16―1001号
債務者　久保田エミカ
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１６６７号
大阪府東大阪市五条町９番30号シャルマンコーポ枚岡公園　Ｂ棟407号室
債務者　佐野結城子
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７０３号
大阪府豊中市庄内東町３丁目８番16―510号
債務者　堀田　正典
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７９４号
大阪府高槻市富田町５丁目25番15号　大協マンション402号、前住所大阪府高槻市如是町26番５号
債務者　森西　由紀
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７９９号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目31番33号　105号
債務者　齊藤　大楽
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８２１号
大阪市城東区成育２丁目16番８号　ジョイスクエアー　２―Ｄ
債務者　ＢＥＲＵＡＮＧこと　廣井　理員
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８８１号
大阪市西淀川区福町２丁目11番５号　リバーサイドふよう
債務者　栫　　順子
法定代理人成年後見人　下前　卓也
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２８８号
広島市東区戸坂千足１丁目21番18―208号
債務者　田上　友貴
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１１号
福岡県柳川市三橋町江曲89番地８　バウ　テラタイ　201、前住所福岡市博多区浦田２丁目２番20―102号　アネックスけやき台Ⅱ
債務者　佐藤　愛梨
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和６年（フ）第２７７号
沖縄県南城市佐敷字津波古1232番地１　城間アパート202号
債務者　又吉　大毅
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第４８０号
沖縄県中頭郡西原町上原２丁目22番地の３（ネクスコートソフィア303号）
債務者　南　　勲
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第５３６号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原16番地２エクセルマンション303号
債務者　阿部　孝一
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第９２号
静岡県浜松市中央区大蒲町115番地の10　アモーレ大蒲
債務者　水野　智啓
１　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第１２０号
神戸市北区日の峰５丁目10番地の１　１―1005号
債務者　村田　和也
１　決定年月日時　令和７年５月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２４８号
神戸市垂水区名谷町字高曽2300番地の１　市住１―606号
債務者　佐藤美千代
１　決定年月日時　令和７年５月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９号
兵庫県豊岡市九日市上町71番地の１　アバンツァート205号室
債務者　永吉　亜希
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和７年（フ）第１２号
兵庫県朝来市和田山町岡31番地１
債務者　谷口　利美
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和７年（フ）第１０６号
福岡市南区井尻３丁目27番24号
債務者　熊本誠志郎
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第３２０号
福岡市早良区曙２丁目７番11―101号　大産曙ビル
債務者　平田清こと　兪　　国清
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第４５２号
福岡市南区屋形原３丁目43番７―105号　市営屋形原住宅７号棟
債務者　松田　勇一
１　決定年月日時　令和７年４月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第４７９号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東７丁目15番１号　ファミール井上　104号
債務者　大谷　友樹
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第５６４号
福岡市東区名島１丁目28番28―105号　大産名島ビルＢ
債務者　江口　靖司
１　決定年月日時　令和７年５月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第６２１号
福岡市早良区原１丁目38番２―305号　ピュアドーム原
債務者　江上　裕助
１　決定年月日時　令和７年５月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第６６３号
福岡市城南区宝台団地６番201号
債務者　米田　洋子
１　決定年月日時　令和７年５月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第６７６号
福岡市東区城浜団地45番701号
債務者　大賀まち子
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第３３号
北海道余市郡余市町栄町414番地24
債務者　三浦　真人
1　決定年月日時　令和７年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和７年（フ）第２３号
秋田県能代市河戸川字中谷地16番地25
債務者　平川みずき
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和７年（フ）第４１号
福島市渡利字舘82番地の５
債務者　尾形　　悠
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
福島地方裁判所

令和７年（フ）第４３号
福島市森合字丹波谷地28番地の31甚野アパートＣ－101
債務者　丹治　宏一
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
福島地方裁判所

令和７年（フ）第５８号
福島県伊達市保原町字10丁目14番地１ガーデンパレス保原301号
債務者　長沼美穂子
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
福島地方裁判所

令和７年（フ）第５００号
さいたま市見沼区春岡３丁目21番地８　メゾン葵202
債務者　河野　一也
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第５６５号
埼玉県川口市差間２丁目31番19号　グランドハイツ金子Ｂ　201号
債務者　飯島　幸衛
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６２９号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸2103番地165
債務者　川上　　聖
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１１０号
埼玉県草加市谷塚町1243番地３
債務者　長岡　弘一
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１２４号
埼玉県越谷市大字大林273番地35
債務者　井島　玲子
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１４０号
埼玉県三郷市三郷３丁目14番地８　ロイヤルハイツ301
債務者　長里　　清
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２６６号
埼玉県吉川市高久１丁目27番地９　グリーンハイツＡ号
債務者　石川　智香
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２７８号
埼玉県草加市長栄２丁目16番地１　高橋荘101号
債務者　澤田　利男
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１２１号
埼玉県行田市宮本13番　行田ハイツ１－503号
債務者　関根　光男
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第６号
神奈川県横須賀市小原台20番14号　木村アパート
債務者　野川　栄治
1　決定年月日時　令和７年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第３１号
神奈川県横須賀市平作８丁目２番13号　パラシオン関201
債務者　森　　義一
1　決定年月日時　令和７年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第３９号
神奈川県横須賀市汐入町２丁目43番地山本興業ビル４Ｆ
債務者　奥村　真緒（旧姓原田）
1　決定年月日時　令和７年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第６９号
新潟市南区戸石587－41　ハイツ青木101号室、住民票上の住所新潟市南区鯵潟１丁目16番30号
債務者　本間美波子
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５１号
富山県高岡市富岡町５番16号
債務者　川尻　英伸
1　決定年月日時　令和７年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和７年（フ）第７２号
長野県松本市大字島内4638番地７　グリーンハイツアオシマ202
債務者　井坪　凌雅
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第１６８号
静岡市清水区港町２丁目６番８号　コネクト港町208
債務者　横関　弘江
1　決定年月日時　令和７年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１８７号
静岡県島田市元島田9403番地の１　フィオーレⅠ　102号室
債務者　猪原　勇樹
1　決定年月日時　令和７年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２４５号
静岡市葵区上土１丁目３番33号　メイプル上土201
債務者　山田　順一
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第９０号
三重県桑名市大央町37番地　エンブレム大勢305号
債務者　鈴木　　暢
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第９５号
三重県四日市市川原町34番５号　ロイヤル川原町501
債務者　及川　　淳
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第９６号
三重県三重郡川越町大字豊田140番地３　コスモハイツ南台102
債務者　折目　　薫
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第１７１号
兵庫県高砂市中筋５丁目１番７号　高砂竜山ビル201号
債務者　木村　　優（旧姓堀江）
1　決定年月日時　令和７年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第４６号
鳥取県日野郡江府町大字江尾1772番地
債務者　加藤　　優
1　決定年月日時　令和７年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第２６号
島根県出雲市塩冶町2080番地　三條屋203
債務者　重谷ゆかり
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和７年（フ）第５３号
山口県下関市彦島老町２丁目８番１号、前住所福岡県福岡市南区警弥郷３丁目19番18号
債務者　中村　百合（旧姓西村）
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第３８号
愛媛県東温市松瀬川甲533番地７
債務者　木戸理映子
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１１３号
愛媛県松山市南高井町1770番地３
債務者　德本　彩香
１　決定年月日時　令和７年５月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１２８号
愛媛県松山市中村４丁目６番18号　メゾンアルファ202号
債務者　渡部　綾乃
１　決定年月日時　令和７年５月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１３１号
愛媛県松山市立花１丁目７番１号　ハイツ立花502号
債務者　中山　浩二
１　決定年月日時　令和７年５月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１３６号
愛媛県伊予市尾崎649番地140
債務者　矢野　義明
１　決定年月日時　令和７年５月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１６４号
宮崎市老松１丁目３番12号　串間ビル３－２
債務者　松江　千穂
１　決定年月日時　令和７年５月７日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１９号
宮崎県日南市春日町９番３号
債務者　上杉　義弘
１　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和７年（フ）第７２号
金沢市入江１丁目55番地　メゾン翔　101号、従前の住所金沢市入江１丁目55番地　メゾン翔　201号
債務者　吉田　文彦
１　決定年月日時　令和７年５月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８２号
金沢市大額３丁目209番地　グレース　ソフィアⅢ　102号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字山廻34番地、名古屋市中川区助光２丁目102番地
債務者　藤井　一樹
１　決定年月日時　令和７年５月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３１号
石川県小松市吉竹町ヌ486番地１　市営住宅55―221
債務者　片矢　　保
１　決定年月日時　令和７年５月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

令和７年（フ）第２９号
広島市西区横川新町15番８―601号　ＹＳビル
債務者　西浦　幸英
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３１４号
広島県廿日市市佐方564番地１　（Ｂ202）
債務者　竹中　　衛
１　決定年月日時　令和７年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１７号
徳島県鳴門市大津町矢倉字中開27番地14　ラ・リヴィエールⅡ　１号、旧住所徳島県徳島市南沖洲３丁目８番13―２号
債務者　喜田　　完
１　決定年月日時　令和７年５月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１０７号
福島県郡山市安積４丁目66番地　影山第２マンション205号
債務者　深谷　仁彦
１　決定年月日時　令和７年５月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第５９号
神奈川県横須賀市浜見台１丁目３番２号　グリーンヒルズ追浜
債務者　大内　正智
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第７１号
神奈川県横須賀市津久井１丁目19番25―101号
債務者　カーン久美子
１　決定年月日時　令和７年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第２０号
高知県宿毛市西片島３番５号
債務者　中武　眞恵
１　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
高知地方裁判所中村支部

令和７年（フ）第２１号
高知県宿毛市西片島３番５号
債務者　中武　弘一
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
高知地方裁判所中村支部

令和７年（フ）第２３号
福岡県直方市大字感田2779番地１
債務者　伊佐　裕雅
1　決定年月日時　令和７年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第１０４号
佐賀県鳥栖市儀徳町2759番地　アパルトメントフォーゲル105
債務者　濱田　里好
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１２７号
佐賀市嘉瀬町大字十五1444番地１　グループホームかがやき
債務者　石丸小百合
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第２１３号
神奈川県横須賀市芦名２丁目17番16号Ｍ１、前住所神奈川県横須賀市芦名２丁目24番18号
債務者　伊藤美奈子
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第１号
神奈川県三浦市三崎町諸磯1195番地１、前住所神奈川県三浦市岬陽町22番７号
債務者　與　　重正
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第２号
神奈川県三浦市三崎町諸磯1195番地１、前住所神奈川県三浦市岬陽町22番７号
債務者　與　　文香
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第６２号
神奈川県横須賀市安浦町１丁目５番地　ダイカンプラザＣＩＴＹ２―703
債務者　竹内　　弘
1　決定年月日時　令和７年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第７９号
神奈川県横須賀市長沢１丁目38番31号
債務者　浅野　幸雄
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第８７号
神奈川県横須賀市浦上台１丁目27番20号
債務者　宅間　岳人
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和７年（フ）第１８０号
神奈川県秦野市曽屋1176番地の10
債務者　大住　彩乃（旧姓好永）
1　決定年月日時　令和７年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第６６号
青森市はまなす２丁目15番25号
債務者　山本　智子
1　決定年月日時　令和７年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１３０号
青森市栄町２丁目６番６号　コーポ栄町102号
債務者　奥崎　惠子
1　決定年月日時　令和７年５月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

令和６年（フ）第３７号
千葉県富里市御料964番地16（フルーツパーク富里館Ｂ204）、開始決定時の住所千葉県香取市佐原ホ1298―１エレガンテⅡ202号室
破産者　木村　和彦
1　決定年月日　令和７年４月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和６年（フ）第６１５号
千葉県野田市柳沢224番地
破産者　森田　浩二（旧姓山本）
1　決定年月日　令和７年４月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第９５３号
千葉県松戸市栗ケ沢824番地　メゾンドハイツユアサ203号
破産者　小林あゆみ
1　決定年月日　令和７年４月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（フ）第９７４号
千葉県我孫子市新木野１丁目16番８号
破産者　椎橋　一能
1　決定年月日　令和７年４月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３号
千葉県鎌ケ谷市北中沢３丁目４番23号（エスペランサ一番館102）、前住所千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷３丁目３番１号
破産者　青木　富子
1　決定年月日　令和７年４月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第４０号
千葉県鎌ケ谷市東初富２丁目10番25―８号
破産者　安野　政彦
１　決定年月日　令和７年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１５号
新潟県魚沼市佐梨461番地１　メイプルコート17　201号
破産者　外山　照子
１　決定年月日　令和７年４月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第７号
北海道勇払郡むかわ町生田242番地33
破産者　寺村　敬秋
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和７年（フ）第１５号
北海道苫小牧市音羽町１丁目12番２―202号
破産者　佐々木清光
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和７年（フ）第２３号
北海道苫小牧市日新町４丁目１番34号　共同住宅すまいる～む
破産者　柏木　昭子（旧姓細川）
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和７年（フ）第３６号
千葉県富里市七栄901番地４（ヴィララナン101）
破産者　田嶋真由美
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第９号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目５番39号
破産者　桑原千亜喜
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１１号
千葉県松戸市八ケ崎７丁目16番地の23　グリーンハイツ２―101号
破産者　橋本　真誓
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１７号
千葉県松戸市高塚新田494番地の14　梨香台団地７棟704号室
破産者　市川　隼人
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２３号
千葉県柏市豊住４丁目４番２号　メゾン・ド・ヒラヤマＡ―103号
破産者　古谷　美咲
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第３４号
千葉県流山市前ケ崎666番地の41　ビーンズ前ケ崎102
破産者　中者　慎一
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第４３号
千葉県松戸市金ケ作222番地の１　金ケ作県営住宅１棟107号、前住所千葉県松戸市小金原７丁目９番地の10　ニッコーハイツ305号
破産者　内藤　英之
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第２２号
相模原市南区新磯野４丁目７番２―310号
破産者　ジャンフィ　ひとみ
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第２３号
相模原市南区新磯野４丁目７番２―310号
破産者　ジャンフィサムエル勇気
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第７号
新潟県魚沼市田中711番地９
破産者　佐藤　芳道
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第１１号
新潟県長岡市幸町１丁目６番11号　宮アパート１号室
破産者　島田　　肇
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和６年（フ）第５７号
兵庫県宍粟市山崎町下比地159番地
破産者　居垣　哲男
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和６年（フ）第４９８号
熊本市北区大窪５丁目５―６　大窪団地403、住民票上の住所熊本市東区八反田２丁目17番71号
破産者　大越　綾華
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第７２６号
熊本県上益城郡御船町大字小坂2120番地　町営住宅小坂団地14号
破産者　松井　竜海
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第７４０号
熊本市西区島崎６丁目17番２号　リバプールコート101号、転入前住所熊本市中央区新大江３丁目７番27号　新大江パークハイツ107号
破産者　義山　魁生
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第７７０号
熊本市西区池亀町１番３号　コーポ上熊本201
破産者　山代つぼみ
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第７８２号
熊本県上益城郡甲佐町大字中横田236番地
破産者　荒瀬　賢人
１　決定年月日　令和７年４月30日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第１３６０号
仙台市青葉区上杉６丁目１番34号
破産者　平塚　史郎
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１２５号
仙台市青葉区水の森３丁目29番21―406号
破産者　遠藤　聡士
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１３６号
仙台市泉区みずほ台20番地の14　エステートみずほ台Ａ棟102
破産者　森田　一史
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１５１号
仙台市太白区八木山香澄町20番11号　丘とそよ風のラ・フルール101
破産者　高橋　寧々
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２号
千葉県香取市佐原ロ2028番地
破産者　香取　美保
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和６年（フ）第３５５６号
東京都調布市多摩川５丁目７－４　京王多摩川ビル88　３Ｆ
破産者　長井　洋輔
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８９号
川崎市幸区塚越２丁目194番地４　ＫＫＦハイツ　202
破産者　小池　昌幸
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第１０１号
川崎市中原区上新城２丁目８番16号　シンフォニックパレス　402
破産者　佐藤　明美
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第６４３号
相模原市南区相模台７丁目28番12号
破産者　松本　梨花（旧姓釣巻）
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第５０号
相模原市中央区清新４丁目５番８号
破産者　阿部ちずな
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第５８号
相模原市中央区矢部１丁目２番３号　シルフィード相模原604
破産者　小栗　鉱平
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第８号
新潟県長岡市柏町１丁目５番41号　コスモハイツ201号室
破産者　北條　三郎
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第８号
富山市五福5286番地17　功徳荘203号、前住所富山市山室荒屋143番地１
破産者　花田　美希（旧姓山田）
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２６号
長野県松本市南原１丁目27番15号　葉月荘201
破産者　坂本　義一
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第２９号
長野県塩尻市大字広丘堅石68番地１　くれないアパート101
破産者　雨宮　敏生
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第３３号
長野県松本市征矢野２丁目３番19号
破産者　穂苅　大和
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和６年（フ）第１００１号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目５番３－202号
破産者　大河内幸子
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２０号
堺市西区浜寺元町３丁275番地　リバティ浜寺203号
破産者　西尾　克子
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３７号
堺市中区東八田３番地３　フォーリストナノ108号
破産者　辻本　雄樹（旧姓先谷）
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３８号
堺市中区土塔町79番地５　土塔クリスタル102号
破産者　中野　　弘
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第５２号
大阪府高石市綾園３丁目13番２－608号
破産者　小川　一輝
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第５８号
堺市北区常磐町１丁17番地３　ファインデイズ北花田113号
破産者　山口　　巡
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第６５号
大阪府羽曳野市碓井４丁目８番５－501号
破産者　皆木　美香
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第６６号
大阪府高石市加茂３丁目11番１－105号
破産者　吉田万佐美
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第８１号
大阪府松原市高見の里１丁目７番21－502号
破産者　中野運送こと　中野躍優唯
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第８２号
代替住所Ａ（旧住所　大阪府羽曳野市野々上４丁目１番９－202号）
破産者　早水　大輔
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第９２号
堺市西区浜寺石津町中３丁15番10－404号
破産者　小張　宏幸
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１１２号
大阪府藤井寺市沢田３丁目６番32号
破産者　東野　誠覇
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１１４号
堺市南区城山台２丁１番19－110号
破産者　小谷　直子
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１１５号
堺市堺区三条通６番20号（201号）
破産者　田邉　　宏
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第２号
鳥取県倉吉市山根431番地２　フレグランスＭ・Ｂ101
破産者　堀　　瑞輝
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和７年（フ）第６号
鳥取県倉吉市上井503番地54
破産者　中井　美紀
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和７年（フ）第１４号
愛媛県西条市小松町南川甲265番地１　山本借家　４号
破産者　首藤　祐志
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和７年（フ）第７８号
北九州市若松区大字畠田959番地２（202）
破産者　髙尾美砂子
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第９１号
北九州市八幡西区西川頭町10番23―204号
破産者　創作館こと　野見山　清
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１０７号
北九州市八幡西区幸神１丁目９番13―305号
破産者　田村　浩樹
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１１５号
北九州市小倉北区中井５丁目15番４―605号
破産者　佐藤　孝裕
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１１７号
北九州市八幡西区中の原２丁目19番２号
破産者　奥村　修次
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第１２３号
北九州市小倉北区板櫃町１番20号
破産者　大久保伸男
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２号
大分県国東市国見町伊美2052番地５
破産者　中尾　　厚
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和７年（フ）第８号
北海道小樽市花園４丁目３番11―302号　オルセー花園
破産者　三上真有美
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和７年（フ）第１１号
北海道小樽市赤岩１丁目18番７号
破産者　関川秀二三
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和７年（フ）第１４号
北海道小樽市潮見台１丁目８番31号
破産者　熊川　　理
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和７年（フ）第１６号
北海道小樽市オタモイ１丁目28番3105号　オタモイ住宅３号棟
破産者　山本　祐司
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和７年（フ）第６０号
函館市日吉町３丁目36番８―408号
破産者　歩仁内利男
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第６６号
函館市若松町35番16号
破産者　坂井さゆり
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第１４号
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原101番地17
破産者　青木　将大
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（フ）第７号
岩手県滝沢市篠木明法128番地７　わおんにゃおん大釜、前住所盛岡市西青山２丁目７番22号
破産者　澤瀬美弥子（旧姓田端）
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和６年（フ）第１１７号
岩手県花巻市下北万丁目73番地　エステート73―203号、旧住所埼玉県久喜市鷲宮中央１丁目５番12号　Ｆ・ＴハイムＢ―201号
破産者　上平　英義
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（フ）第３号
岩手県花巻市高木第20地割200番地93、旧住所岩手県岩手郡岩手町大字川口第43地割221番地
破産者　宮崎　悦子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（フ）第９号
岩手県北上市大堤南１丁目８番10号　障がい者グループホーム一歩　大堤、旧住所岩手県北上市和賀町山口38地割２番地４
破産者　照井　　周
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（フ）第１０号
岩手県花巻市二枚橋第６地割27番地２　コーポ北都210号
破産者　谷村　邦宏
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和６年（フ）第１２０号
岩手県一関市東山町田河津字丸木153番地
破産者　佐藤　康弘
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和６年（フ）第１０９号
宮城県白石市福岡八宮字中ノ川18番地、前住所宮城県柴田郡柴田町西船迫１丁目11番地57フレグランス船迫102号
破産者　大野　史尋
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第３号
宮城県柴田郡村田町大字村田字塩内161番地２　２号棟104号室
破産者　兎原伊都子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第１６号
宮城県刈田郡蔵王町宮字松ケ丘327番地１　コーポ蔵王203号
破産者　佐藤　千津
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和７年（フ）第１７号
宮城県大崎市鹿島台平渡字上敷34番地１　麗203号、従前の住所宮城県大崎市鹿島台平渡字銭神122番地５
破産者　三山　優希
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第２６号
山形県東村山郡山辺町大字大塚822番地１
破産者　小林　裕美
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１１号
山形県米沢市春日１丁目７番55号　ロイヤルハイツ103号室、前住所山形県米沢市林泉寺２丁目10番29号　ライフステージ古志田Ｃ－102号室
破産者　高野　勇悟
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和６年（フ）第１７６２号
東京都八王子市大楽寺町420番地７横川ビル201号
破産者　吉田　義晴
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第６７８号
神奈川県伊勢原市上粕屋1206番地　山王ハイツＡ－203号
破産者　金坂　高志
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和６年（フ）第７１０号
神奈川県厚木市戸田2468番地４　レオパレスアネモス204
破産者　増井　淳子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和６年（フ）第７１５号
神奈川県小田原市扇町１丁目５番４号　メゾン日の出201
破産者　阿部エマンヌエリータサントス（ＡＢＥ　ＥＭＭＡＮＵＥＬＩＴＡ　ＳＡＮＴＯＳ）
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第８号
神奈川県厚木市山際151番地10　メルハウスみなみ202
破産者　川平ヨシ子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第１４号
神奈川県平塚市東真土３丁目８番83号
破産者　濱　　寿美
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第３７号
相模原市南区磯部920番地２
破産者　石嶋　大輝
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第７３号
相模原市南区双葉２丁目１番11号
破産者　吉田　健二
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第８０号
相模原市緑区下九沢540番地10
破産者　工藤　　寛
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第８３号
相模原市南区上鶴間６丁目５番１号　ジュネス・アイ　201
破産者　島　　滉斗
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第８８号
相模原市中央区淵野辺本町４丁目17番18号
破産者　佐久間あゆ
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第９８号
相模原市中央区千代田１丁目５番７号　シャングリラコスモ201号
破産者　長田　芳児
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和６年（フ）第９６号
岐阜県養老郡養老町養老公園1079番地
破産者　吉岡　文恵
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第２号
岐阜県大垣市郭町東２丁目26番地、前住所岐阜県大垣市寺内町５丁目10番地
破産者　大橋　時子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第４号
岐阜県大垣市鶴見町619番地１　鶴見団地Ａ205号、前住所岐阜県大垣市鶴見町269番地４
破産者　森　　一広
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和６年（フ）第１０３号
岐阜県中津川市手賀野643番地の２
破産者　池元　由衣
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（フ）第１５号
愛知県安城市大東町６番16号　市営住宅Ｄ－305
破産者　嶋﨑奈緒子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第１８号
愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地１　公団122－501号
破産者　渡名喜庸信
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第３０号
愛知県碧南市篭田町３丁目102番地１　カトウハイツ201号、前住所愛知県碧南市入船町１丁目11番地
破産者　磯貝　宣行
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第５４号
愛知県高浜市論地町１丁目８番地15（ベルメゾンＡ101）、前住所愛知県清須市西枇杷島町南松原35　レスポワール泉美401
破産者　神谷　敬道
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第５６号
愛知県豊田市大林町13丁目６番地13　プランドールＭＫ　207号、前住所三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ30番５号　カメハウス203
破産者　三輪　義隆
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第７５号
愛知県豊田市宮上町７丁目50番地　ビラージ宮上96　102号、前住所愛知県日進市香久山３丁目1701番地　シティオ香久山104
破産者　渥美　友紀
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第７６号
愛知県安城市榎前町寒風根28番地　市営寒風根住宅Ａ―201
破産者　大橋　保幸
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第８０号
愛知県岡崎市上和田町字森崎27番地　フレマリール森崎　Ｂ―201
破産者　若林　正道
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第８２号
愛知県知立市八橋町東出口125番地　ル・ソレイユ・ルヴァン203号
破産者　笠井　美喜
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第９０号
愛知県豊田市若林西町小山166番地　ハイツ安田105号
破産者　坂田　吉隆
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第９１号
愛知県豊田市山之手10丁目57番地
破産者　山下有紗美
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第９６号
愛知県西尾市徳次町宮廻20―１　スカイハイツ307号室、住民票上の住所愛知県清須市土器野864番地１
破産者　浅野　　等
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和６年（フ）第２６７号
三重県亀山市能褒野町４番地52
破産者　山本　雅也
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和６年（フ）第２６９号
三重県鈴鹿市中旭が丘４丁目８番２号　ハイツ旭が丘つばき棟021―30
破産者　髙村　隼人
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１８号
滋賀県栗東市辻279番地（105号）　第一カナヤハイツ
破産者　杉本　理恵
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２９号
大津市下阪本２丁目18番１号　満仲荘104、前住所大津市真野五丁目16番29号　ジョイフル岡本103
破産者　癒やし処ほぐすること　中西　啓介
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１４２０号
京都市南区吉祥院御池町７番地　ネオコーポ西大路　501
破産者　横田　美幸
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第１４３６号
京都市南区東九条南烏丸町35番地６　南烏丸市営住宅２棟462号
破産者　樋崎　明美
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第１４４０号
京都市上京区御前通一条下る東竪町120番地１　ヴィラ矢杉302号、前住所大阪市港区波除２丁目５番19号　ひかり第二ハイツ406号
破産者　市川　恭男
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第１４５０号
京都府京田辺市薪山垣外80―１　山本マンション１階５号、前住所京都府八幡市美濃山井ノ元72番地　６号室
破産者　吉村　政芳
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第９号
京都市左京区上高野隣好町７番地　グリーンハイツ206号室、開始決定時の住所京都市左京区上高野畑町32番地１　第二京洛　103号室
破産者　北岡　幸美
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第３１号
京都府城陽市富野北垣内１番地の62
破産者　竹嶋　勝治
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４０号
京都市山科区小山松原畑町16番地７
破産者　正木　瑳来
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４６号
京都市山科区竹鼻西ノ口町12番地の８
破産者　正田　香織
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第７６号
京都市下京区小稲荷町22番地２　市営住宅53棟707
破産者　たべのみ屋くりぼん・ふぃれや翔こと　栗尾　裕樹
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第８１号
京都府八幡市川口萩原１番地の１　グランディオ101
破産者　江谷ふじ子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第８３号
京都市伏見区向島本丸町39番地　名月荘201号室
破産者　仲谷　一毅
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１０４号
京都市中京区二条通堀川東入矢幡町300番地５　メゾン藤重　402
破産者　山口　信廣
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１１５号
京都府八幡市八幡五反田17番地の１　セントラルレジデンス２―206
破産者　野田　大祐
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１１６号
京都市山科区大宅中小路町62番地66
破産者　加藤　晃巳
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１１９号
京都市東山区福稲下高松町29番地２　シュトラーセ鳥羽街道　301号、前住所京都市伏見区深草野手町19番地２
破産者　宮川実弥美
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１２０号
京都府城陽市平川浜道裏20－１　社会福祉法人城陽福祉会　特別養護老人ホームひだまり平川、住民票上の住所京都府城陽市久世里ノ西221番地の35
破産者　岩本　治子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１２８号
京都市山科区厨子奥若林町７番地13　グラートマンションⅣ　202号
破産者　西野　弘子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１２９号
京都市左京区松ケ崎正田町６番地23　コーポ北泉102号室、前住所京都市下京区河原町通松原上る２丁目富永町361番地　プレサンス京都四条河原町ネクステージ405
破産者　130グループこと　横山　　功
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１３６号
京都市左京区岩倉上蔵町101　稲門会いわくら病院、住民票上の住所京都市北区上賀茂東上之段町38番地２　大野住宅　Ｅ－２
破産者　上坂美知子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１３７号
京都市南区久世上久世町482番地１　セジュール藤Ｂ号棟101号
破産者　大石　隆輔
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１４１号
京都市南区西九条針小路町109番地
破産者　橋本　直樹
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１４３号
京都府長岡京市下海印寺川向井19番地　サンライト川向井　205
破産者　篠藤　真弓
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第１１号
京都府福知山市字新庄450番地の１　グレイス本庄102号
破産者　真下　　浩
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和７年（フ）第１４号
京都府福知山市和久市町144番地　ロジュマンＡ102号
破産者　小田垣　明
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和７年（フ）第１５号
京都府綾部市上延町下雑面55　コートハウスＩＤＥＮＯ２、開始決定時の住所京都府福知山市正明寺1711－１　フォレストＤ206
破産者　日置　美咲
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和６年（フ）第４０７２号
大阪市生野区生野東４丁目４番18号　シャーメゾン源　105号室
破産者　甲斐　蓮太
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５６２０号
大阪府八尾市八尾木北２丁目56番地の２　Ｒｉｎｏｎ八尾木101号
破産者　木村惠滋郎
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５７６７号
大阪府東大阪市楠根１丁目12番４－512号
破産者　葛西　尚樹
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５９８７号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目４番29号　住宅型有料老人ホーム　オアシスコート南加賀屋　103号、前住所大阪市中央区谷町６丁目13番４号
破産者　宮川　晃成
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０４３号
大阪市住之江区新北島３丁目７番45－1307号
破産者　山本由美子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０５６号
大阪府枚方市桜丘町５番15－204号
破産者　小林　義信
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６１８１号
大阪府枚方市牧野北町５番12－202号、前住所大阪府枚方市長尾家具町１丁目13番地の36
破産者　中川　優広
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６２０４号
大阪府茨木市耳原２丁目17番12号　アルバカーサＡ　203号
破産者　鈴木　啓太
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６２４９号
大阪市港区夕凪１丁目15番19－1104号
破産者　中田　将也
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６２５８号
大阪府豊中市曽根東町５丁目８番28号
破産者　吉竹　英明
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４号
大阪市平野区喜連５丁目５番24号
破産者　大坂　康史
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１１８号
大阪府寝屋川市高柳５丁目36番27号（202号）
破産者　福嶋　啓以（旧姓村岡）
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１３７号
大阪市淀川区十三東１丁目10番22－503号
破産者　太田　篤志
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７６号
大阪市西淀川区御幣島４丁目10番３号　キャレ御幣島　102号室
破産者　髙山　雄大
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２０１号
大阪市大正区小林西２丁目20番２号　ベイサイド401号
破産者　田港　　猛
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２９６号
大阪府茨木市上郡２丁目７番５号　チェルシーコート　305号
破産者　野村　仁也
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３０７号
大阪市西淀川区御幣島６丁目13番81―９号
破産者　尾崎　朱音
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３１６号
大阪府吹田市佐竹台２丁目４番８―602号
破産者　大岩　智恵
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３６１号
大阪市旭区新森４丁目24番26号　マンション大下101
破産者　甲斐　聡子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３８８号
大阪市浪速区恵美須西３丁目10番５号　ＣＯＣＯｄｅ恵美須ＢＡＳＥ
破産者　冨田　友愛
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３９６号
大阪府東大阪市池島町２―１―19―302、住民票上の住所奈良県橿原市東竹田町537番地
破産者　小杉　瑠奈
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４１４号
大阪府箕面市桜井１丁目２番28号
破産者　大谷　涼泰
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４２２号
大阪府枚方市招提大谷３丁目17番13号
破産者　松葉　知美
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４６５号
大阪市淀川区東三国３丁目11番16号　ミフネセントラルベア東三国　813号室、住民票上の住所大阪市淀川区東三国１丁目14番10号
破産者　東野　　保
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４６６号
大阪市東住吉区住道矢田４丁目６番６号　株式会社　ＤＡＩＫＯ　201号
破産者　辻岡　了一
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４９８号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目17番15号　山幸ビル　305号
破産者　永谷　澄靖
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５０１号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目３番13―102号
破産者　大住　英子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５０３号
大阪市東淀川区相川３丁目９番11号　アーバンハイツ佐藤　203号、前住所京都府長岡京市柴の里１番地108
破産者　大東　義人
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５１３号
大阪市平野区長吉六反４丁目８番１―808号
破産者　彼末　篤志
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５３８号
大阪府東大阪市吉田４丁目２番22―303号
破産者　藤井　靖枝
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５４３号
大阪市生野区中川西２丁目15番６号
破産者　ＬＥＥ　ＳＡＮＧ　ＳＯＯＫ　李　相淑
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５６７号
大阪市東淀川区淡路１丁目８番１―107号
破産者　有田　美香
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５７０号
大阪府高槻市沢良木町11番４―101号
破産者　横田　螢子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２２号
大阪市東淀川区小松１丁目４番３号　ロイヤルアメニュティー　208号
破産者　加村　　譲
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２３号
大阪市西淀川区姫島１丁目２番10号　オリエントシティ姫島　205号室、前住所大阪市北区西天満５丁目15番12―901号
破産者　森﨑　将尉
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２５号
大阪府東大阪市南鴻池町１丁目３番８号　エクセル鴻池１―Ｇ室、前住所堺市中区深阪２丁３番18―306号
破産者　平　　賢治
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６６０号
大阪府八尾市青山町１丁目２番22―302号
破産者　今村チズ子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２９７号
兵庫県川西市多田桜木２丁目６番18号　308、前住所兵庫県川辺郡猪名川町伏見台２丁目１番地49
破産者　服部　　円（旧姓土井）
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第４号
兵庫県宝塚市泉町３番１―210号
破産者　下村　啓三
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第６号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目７番19―101号
破産者　北井　優希
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第２４号
兵庫県宝塚市米谷２丁目５番11―303号
破産者　南崎亜矢子（旧姓藤井）
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和７年（フ）第７６号
兵庫県姫路市亀山２―190　ミネットホーム亀山、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町塚本33番地１
破産者　奥　裕紀
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（フ）第３９７号
和歌山市福島674番地３　ひろみ
破産者　山本　明美
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１５号
和歌山市津秦169番地５　コーポオレンジ203号室
破産者　藤原　聡江
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第２７号
和歌山市本脇46番地１　グリーン二里ケ浜Ｂ201
破産者　野嶋　和子
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第４２号
和歌山市島105番地２　ニュー川永団地１―６―49
破産者　日髙ゆみ子
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第５１号
和歌山県有田市千田1331番地の６
破産者　玉置　健三
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第４号
高知県高岡郡佐川町永野3047番地１
破産者　田上　尊規
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

令和７年（フ）第５号
高知県高岡郡中土佐町大野見下ル川573番地
破産者　川上　大佳
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

令和７年（フ）第５５号
福岡県久留米市津福本町1632番地２　リブレア津福駅前102号
破産者　岩坂　大生
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（フ）第２０号
長崎県長崎市上小島２丁目11番７号グリーンハイツⅡ205号
破産者　小杉　晃宏
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２１号
長崎県長崎市上小島２丁目11番７号グリーンハイツⅡ205号
破産者　小杉　千春（旧姓山口）
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３２号
長崎県長崎市横尾１丁目７番８号　星アパート102
破産者　赤星　由香
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第９号
宮崎県日南市吾田西２丁目７番19号
破産者　島山　綾香
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

令和７年（フ）第１０号
宮崎県都城市丸谷町769番地
破産者　村永　健
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第１３号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目12番１号　丸英ビル　Ｄ―６号
破産者　當山　孝昌
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和６年（フ）第２１７８号
福岡市南区井尻５丁目９番21―104号　セレピック井尻
破産者　田代　悠大
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第２３８５号
福岡県宗像市泉ヶ丘２丁目36番地１
破産者　里見　幸子
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第８７号
福岡県糟屋郡宇美町原田３丁目10番１―302号
破産者　松本　純二
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１４５号
福岡市博多区那珂５丁目４番１―604号　八尋ビル
破産者　修行　武
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１４７号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東３丁目３番30―302号　ラフェスタ木村
破産者　野口　美佳
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１８４号
福岡市城南区別府６丁目12番11号　Ｋコーポ203号
破産者　糸屋　瑠美
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１９４号
福岡県福津市津丸1164番地の３、前住所福岡県福津市東福間８丁目１番５―104号
破産者　萱嶋　健一
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第３号
茨城県小美玉市幡谷215番地１
破産者　中島　勝幸
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第１３号
茨城県日立市大沼町３丁目25番10号
破産者　辻　美知子
1　決定年月日　令和７年５月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和７年（フ）第５２号
東京都八王子市中野上町３丁目９番２号　陽光荘101号、開始決定時の住所静岡県牧之原市波津1631番地34
破産者　黒木　憲作
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第３４３号
愛知県新城市有海字稲場59番地５
破産者　鈴木佐知江
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第１８号
愛知県豊川市八幡町野路87番地
破産者　清水　翔太
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第２２号
愛知県豊川市牛久保町高原140番地の３　シャトー101号
破産者　松山淳利こと　ＣＨＵＮＧ　ＳＯＯＮ　Ｉ　鄭　　淳利
１　決定年月日　令和７年５月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第２号
茨城県（以下　秘匿）、住民票上の住所千葉県四街道市大日252番地43（プレジュール大日Ａ203号）
破産者　土井　美香（旧姓鈴木）
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第４６号
茨城県常陸大宮市野中町714番地の３
破産者　関　　典子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第８９号
埼玉県上尾市上町２丁目７番26号　Ｋ＆Ｍ上尾203、旧住所埼玉県上尾市中妻１丁目５番地12
破産者　阿部　健一
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第９９号
埼玉県川口市坂下町３丁目25番２号　フォンテーヌ201号
破産者　藤本　考輝
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１６１号
埼玉県北本市栄７番地　２―16―503
破産者　青木みどり
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１７６号
さいたま市岩槻区大字浮谷2042番地１　Ｂ―211
破産者　工藤　　響
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２１５号
さいたま市南区南浦和２丁目29番７号　榮清ビル403、開始決定時の住所さいたま市南区根岸５丁目20番４号　１―206
破産者　御園　昌史
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２３号
山梨県笛吹市一宮町田中477番地18
破産者　田上美智江
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第３６７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字桜木532番地
破産者　皆川芙美代
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第４３号
愛知県一宮市奥町字堤下―94番地
破産者　洞口登喜子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第１０号
広島県三原市本郷南６丁目24番11号　谷アパート５号
破産者　穴井　桂子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和７年（フ）第１１号
広島県三原市本郷南６丁目24番11号　谷アパート５号
破産者　穴井　瑞希
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和６年（フ）第４４号
山口県萩市大字山田4152番地９　山田東沖田団地55―５号
破産者　神崎　孝敏
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和６年（フ）第２３２０号
福岡県糟屋郡粕屋町内橋766―１―602号室、住民票上の住所福岡県糸島市井田468番地３
破産者　浦郷　泰子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２２１号
福岡市城南区友泉亭11番１号　泉コーポ205号
破産者　藤本　卓也
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２４６号
福岡市南区井尻３丁目30番13―203号　プティメゾン
破産者　松藤　陽介
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第４５号
大分市富士見が丘西３丁目14番１号
破産者　綾部　典樹
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第４７号
大分県別府市東荘園４丁目13番８―104号　東荘園ビル
破産者　大久保八重子
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第４４７号
沖縄県那覇市牧志２丁目21番８―301号　具志アパート
破産者　石原　秀樹
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第４６６号
沖縄県中頭郡西原町上原２丁目９番地の１（ルポワＹＡＲＡ606号）
破産者　赤嶺　秀光
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第４８９号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平567番地　ボヌールハウス303
破産者　川端　貴広
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

小規模個人再生による再生計画認可

令和６年（再イ）第１２８号
仙台市若林区河原町２丁目５番45号　コーポ鷹207
再生債務者　藤田　風音
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年３月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
仙台地方裁判所第４民事部

令和６年（再イ）第４号
兵庫県丹波市柏原町挙田712番地８　ビレッジハウス柏原１―201号
再生債務者　大山　国光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日　神戸地方裁判所柏原支部

令和６年（再イ）第８９号
仙台市青葉区片平１丁目１番25―702号
再生債務者　川端清一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
仙台地方裁判所第４民事部

令和６年（再イ）第５８号
広島県東広島市安芸津町大田463番地１　若宮ハイツＧ―１
再生債務者　桑原　辰也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（再イ）第６号
大分県佐伯市大字狩生3048番地
再生債務者　上杉　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日　大分地方裁判所佐伯支部

令和６年（再イ）第６１号
熊本市中央区下通２丁目１番25号　Ｇｒａｎｂａｓｅ下通1202号室
再生債務者　日隈　邦夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月28日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第１号
兵庫県伊丹市池尻７丁目128番地１　セレブコート武庫川201号
再生債務者　植田　実果
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和６年（再イ）第４５号
神戸市西区狩場台１丁目26番地の17
再生債務者　山田　晋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和６年（再イ）第５３号
神戸市西区高雄台17番42号
再生債務者　櫻井　重昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和６年（再イ）第５４号
佐賀市大和町大字久池井2334番地３
再生債務者　只熊　和則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月30日
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和６年（再イ）第１３９号
東京都府中市府中町２丁目20番地の13遠藤ビル405
再生債務者　本間　裕記
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（再イ）第２３２号
神奈川県藤沢市土棚830番地の３　Ｖｉｎｃｕｌｕｍ301号
再生債務者　岩内　俊明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和６年（再イ）第２５号
沖縄県糸満市字阿波根51番地の１
再生債務者　宮里　一成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（再イ）第４２号
千葉県白井市南山１丁目３番７棟104号
再生債務者　樋野　里子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月30日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（再イ）第２９号
新潟県柏崎市大字軽井川559番地２
再生債務者　高橋　茂和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和６年（再イ）第４２号
群馬県渋川市有馬1034番地４
再生債務者　野坂　操
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（再イ）第２４号
大津市和邇南浜332番地
再生債務者　永原　茂義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
大津地方裁判所民事部再生係

令和６年（再イ）第７４号
滋賀県栗東市小平井３丁目２番28―101号
ロイヤルハイツ
再生債務者　高岡組こと　高岡　哲夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
大津地方裁判所民事部再生係

令和６年（再イ）第４８９号
大阪市平野区長吉長原西３丁目６番41号
再生債務者　石井　栄次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（再イ）第６９号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町３丁目353番地21
再生債務者　奥西　智大
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日　岐阜地方裁判所

令和６年（再イ）第５８１号
大阪市東住吉区東田辺３丁目６番17号　フローラ永互501号
再生債務者　佐々木大輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（再イ）第９７号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北２丁目216番地４（従前住所）千葉県八千代市八千代台南３丁目２番３号ペルレ201号
再生債務者　馬淵　琉斗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日　神戸地方裁判所姫路支部

令和６年（再イ）第３５号
広島市佐伯区石内南１丁目18番16号
再生債務者　櫻木　一輝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（再イ）第７８号
広島県安芸郡府中町浜田４丁目12番21号
再生債務者　吉中　拓人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（再イ）第１３号
岩手県奥州市江刺伊手字角屋122番地１
再生債務者　菊池　健美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日　盛岡地方裁判所水沢支部

令和６年（再イ）第９号
栃木県芳賀郡益子町大字七井2261番地３
再生債務者　山田　作治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和６年（再イ）第９８号
愛知県刈谷市東境町新林１番地１　第２新林寮
再生債務者　堀部　謙太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和７年（再イ）第３号
愛知県額田郡幸田町大字坂崎字城14番地１
再生債務者　浅井　幸広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和６年（再イ）第５７５号
大阪市福島区福島４丁目１番77―404号
再生債務者　中川さやか
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第４号
大阪府岸和田市土生町７丁目２番２号
再生債務者　増田　隆之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和７年（再イ）第１号
鳥取県鳥取市大覚寺121番地15
再生債務者　南條喜代美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日　鳥取地方裁判所民事部

令和６年（再イ）第７号
北海道岩見沢市１条西６丁目９番地１　１条アパート２号室
再生債務者　関　優佑
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和６年（再イ）第９７号
東京都福生市武蔵野台１丁目６番地１第２比堅マンション202号室
再生債務者　渡部　将人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（再イ）第２７号
茨城県守谷市松前台３丁目25番地26
再生債務者　福田　靖子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和６年（再イ）第５７号
新潟市東区中島２丁目１番27―615号
再生債務者　石井　美和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日　　新潟地方裁判所民事部

令和６年（再イ）第１８号
岐阜県可児市みずきケ丘１丁目19番地
再生債務者　岡本　幸二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日　岐阜地方裁判所御嵩支部

令和６年（再イ）第３５９号
福岡市東区香椎台４丁目13番３－２号　テラス山手通り五番館
再生債務者　宮崎　真也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年４月28日
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（再イ）第３８号
茨城県水戸市河和田１丁目1643番地の８
再生債務者　坂本　雄大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日　　水戸地方裁判所

令和６年（再イ）第２６号
茨城県取手市白山１丁目７番21号
再生債務者　新宅　美穂
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和６年（再イ）第２３７号
福岡市博多区板付７丁目９番４―302号　ラヴェリテ筑紫通り
再生債務者　桑山　晶紗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（再イ）第４４号
沖縄県浦添市字経塚424番地　フラッツ経塚201
再生債務者　下里　亮太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（再イ）第５０号
徳島県鳴門市大麻町市場字川向―84番地13
勝瑞レインボーハイツ201号
再生債務者　志宇知宏子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日　　徳島地方裁判所民事部

令和６年（再イ）第７９号
埼玉県春日部市大沼４丁目75番地２　サンクタス春日部321号
再生債務者　猪狩　勝巳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和７年（再イ）第５号
千葉県船橋市北本町２丁目25番４号
再生債務者　古賀　智博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（再イ）第５９号
静岡県沼津市足高548番地の２
再生債務者　川本　　賢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（再イ）第２７６号
福岡市城南区干隈２丁目50番５―710号　アムール飯倉南
再生債務者　高浪　光太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（再イ）第３９号
沖縄県南城市玉城字百名846番地１　Ｔ－ＳＴＡＧＥ305号室
再生債務者　河野　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（再イ）第２１７号
千葉県船橋市印内３丁目32番34―203号
再生債務者　森崎　裕貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（再イ）第８２号
神奈川県平塚市出縄230番地の１
再生債務者　中澤　真実
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和６年（再イ）第４８号
茨城県土浦市並木３丁目５番12号　クレストフジＢ―101
再生債務者　有木　智紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和６年（再イ）第４８号
群馬県伊勢崎市太田町1168番地21
再生債務者　菊池　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（再イ）第６８号
埼玉県越谷市大字大房918番地１　803
再生債務者　渡邉　　涼
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和６年（再イ）第８号
千葉県南房総市富浦町南無谷2283番地
再生債務者　石井　恵子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日
千葉地方裁判所館山支部破産再生係

令和６年（再イ）第９１号
静岡市葵区羽鳥４丁目11番３号
再生債務者　大村　莉子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月１日
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（再イ）第３０号
香川県丸亀市垂水町1045番地３
再生債務者　大西　貴也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日　高松地方裁判所丸亀支部

令和６年（再イ）第３１１号
福岡市東区唐原２丁目７番17―402号　モリワハイツ
再生債務者　赤星　慶之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（再イ）第３７号
長崎県長崎市矢上町28番40号
再生債務者　本田孝太郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和６年（再イ）第１７８号
札幌市豊平区月寒西５条10丁目３番15号
再生債務者　渡辺　裕之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（再イ）第２４２号
札幌市白石区川北１条３丁目11番５号
再生債務者　佐々木　泉
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（再イ）第１２号
茨城県日立市千石町４丁目７番９―１号
再生債務者　武藤　透子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日　水戸地方裁判所日立支部

令和６年（再イ）第３５号
富山市森４丁目５番18号　Ｄ―ｒｏｏｍ北の森205号室
再生債務者　海老原康晶
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日　　富山地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第２号
福井県越前市南３丁目１番１号
再生債務者　河原　孝一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日　　福井地方裁判所

令和６年（再イ）第１５号
岐阜県中津川市千旦林1564番地の79
再生債務者　結城　幸治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（再イ）第９号
静岡市葵区西千代田町18番８号　西千代田伸和ハイツ303
再生債務者　赤松　良亮
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（再イ）第５０号
愛知県稲沢市稲島６丁目７番地
再生債務者　Ｈ・Ｉ・Ａこと　三原　広之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（再イ）第５１号
愛知県稲沢市稲島６丁目７番地
再生債務者　三原　　愛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（再イ）第１号
広島県呉市若葉町２番19号
再生債務者　髙木　一義
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日　　広島地方裁判所呉支部

令和６年（再イ）第２９号
山梨県南アルプス市百々2165番地44
再生債務者　ＰＥＲＥＩＲＡ　ＮＯＤＡ　ＬＵＣＩＡＮＡ（ペレイラ　ノダ　ルシアナ）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月２日
甲府地方裁判所民事部破産係

令和６年（再イ）第９６号
静岡県島田市湯日3584番地の２
再生債務者　大石　弘樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月７日
静岡地方裁判所民事第２部

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和７年５月20日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ａ第4779号	令和２年１月17日	株式会社 古美術　柳	令和７年３月５日	
京博Ａ第4874号	令和４年10月６日	株式会社 古美術　柳	令和７年３月５日	

経済産業省共済組合定款の一部変更について

経済産業省共済組合定款について一部を次のように変更する。

令和７年４月１日

経済産業省共済組合代表者
経済産業大臣　武藤　容治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
第１章　総則 （本部長、副本部長、支部長、所属所長及び事務執行者） 第４条　（略） ２　支部に支部長を置き、国立研究開発法人産業技術総合研究所運営統括本部DEI人事部長の職にある者をもって充てる。 ３　（略） 第４章　給付 （短期給付） 第16条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第27条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第10号の５までに掲げる給付は、行わない。	第１章　総則 （本部長、副本部長、支部長、所属所長及び事務執行者） 第４条　（略） ２　支部に支部長を置き、国立研究開発法人産業技術総合研究所総務本部DEI人事部長の職にある者をもって充てる。 ３　（略） 第４章　給付 （短期給付） 第16条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第27条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第10号の３までに掲げる給付は、行わない。

第６章　掛金及び負担金
（掛金及び負担金の額）
第28条　（略）

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	40.28/1,000	1.02/1,000	8.18/1,000	40.28/1,000	1.02/1,000	8.18/1,000
短期組合員	40.28/1,000	1.02/1,000	8.18/1,000	40.28/1,000	1.02/1,000	8.18/1,000
任意継続組合員	80.56/1,000	2.04/1,000	16.36/1,000			

２　（略）

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	40.28/1,000	1.02/1,000	8.18/1,000

３　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「40.28/1,000」とあるのは、「1.09/1,000」とする。

４～５　（略）

第６章　掛金及び負担金
（掛金及び負担金の額）
第28条　（略）

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	34.00/1,000	1.02/1,000	8.12/1,000	34.00/1,000	1.02/1,000	8.12/1,000
短期組合員	34.00/1,000	1.02/1,000	8.12/1,000	34.00/1,000	1.02/1,000	8.12/1,000
任意継続組合員	68.00/1,000	2.04/1,000	16.24/1,000			

２　（略）

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	34.00/1,000	1.02/1,000	8.12/1,000

３　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「34.28/1,000」とあるのは、「1.07/1,000」とする。

４～５　（略）

附　則（令和７年３月31日）

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

２　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

税理士登録抹消公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により令和７年４月23日までに税理士の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和７年４月23日　　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	抹消の理由
12199	堤　政夫	7. 3.22　死　亡
13557	岩崎　昇	7. 3. 8　〃
22126	柏木　菊雄	7. 3.27　業務廃止
22240	森下　晃光	7. 3. 6　死　亡
24726	神山　博明	7. 3.18　〃
24972	近藤　武彦	7. 3.31　業務廃止
27298	藪木　謙一	7. 2.28　死　亡
27711	井波　秀雄	7. 3.31　業務廃止
28392	嶋村　弘	7. 3.31　〃
28455	福永　武郎	7. 3.20　死　亡
30303	樋口　教雄	7. 3.31　業務廃止
32523	飯塚　岩男	7. 3.23　死　亡
32718	髙梨　英吉	7. 2. 2　〃
34765	石川　博之	7. 3.31　業務廃止
37804	今本　公明	7. 3.31　〃
37886	中**邨**　勇	7. 1. 8　死　亡
37897	吉田　宏	7. 3.31　業務廃止
37970	内山　晃	7. 3.31　〃
38279	平川　生人	7. 4.18　〃
39821	佐藤　博	7. 3.18　〃
40032	松尾　良一	7. 3.19　死　亡
42148	平井　春雄	7. 3.31　業務廃止
42618	砂子　貢	7. 1. 7　死　亡
44323	大友　直	7. 3.19　〃
44495	川崎　浩	7. 3.31　業務廃止
45761	佐藤　良美	7. 3.15　死　亡
46587	関　千秋	7. 3.31　業務廃止
48853	升原　行章	7. 3.19　死　亡
49593	森田　光	7. 3.29　〃
51732	栗林　裕美	7. 3.28　〃
53318	奈良　幸彦	7. 3.11　〃
54507	宮崎　英夫	7. 3.15　〃
55245	簑島　義宣	7. 3.31　業務廃止
55692	村山嘉壽雄	7. 3.31　〃
55749	松下　愼司	7. 3.31　〃
56420	石原　新一	7. 3.31　〃
59205	工藤　典昭	7. 3.31　〃
62751	高橋　昭三	7. 4. 5　〃
63226	細野　俊明	7. 3.13　死　亡
66195	中村　浩之	7. 3.31　業務廃止
68349	阿部　和美	7. 3.31　〃
68421	木全美千男	7. 3.31　〃
70587	岩崎　和夫	7. 2.28　死　亡
75030	古澤　辰雄	7. 3.31　業務廃止
75595	渡邊　一平	7. 3.31　〃
76658	常盤　圭子	7. 3.31　〃
77008	若林　**聰**	7. 3. 7　死　亡
78263	向井　啓吾	7. 3.31　業務廃止
81011	田中　一郎	7. 3.31　〃
81642	曽田　修治	7. 3.31　〃
81663	金田　正幸	7. 3.31　〃
84835	福田佐知子	7. 3.31　〃
85802	伴　明男	7. 3.31　〃
87139	吉田　道明	7. 3.31　〃
90696	内倉　裕二	7. 3.31　〃
91990	**榊**原　健司	7. 3.31　〃
93960	鈴木　秀司	7. 3.31　〃
95408	金澤　純一	7. 3.31　〃
95423	塚田　功	7. 3.31　〃
95595	藤村　元	7. 3.30　死　亡
95654	坂本　正児	7. 3.31　業務廃止
97757	杉本　正視	7. 1. 6　〃
98134	伊藤　英章	7. 4.20　〃
98282	山中　元	7. 3.31　〃
99168	宮本　充治	7. 2.21　死　亡
99841	山本　鐵廣	7. 3.31　業務廃止
100013	須賀　好明	7. 3.21　〃
100341	上中　澄雄	7. 4. 1　〃
100494	三上　光男	7. 3.11　死　亡
103371	佐々木　豊	7. 3.31　業務廃止
103995	安藤　隆允	7. 3.31　〃
106109	小暮　隆史	7. 3.31　〃
106425	中井　信弘	7. 3.31　〃
106476	大村　一成	7. 4.17　〃
109274	秦　利雄	7. 3.31　〃
109411	城田　浩子	7. 3.17　死　亡
110113	藤田　納	7. 3.31　業務廃止
111798	渡部　満	7. 3.31　〃
111977	佐々木博英	7. 3.31　〃
111995	豊村　健司	6.11. 4　死　亡
112480	武田　香織	7. 2.10　〃
113598	髙橋日出男	7. 3.31　業務廃止
114391	朝倉　茂	7. 3.31　〃
114411	能澤　要一	7. 3.31　〃
117840	豊田　雅夫	7. 3.31　〃
119276	杉本　徳男	7. 3.31　〃
120759	吉見　顕	7. 1.31　〃
122061	加藤　靖仁	7. 3.18　死　亡
123804	岡﨑美恵子	7. 3.31　業務廃止
124054	山田　昌典	7. 3.31　〃
126023	髙中　学	7. 3.31　〃
127942	吉野　浩彰	7. 3.31　〃
127948	小池　泰通	7. 3.27　〃
129946	田中　勝正	7. 3.31　〃
130726	堀口　廣司	7. 3.31　〃
130966	秋山　清成	6.10.29　死　亡
131193	兒玉　優子	7. 3.31　業務廃止
133821	近藤　英世	7. 3.31　〃
133909	石丸　司	7. 3. 5　死　亡
136510	重野　辰夫	7. 2.27　〃
140081	鈴木真奈美	7. 4. 3　業務廃止
142597	鈴木　勝俊	7. 4.15　〃
143909	原　康士朗	7. 3.31　〃
145929	岡田　卓馬	7. 3.31　〃
147895	**逢**坂　苑華	7. 3.31　〃
151028	並木　俊亮	7. 3.24　〃
153313	堀部　洋一	7. 3.31　〃

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

令和７年５月20日　　香川県教育委員会

1　失効した免許状

本籍地　香川県

氏名　元木　聡志

生年月日　昭和55年12月６日

免許状の種類、教科、番号、授与年月日及び授与権者

⑴　中学校教諭一種免許状（社会）、平22中一種第134号、平成23年３月31日、香川県教育委員会

⑵　高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、平14高一種第209号、平成15年３月20日、奈良県教育委員会

⑶　高等学校教諭一種免許状（公民）、平22高一種第166号、平成23年３月31日、香川県教育委員会

⑷　養護学校教諭二種免許状、平17養学二め第00013号、平成17年９月25日、京都府教育委員会

2　失効年月日　令和６年12月21日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第１号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の女性、下半身のみの為、人相・体格不詳、推定身長148.5㎝～152.2㎝、カーキ色ズボン、黒色スパッツ等５点を着用、所持品なし

上記の者は、令和６年11月11日午後３時頃、松前町字朝日の海岸において遺体で発見された。死因、死亡の場所は不明。死亡日時は司法解剖の結果、数カ月から数年経過と推定。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当町保健福祉課まで申し出てください。

令和７年５月20日

北海道　　松前郡　松前町長　若佐　智弘

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・体格不詳の男性（推定）、発見時の遺体は右腕の一部のみであり、遺留金品等は、なし

上記の者は、令和６年５月３日午前11時30分、深川市緑町無番地深川橋から南西方向に約700ｍの石狩川右岸河川敷にて発見された。死後４箇月から５年程度と推定され、死因は不詳。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市市民福祉部社会福祉課まで申し出てください。

令和７年５月20日

北海道　　深川市長　田中　昌幸

無縁墳墓等改葬公告

大亀谷防災安全交付金（通常砂防）工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

令和７年５月20日　島　根　県

1．墳墓等所在地

島根県飯石郡飯南町頓原2174番地内

島根県飯石郡飯南町頓原2175番地内

1．墳墓等の名称

大亀谷防災安全交付金（通常砂防）工事事業地

1．死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳　９基

1．改葬を行おうとする者

島根県雲南市木次町里方531番地１

島根県雲南県土整備事務所長　綿貫　純也

1．連絡先

島根県雲南県土整備事務所　業務部用地課

火薬類取締法に基づく指定保安検査機関の指定に関する公示

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第45条の26の規定により、指定保安検査機関を指定したので、同法第53条第１項第１号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年５月20日

岩手県知事　達増　拓也

1　名称：一般社団法人岩手県火薬類保安協会

2　所在地：岩手県盛岡市松尾町17番９号

3　指定の区分：火薬類取締法施行規則第81条の11の14第１項第３号で規定する火薬庫の保安検査を行う者としての指定

4　指定地域：岩手県

5　指定の期間：令和７年４月１日から５年間

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

福岡県警察高速道路交通警察隊長
司法警察員警視　稲田　博章

令和６年第2967号道路交通法違反被疑事件（第１号）　1．農具様のもの数片

会社その他の公告

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

札幌市中央区南十五条西十四丁目一番二九の一〇四号

特定非営利活動法人インフォメンター

清算人　杉本　直子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

岩手県宮古市末広町二番二号

株式会社コナリ

代表清算人　小成　朋志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

宮城県大崎市古川駅前大通五丁目三番二三一二号

合同会社あやめ薬局

清算人　今野　利恵

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

宮城県石巻市羽黒町一丁目七番二号

有限会社セイザン企画開発

清算人　牡渡　正剛

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

福島県福島市笹谷字釜川原三番地の四

有限会社オルテシステム

清算人　村山　照男

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

福島県福島市野田町三丁目四番三六号

株式会社ＡＳＴＲＩＤＥ

代表清算人　藥師寺秀樹

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

茨城県那珂郡東海村大字須和間一四二三番地の一二

有限会社ライン

清算人　吉成　隆

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

茨城県鹿嶋市大字青塚六四八番地三

有限会社楠商店

清算人　楠　一男

解散公告

当組合は、令和七年四月十八日開催の組合員総会の決議により令和七年四月三十日解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

茨城県古河市上辺見二九一四番地

県西ガス事業協同組合

代表清算人　落合　直

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

栃木県宇都宮市清原台二丁目七番六号

Ｒｅｌａ株式会社

代表清算人　島田　大介

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

栃木県矢板市幸岡四九二番地

有限会社新栄ホーム

清算人　鈴木　正隆

解散公告

当社は、令和七年四月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

埼玉県三郷市三郷一丁目八番地七島村ハイツ二〇一号室　株式会社ケアフレンズ

代表清算人　松下美恵子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

千葉県いすみ市大原七七八九番地　有限会社肉のみその

清算人　御園　正雄

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

千葉市中央区松ケ丘町一三番地の八　有限会社プランニングイトウ

清算人　御澤あかね

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

千葉県八千代市大和田新田一〇二番地三三　合同会社公民連携推進協会

清算人　根本　祐二

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

千葉県市川市南大野一丁目四三番七号　株式会社高橋商会

代表清算人　高橋　隆彦

解散公告

当法人は、令和六年十月一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

千葉県印西市下曽根一五五　特定非営利活動法人ワイルドストロベリー

清算人　古谷　典子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

千葉県南房総市白浜町滝口五五八〇―四八　アレーヌ白浜八〇二　株式会社Ａｎｙｉｃｏ

代表清算人　吉田　雄幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一一階　熱海デベロップメント特定目的会社

代表清算人　マンガ・ピーター

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都港区六本木一丁目九番一―三〇四号　合同会社熱海デベロップメント

清算人　マンガ・ピーター

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都港区新橋三丁目三番一三号　一般社団法人熱海デベロップメント

代表清算人　マンガ・ピーター

解散公告

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都中野区弥生町一丁目三一番三号　有限会社インテリアダイトー

清算人　杉山　良法

解散公告

当社は、令和七年五月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都足立区西伊興三丁目一三番二四号　株式会社ヤマゴ

代表清算人　藤本　克彦

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　サイガワインフラホールディングス一般社団法人

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都豊島区池袋二丁目三八番二号　株式会社はやしだ

代表清算人　林田　淳

解散公告

当法人は、令和七年二月十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都西東京市下保谷三丁目二番五号　特定非営利活動法人男声合唱団東京リーダーターフェル１９２５

清算人　鍜治　信雄

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都大田区田園調布二丁目四一番一三号　一般社団法人エヴァセラピー協会

代表清算人　西尾進一郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都港区赤坂四丁目九番三号

公益財団法人日本学術協力財団

代表清算人　吉川　弘之

解散公告

当社は、令和七年四月一日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都港区南青山一丁目一五番一八―一二〇二号

有限会社吉野企画事務所

清算人　吉野　晶雄

解散公告

当法人は、令和七年三月十五日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都中央区銀座六丁目一三番一六号銀座ウォールビル七Ｆ

特定非営利活動法人日本多文化共生教育推進センター

清算人　松本　輝彦

解散公告

当法人は、令和七年三月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都江東区豊洲三丁目四番二―一九一四号

特定非営利活動法人日本シブカワ研究所

清算人　澁谷　太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都豊島区東池袋二丁目三九番二号四〇一号　一般社団法人日本潜熱蓄熱建材協会

代表清算人　三木　保人

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都豊島区東池袋五丁目七番三号

株式会社ナビシステム

代表清算人　柳下　和夫

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年四月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都杉並区宮前四丁目八番一五号

株式会社悠輝積算

代表清算人　國東　哲次

解散公告

当社は、会社法第四七二条第一項の規定により令和三年十二月十五日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都豊島区南大塚一丁目四六番二四号

株式会社クロシア

代表清算人　稲田　武夫

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。同期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都中央区日本橋人形町三丁目一二番九―一〇〇二号　ＩＰトランス株式会社

代表清算人　津軽　進

解散公告

当社は、令和七年五月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

合同会社Ｂａｍｂｏｏ

清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

東京都杉並区浜田山三丁目三番一五―一〇八号　ディイーエヌ・ジャパン株式会社

代表清算人　田　溶吉

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

川崎市多摩区生田八丁目一四番二二号

有限会社有床デンタル

清算人　南　啓史

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

神奈川県横浜市金沢区釜利谷南四丁目二九番九号

有限会社カツミ工業

清算人　赤堀　博之

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

横浜市港北区篠原東三丁目一〇番三号

株式会社リトルシンコム

代表清算人　林　麗子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

新潟県佐渡市加茂歌代九七〇番地

エス・エス・ケー株式会社

代表清算人　佐京　泰子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

新潟市西区流通センター六丁目二番地一

有限会社風間重機

清算人　風間　等

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議より解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

富山市中川原五―二

株式会社フレックスホールディングス

代表清算人　佐々木　剛

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

福井県福井市大手一丁目二番二五号

株式会社フジタ工務店

代表清算人　藤田　満雄

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

長野県上高井郡小布施町小布施八五一番地四

特定非営利活動法人パウル会

清算人　宮島　義人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

静岡県袋井市浅岡七六九番地の一

株式会社ＳＫＴ

代表清算人　加藤　久視

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

愛知県長久手市武蔵塚六三〇番地

株式会社ＷＩＳＥ

代表清算人　鈴木　康彰

解散公告

当社は、令和七年四月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

愛知県名古屋市昭和区檀渓通二丁目三四番

株式会社バズワード

代表清算人　伊倉　辰雄

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

三重県桑名市修徳町二七九八番地

有限会社山田製作所

代表清算人　山田　栄一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

三重県津市大里睦合町二四二九番地

有限会社豊久野畜産

清算人　平岡　直人

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

三重県津市納所町三六六番地

有限会社紀平商会

清算人　紀平　朋子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

三重県伊勢市御薗町新開四八〇番地九

特定非営利活動法人もらと

清算人　井戸坂幸司

解散公告

当社は、令和七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

滋賀県高島市鴨二九九五番地

有限会社北川産業

清算人　北川　聖子

解散公告

当社は、令和七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

滋賀県高島市新旭町饗庭二六〇六番地一

リョーワ株式会社

代表清算人　田島よしみ

解散公告

当社は、令和七年四月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

京都市右京区太秦森ケ東町七番地一五

京谷株式会社

代表清算人　小田垣　侃

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

大阪市浪速区元町三丁目一〇番一一号北村マンション一〇二　Lucky Start株式会社

代表清算人　小西　勇

解散公告

当社は、令和七年一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

堺市東区日置荘西町六丁四七番二〇号

合同会社ＡＤＡＭＡＳ

清算人　小林　遼平

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

大阪府泉佐野市長滝二二二一―三〇

特定非営利活動法人ウィズ生活支援センター

清算人　高橋　光子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

大阪市北区東天満一丁目一二番五号

株式会社エフ三益

代表清算人　井上　俊藏

解散公告

当法人は、令和五年五月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

大阪府高槻市上土室二丁目八番一

ＮＰＯ法人高槻ユースオーケストラ

清算人　前内千鶴子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

大阪市旭区新森七丁目一三番一九号

有限会社ライフアップ

清算人　北野　真史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

大阪市住吉区苅田三丁目六番一三号

株式会社ハウジングゴトウ

代表清算人　後藤　和子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

大阪市西区江戸堀一丁目一九番三号

有限会社イディトス

清算人　富田　実咲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

大阪市西淀川区姫里二丁目一五番五号

有限会社ニューマネジメント

清算人　延山　久夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

神戸市長田区細田町四丁目二番一一号

有限会社広野アルミ鋳造所

清算人　廣野　一三

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

兵庫県南あわじ市福良甲一二六番地の三

有限会社コーポマスイ

清算人　増井　康彦

解散公告

当社は、令和七年三月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

兵庫県姫路市大塩町二〇四二番二

株式会社姫大アシスト

代表清算人　郷間　英世

解散公告

当社は、令和七年四月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

神戸市中央区港島南町五丁目三番地の七

株式会社メディカルフーズはぁもにぃ

代表清算人　仁田　勝大

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

兵庫県姫路市岡田五七九番地三

フィールド開発株式会社

代表清算人　岡田　雅代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

和歌山市楠見中二七二番地一五

株式会社アクティブキャリア・サポートオフィス

代表清算人　物部　寛

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

和歌山市榎原一五〇番地の一四七

有限会社モリシンホーム

清算人　森本　眞司

解散公告

当社は、令和七年四月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

和歌山県伊都郡高野町大字高野山三六番地の四

有限会社ユースホステル高野山

清算人　関　美智子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

鳥取県境港市竹内町三五六五番地七五

有限会社石倉・建装

清算人　石倉　均

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

岡山県赤磐市桜が丘西六丁目二八番七号

有限会社タックコンサルタント

清算人　藤澤　敏典

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

広島県三原市宮浦三丁目九番九号

アサヒ建設有限会社

清算人　大谷　昇

解散公告

当社は、令和七年三月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

山口県柳井市柳井津四三六番地

株式会社柳井日日新聞社

代表清算人　友座　泰

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

香川県小豆郡土庄町黒岩四八一番地一

有限会社三木宏工務店

清算人　三木千鶴子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

愛媛県松山市青葉台一四番地一四

有限会社旭青果

清算人　大重　美代

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

福岡県糟屋郡篠栗町津波黒二丁目三番二二号

毛利建設株式会社

代表清算人　毛利　寿治

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議より解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

北九州市小倉北区香春口一丁目六番七号

有限会社ハト薬局

清算人　小野　彰夫

解散公告

当社は、令和七年四月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

長崎県対馬市美津島町濃部一六二番地

合同会社ＨＩＴ

清算人　犬束　一磨

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

長崎県北松浦郡佐々町松瀬免二一〇番地

ＧＩＦＹ株式会社

代表清算人　末富　貴司

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

熊本県菊池市雪野九二五番地一

特定非営利活動法人ＧａｎａｄｏｒＳｐｏｒｔｓＣｌｕｂ　清算人　東　眞由美

解散公告

当法人は、令和六年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

沖縄県那覇市高良一丁目一〇番二八号

一般社団法人ライジングビジョン・ジャパン　代表清算人　浦崎　千秋

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年四月二十二日岐阜県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

岐阜県恵那市長島町正家一丁目一番地一

清算法人えな土地改良区

代表清算人　伊藤　常光

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年三月二十七日、香川県知事に認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

香川県小豆郡土庄町淵崎甲一四〇〇番地二

小豆郡土庄町土地改良区

代表清算人　森　正俊

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年三月二十一日沖縄県知事の認可を受け解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

沖縄県宜野湾市喜友名一丁目一二番二〇号

学校法人シオン学園

清算人　関根　路代

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年三月二十八日宜野湾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目一番一号

宜野湾市佐真下土地区画整理組合

代表清算人　下田　哲

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

青森県上北郡七戸町字蛇坂五七番地三

職業訓練法人七戸職業能力開発協会

清算人　野田頭義美

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年三月三十一日さいたま市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

埼玉県さいたま市中央区下落合二丁目一八番六号

さいたま市風渡野南特定土地区画整理組合

代表清算人　山田　嘉松

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年四月二十三日小田原市長の認可により、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

神奈川県小田原市城山三丁目一一番一四号

小田原駅前分譲共同ビルマンション建替組合

清算人　髙橋　眞己

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年三月二十一日豊橋市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目五五番サーラタワー四階サーラ不動産内

豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　石黒　功

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月八日熊本地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十日

熊本市西区城山上代町一一〇〇番地

宗教法人寂照院

清算人　弁護士　榎　崇文

連絡先　熊本市中央区京町二丁目一四番二五号　京町法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市東開町五丁目五四〇番地五、最後の住所北海道苫小牧市東開町五丁目三番九号

被相続人　亡　川上　俊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

北海道苫小牧市表町一丁目一番一三号苫小牧経済センタービル四階　髙田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　髙田　耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市手宮三丁目七四番地、最後の住所北海道小樽市清水町三番三号

被相続人　亡　本間　善男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

事務所北海道小樽市稲穂二丁目二二番一号

弁護士法人小樽法律事務所

相続財産清算人　弁護士　村越　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市手形字大松沢二番地一三、最後の住所秋田県秋田市大住二丁目一九番二号　二―二〇三号　被相続人　亡　木村　秀悦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

秋田県秋田市山王三丁目一番一号　秋田県庁第二庁舎三階B―六

相続財産清算人　髙橋　諭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市笠間一五二八番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松田　毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

茨城県水戸市白梅三丁目九番七号白梅ビル二階　弁護士法人茨城の大地

相続財産清算人　弁護士　清水　壮一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区蓮沼町三番、最後の住所埼玉県所沢市林三丁目五一四番地の三〇

被相続人　亡　吉田　修治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

埼玉県所沢市日吉町一四―三朝日生命所沢ビル三階弁護士法人アルファ総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　五十嵐佳弥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鹿島市浜町乙二六六八番地、最後の住所千葉県船橋市小室町五〇七七番地グループホームめいと船橋小室

被相続人　亡　永松　秀志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

事務所千葉県船橋市習志野台二丁目四九番一五号波切ビル五〇四

相続財産清算人　司法書士　稲元　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市羽黒町十文字字十文字二〇番地、最後の住所千葉県柏市豊四季六九八番地五七旭ルーミー三番館二号

被相続人　亡　葉山　新一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

事務所千葉県松戸市本町六―八　ライムハイツ四〇一号室　かきつばた法律事務所

相続財産清算人　弁護士　澤田　智俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市杢師三丁目一〇番、最後の住所千葉県君津市杢師三丁目一〇番二一号

被相続人　亡　中田　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

事務所千葉県木更津市新田一丁目七番一四号　浜名法律事務所

相続財産清算人　弁護士　浜名　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市友道二二七一番地、最後の住所千葉県市川市柏井町四丁目三一五番地一特別養護老人ホームレガーレ市川

被相続人　亡　山田　禮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

事務所千葉県船橋市湊町二丁目一二番四号湊町十二番館七階　湊町法律事務所

相続財産清算人　弁護士　南　友美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市五香西一丁目三三番地三八、最後の住所千葉県松戸市五香西一丁目三三番地の三八五香サンロードス三〇二号

被相続人　亡　平山　隆宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

事務所千葉県流山市おおたかの森東一―一―一グランデアストーレ一〇二号室　京葉弁護士法人おおたかの森法律事務所

相続財産清算人　弁護士　蛯原　友則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市栄町四丁目二一五番地七、最後の住所千葉県松戸市栄町四丁目二一五番地の七

被相続人　亡　関場　秀久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

事務所千葉県柏市若柴一七八―四　柏の葉キャンパス一四八街区二　ＫＯＩＬ五階　柏の葉法律事務所

相続財産清算人　弁護士　松川　葉月

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都調布市西つつじケ丘一丁目三五番地二〇、最後の住所東京都調布市西つつじケ丘一丁目三五番地二〇

被相続人　亡　川澄　勝俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十二日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

事務所東京都中央区銀座三丁目一一番一八号真帆ビル五階　笠井総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　小笹　勝章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県伊勢原市板戸一番地一、最後の住所神奈川県平塚市岡崎五八一四番地の九

被相続人　亡　大橋　謙一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

神奈川県平塚市代官町四番一五号　辻ビル三階　稲垣総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　稲垣　孝宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県上野原市大曽根三五二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐々木良造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

山梨県甲府市北口一丁目一番八号甲府北口ビル古屋法律会計事務所

相続財産清算人　弁護士　古屋　俊仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島郡岐南町平島五丁目九一番地一二、最後の住所岐阜県羽島郡岐南町平島五丁目九一番地の一二

被相続人　亡　前田　勝宗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

事務所岐阜市長住町五―四―三ラ・アリスビル三Ｃ号室　後藤総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　後藤　晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市松長八五番地、最後の住所静岡県沼津市岡一色八二二番地の二シャリエ沼津二〇三

被相続人　亡　秋山　秀正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

静岡県沼津市御幸町二四番一九号　サンライズみゆき二〇一　古川法律事務所

相続財産清算人　弁護士　古川　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市松長二三一番地、最後の住所静岡県沼津市東原四八一番地の一五

被相続人　亡　秋山　佳久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

静岡県沼津市御幸町二四番一九号　サンライズみゆき二〇一　古川法律事務所

相続財産清算人　弁護士　古川　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市今泉六丁目一六二一番地、最後の住所静岡県富士市広見東本町四八番一号市営住宅吉原団地九―一〇五号

被相続人　亡　志村きよ江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

静岡市清水区辻一丁目二番一号　えじりあ二〇三号　中央法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大瀧　友輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県栗東市安養寺五丁目七六五番地、最後の住所滋賀県栗東市安養寺五丁目五番Ｃ四―二号

被相続人　亡　竹内　義一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十三日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

滋賀県大津市馬場二丁目一〇―一六　ＺＥＺＥ駅前キューズビル三階Ａ号室　ぜぜ駅前法律事務所

相続財産清算人　弁護士　富塚　浩之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市仰木二丁目三三一三番地、最後の住所滋賀県大津市仰木三丁目一番一二号

被相続人　亡　上坂　正次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

滋賀県大津市末広町四番五号　ＮＳ大津ビル四階　女性の法律事務所パール

相続財産清算人　弁護士　大野　聡子

第 11 期 決 算 公 告

令和７年５月20日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
Smithfield Japan株式会社
代表取締役　マクドナルド・グレゴリー・ジェー

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	24,332,513
	固定資産	38,873,244
	合計	63,205,757
負債及び純資産の部	流動負債	26,052,628
	固定負債	11,856,957
	株主資本	25,296,172
	資本金	1
	利益剰余金	25,296,171
	その他利益剰余金	25,296,171
	（うち当期純利益）	(179,216)
	合計	63,205,757

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市仁川高丸二丁目一八番、最後の住所大阪府池田市鉢塚一丁目二番二二―三〇三号　被相続人　亡　神村　俊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

大阪市北区中之島二丁目二番七号中之島セントラルタワー二四階弁護士法人第一法律事務所

相続財産清算人　弁護士　葉野　彩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡古座川町高池三五八番地、最後の住所大阪市大正区平尾四丁目一四番一九号　被相続人　亡　髙田　玲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

大阪市中央区高麗橋二丁目二番五号　小山ビル七階

相続財産清算人　弁護士　齋藤　朋彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県米子市花園町四八番地、最後の住所鳥取県鳥取市賀露町南五丁目一七五七番地三三六かろ美咲園　被相続人　亡　松原　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

鳥取県米子市加茂町二丁目二一九番地増谷ビル三階米子湊山法律事務所

相続財産清算人　弁護士　川井　克一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県仁多郡奥出雲町八川一八四二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　堀尾　知則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

島根県松江市母衣町一九六番地　津田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　津田　和美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市大字粭島二四七番地、最後の住所山口県岩国市周東町下久原一〇八六番地　被相続人　亡　髙松　安紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

山口県周南市岐山通二丁目一五番地

相続財産清算人　佐野　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市東方町甲一五五〇番地、最後の住所愛媛県松山市東方町甲一五五〇番地　被相続人　亡　大本　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

愛媛県松山市道後緑台四番二号

相続財産清算人　西森　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県柳川市大和町明野九一四番地一、最後の住所福岡県福岡市南区三宅二丁目三六番六―三〇六号ダイアパレス大橋南第五　被相続人　亡　田中　利美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十日

事務所福岡市中央区薬院一丁目七番一二号セルクル薬院三階　木蓮経営法律事務所

相続財産清算人　弁護士　松坂　典洋

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地・建物　京都市南区東九条松田町一一八番一の宅地及び同所所在家屋番号六番の居宅各持分十二分の七

二　供託所　京都地方法務局

三　供託番号　令和六年度金第五〇七七号

四　供託金額　八、〇二〇、五七〇円

五　裁判所　京都地方裁判所

六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和五年（チ）第九号・第一〇号

令和七年五月二十日

京都市中京区河原町二条南西角　河原町二条ビル五階　京都総合法律事務所

所有者不明土地及び建物管理人

弁護士　拾井　美香

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　奥野榮之助

従来の住所　北海道雨竜郡秩父別村一二九七番地

生年月日　大正七年三月十七日

二　供託所　旭川地方法務局

三　供託番号　令和七年度金第三四号

四　供託金額　一一六、九四七円

五　裁判所　旭川家庭裁判所深川出張所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第二二号

令和七年五月二十日

北海道深川市三条五番二六号深川総合法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　石井　洋文

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　渡邉　秀和

住所　神奈川県秦野市南矢名二〇三五番地の四グレイス秦野四〇六号

生年月日　昭和四十五年十月三日

二　供託所　横浜地方法務局

三　供託番号　令和七年度金第四十九号

四　供託金額　三五三、〇〇〇円

五　裁判所　横浜家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和五年（家）第二〇一二号

令和七年五月二十日

神奈川県秦野市今川町二―一五リバーサイド小泉二〇三号　丹沢法律事務所

不在者財産管理人　古谷　泰宏

決　算　公　告

令和７年５月20日

アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン　オレンジ・ストリート1209　コーポレーション・トラスト・センター

アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド

日本における代表者　須藤　靖洋

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万ドル）

科目	金額	科目	金額
現預金	2,247	買掛金	6,728
売掛金	17,378	関係会社債務	6,378
貸付金	11,533	短期借入金	13,789
土地・建物・備品	477	長期借入金	247
関係会社債権	11,935	関係会社借入金	4,217
その他の資産	4,495	その他の負債	7,415
		資本金	1
		資本剰余金	2,344
		利益剰余金	8,206
		累積包括損益	△1,260
資産合計	**48,065**	**負債・純資産合計**	**48,065**

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　加藤　和男
　住所　不明
　本籍　京都市中京区新京極通四条上る中之町五八二番地
　生年月日　昭和十一年十一月十五日
二　供託所　京都地方法務局
三　供託番号　令和七年度金第五七九号
四　供託金額　八、〇九六、四五四円
五　裁判所　京都家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第一六六号

令和七年五月二十日
京都市中京区東洞院御池下る笹屋町四三六
永和御池ビル一〇階一〇〇二号　松原法律事務所
不在者財産管理人　弁護士　大塚千華子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和七年五月二十日

一、墳墓等所在地　山口県光市花園一丁目四三五―一
一、墳墓等の名称　不詳
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳五基
一、改葬を行おうとする者　広島市中区白島九軒町四―七―八〇二　中村　克己

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による南丹都市計画事業八木駅西土地区画整理事業の左記の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を左記のとおり公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　京都府船井郡八木町字八木小字鹿草七五番地
　氏名　八木町農業会
二　通知の内容
　土地区画整理法第百三条第一項の規定により南丹都市計画事業八木駅西土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図の通り換地処分します。
　教示
一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、八木駅西土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
三　右記一の審査請求をした場合においては、当該書類審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、八木駅西土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
三　その他
　なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略しそれらを当該土地区画整理事業施行地区内西口駅前広場（十二街区北側・京都府南丹市八木町八木野條八一番地）に掲示しています。

令和七年五月二十日
京都府南丹市園部町小桜町四七番地
八木駅西土地区画整理組合
理事長　八木　啓吾

第63期決算公告　令和７年５月20日

群馬県高崎市上豊岡町561―24
群馬精機株式会社
代表取締役　西田　秀章

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	708,003
	固定資産	857,112
	合計	1,565,115
負債及び純資産の部	流動負債	998,677
	固定負債	52,170
	株主資本	514,268
	資本金	100,000
	資本剰余金	399,000
	資本準備金	399,000
	利益剰余金	15,268
	利益準備金	54,291
	その他利益剰余金	△39,023
	合計	1,565,115

㈱　当期純利益　92,989千円

第35期決算公告

令和７年５月20日
茨城県筑西市幸町三丁目５番18号
株式会社マイドラッグ
代表取締役　羽生　健宏

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	568,869
	固定資産	1,358,026
	資産合計	1,926,895
負債及び純資産の部	流動負債	700,636
	固定負債	1,085,066
	株主資本	141,192
	資本金	10,000
	利益剰余金	131,192
	その他利益剰余金	131,192
	（うち当期純利益）	(27,639)
	負債・純資産合計	1,926,895

第57期決算公告

令和７年５月20日
青森県三沢市新町三丁目31番地2201号
鈴木建設工業株式会社
代表取締役　花田　仁

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,082,939
	固定資産	533,785
	合計	1,616,724
負債及び純資産の部	流動負債	557,647
	固定負債	434,319
	株主資本	624,757
	資本金	30,000
	利益剰余金	594,757
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	584,757
	（うち当期純利益）	(9,134)
	合計	1,616,724

第２期決算公告　令和７年５月20日

東京都品川区南大井６丁目16番４号
バイトム株式会社
代表取締役　張　桃　緑

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	27,692,877
	固定資産	829,216
	資産合計	28,522,093
負債及び純資産の部	流動負債	31,026,000
	固定負債	12,810,509
	株主資本	△15,314,416
	資本金	20,000,000
	資本剰余金	15,000,000
	資本準備金	15,000,000
	利益剰余金	△50,314,416
	その他利益剰余金	△50,314,416
	（うち当期純損失）	(20,072,451)
	負債・純資産合計	28,522,093

第24期決算公告

令和７年５月20日
東京都文京区西片一丁目15番15号
ロケットジャパン株式会社
代表取締役　力石　尚武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,808,458
	固定資産	377,133
	資産合計	10,185,592
負債及び純資産の部	流動負債	7,808,137
	有給休暇引当金	9,615
	固定負債	146,113
	退職給付引当金	146,113
	株主資本	2,231,340
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,221,340
	（うち当期純利益）	(201,643)
	負債・純資産合計	10,185,592

第９期決算公告

令和７年５月20日
東京都品川区大崎二丁目11番１号
ams－OSRAMジャパン株式会社
代表取締役　針田　靖久

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	362,722
	固定資産	278,425
	合計	641,147
負債及び純資産の部	流動負債	198,321
	固定負債	208,462
	株主資本	234,364
	資本金	6,000
	利益剰余金	228,364
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	226,864
	（うち当期純利益）	(30,921)
	合計	641,147

第20期決算公告　2025年３月28日
東京都品川区北品川六丁目７番29号
ケーシーアイ株式会社
代表取締役　北村　隆文
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,413
	固定資産	683
	資産合計	3,096
負債及び純資産の部	流動負債	3,969
	固定負債	58
	株主資本	△930
	資本金	499
	資本剰余金	399
	利益剰余金	△1,830
	その他利益剰余金	△1,830
	（うち当期純利益）	（209）
	負債・純資産合計	3,096

第34期決算公告
令和７年５月19日
東京都港区西新橋３丁目11番７号
武蔵エンジニアリング株式会社
代表取締役　新妻　一俊
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,875,211
	固定資産	101,596
	合計	1,976,807
負債及び純資産の部	流動負債	249,178
	引当金	146,471
	株主資本	1,581,158
	資本金	95,000
	利益剰余金	1,486,158
	利益準備金	23,750
	その他利益剰余金	1,462,408
	（うち当期純損失）	（17,643）
	合計	1,976,807

決算公告　令和７年３月25日
東京都千代田区丸の内２丁目２番１号
岸本ビル７階
ｘＬＩＮＫ丸の内パレスフロント内
JFrog Japan株式会社
代表取締役　オリット・ゴーレン
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	95
	固定資産	4
	資産合計	98
負債及び純資産の部	流動負債	72
	固定負債	3
	株主資本	23
	資本金	0
	資本剰余金	0
	利益剰余金	23
	（うち当期純利益）	（0）
	負債・純資産合計	98

第４期決算公告　令和７年５月20日
東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
明治安田生命ビル
Ｋ２ Staffing Solutions株式会社
代表取締役　田村　直之
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	377,749
	固定資産	1,826
	合計	379,575
負債及び純資産の部	流動負債	177,393
	固定負債	133,792
	株主資本	68,389
	資本金	80,000
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	△91,610
	その他利益剰余金	△91,610
	（うち当期純利益）	（19,652）
	合計	379,575

第２期決算公告　2025年３月28日
東京都品川区北品川六丁目７番29号
ソルベンタムイノベーション株式会社
代表取締役　北村　隆文
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	7,912
	固定資産	772
	資産合計	8,684
負債及び純資産の部	流動負債	5,542
	固定負債	19
	株主資本	3,122
	資本金	350
	資本剰余金	52
	利益剰余金	2,720
	その他利益剰余金	2,720
	（うち当期純損失）	（2,231）
	負債・純資産合計	8,684

第２期決算公告　2025年３月28日
東京都品川区北品川六丁目７番29号
ソルベンタムプロダクツ株式会社
代表取締役　北村　隆文
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,771
	固定資産	2,124
	資産合計	3,896
負債及び純資産の部	流動負債	3,590
	固定負債	35
	株主資本	269
	資本金	350
	資本剰余金	13
	利益剰余金	△93
	その他利益剰余金	△93
	（うち当期純損失）	（1,520）
	負債・純資産合計	3,896

第２期決算公告
令和７年５月20日
神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町134番地
横浜ビジネスパークウエストタワー７階
フュージョンテクノロジー株式会社
代表取締役　朱　霖森
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,979,110
	固定資産	284,428
	合計	3,263,538
負債及び純資産の部	流動負債	3,034,653
	株主資本	228,884
	資本金	26,560
	資本剰余金	26,460
	資本準備金	26,460
	利益剰余金	175,864
	その他利益剰余金	175,864
	（うち当期純利益）	（176,646）
	合計	3,263,538

第61期決算公告
令和７年５月20日
横浜市泉区西が岡二丁目11番地１
株式会社カネショウ産業
代表取締役　清水　正裕
貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	201,567
	固定資産	605,776
	合計	807,343
負債及び純資産の部	流動負債	91,172
	固定負債	153,359
	株主資本	562,812
	資本金	30,000
	利益剰余金	532,812
	その他利益剰余金	532,812
	（うち当期純利益）	（77,390）
	合計	807,343

決算公告
令和７年５月20日
東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
明治安田生命ビル
Ｋ２パートナーリングソリューションズ株式会社
代表取締役　横井　雅彦
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	847,499
	固定資産	1,053,271
	合計	1,900,771
負債及び純資産の部	流動負債	745,633
	株主資本	1,155,137
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,145,137
	その他利益剰余金	1,145,137
	（うち当期純利益）	（159,538）
	合計	1,900,771

第41期決算公告
令和７年５月20日
長野県佐久市八幡238
浅間ピストン株式会社
代表取締役社長　塚田　浩章
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,142,700
	固定資産	722,709
	合計	1,865,410
負債及び純資産の部	流動負債	708,369
	固定負債	332,974
	株主資本	824,067
	資本金	50,000
	利益剰余金	774,067
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	761,567
	（うち当期純利益）	（36,003）
	合計	1,865,410

第57期決算公告
令和７年５月20日
長野県東御市加沢1354番地
東部金属株式会社
代表取締役社長　三城　伸五
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,715,771
	固定資産	1,068,934
	合計	2,784,705
負債及び純資産の部	流動負債	903,321
	固定負債	677,499
	株主資本	1,203,884
	資本金	48,000
	利益剰余金	1,155,884
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	1,143,884
	（うち当期純損失）	（17,280）
	合計	2,784,705

第８期決算公告
令和７年５月20日
新潟市北区太郎代653番地59
アキタロジ株式会社
代表取締役　原田　謙治
貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	51,444
	固定資産	303,520
	合計	354,964
負債及び純資産の部	流動負債	58,581
	固定負債	426,010
	株主資本	△129,627
	資本金	10,000
	利益剰余金	△139,627
	その他利益剰余金	△139,627
	（うち当期純損失）	（5,821）
	合計	354,964

第112期決算公告　令和７年５月20日
名古屋市南区塩屋町二丁目１番地
岡田工業株式会社
代表取締役　浅田　牧翁
貸借対照表の要旨（令和７年２月20日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,230
	固定資産	3,103
	合計	5,333
負債及び純資産の部	流動負債	702
	固定負債	407
	退職給付引当金	158
	株主資本	4,223
	資本金	100
	資本剰余金	45
	利益剰余金	4,077
	利益準備金	42
	その他利益剰余金	4,035
	(うち当期純損失)	(123)
	合計	5,333

第37期決算公告
令和７年５月20日
静岡市葵区追手町10番105号
株式会社静岡県官報販売所
代表取締役　江河　宏征
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,494
	固定資産	26,050
	合計	43,544
負債及び純資産の部	流動負債	12,413
	固定負債	215
	株主資本	30,916
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,916
	その他利益剰余金	20,916
	(うち当期純損失)	(3,847)
	合計	43,544

第24期決算公告
2025年５月19日
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬194―１
株式会社ジェイ・アイ・ティマネジメント
代表取締役　田宮　二郎
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36,764
	固定資産	165
	合計	36,929
負債及び純資産の部	流動負債	4,388
	固定負債	10,000
	株主資本	22,541
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,541
	その他利益剰余金	12,541
	(うち当期純利益)	(765)
	合計	36,929

第39期決算公告　2025年５月20日
大阪市中央区難波５丁目１番60号
ディーゼルジャパン株式会社
代表取締役　髙實　康誠
貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	20,274
	固定資産	4,881
	合計	25,155
負債及び純資産の部	流動負債	5,881
	固定負債	1,280
	株主資本	17,994
	資本金	60
	資本剰余金	271
	(うち資本準備金)	(12)
	利益剰余金	17,663
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	17,658
	(うち当期純利益)	(1,596)
	合計	25,155

第５期決算公告
2025年５月20日
京都府京都市左京区田中門前町103番地５
株式会社ほうじょう
代表取締役　小林　正和
貸借対照表の要旨
（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,436
	合計	3,436
負債及び純資産の部	流動負債	34,510
	株主資本	△ 31,073
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 32,073
	その他利益剰余金	△ 32,073
	(うち当期純損失)	(15,640)
	合計	3,436

第113期決算公告　令和７年５月20日
名古屋市南区塩屋町二丁目１番地
岡田工業株式会社
代表取締役　浅田　牧翁
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,280
	固定資産	3,077
	合計	5,357
負債及び純資産の部	流動負債	765
	固定負債	378
	退職給付引当金	139
	株主資本	4,213
	資本金	100
	資本剰余金	45
	利益剰余金	4,067
	利益準備金	42
	その他利益剰余金	4,025
	(うち当期純損失)	(10)
	合計	5,357

第44期決算公告　令和７年５月20日
高知県高知市高須一丁目５番30号
株式会社よどや
代表取締役社長　佐藤　文則
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,558,954
	固定資産	2,923,897
	合計	5,482,851
負債及び純資産の部	流動負債	3,906,496
	(賞与引当金)	(44,991)
	固定負債	1,326,901
	(退職給付引当金)	(5,284)
	株主資本	249,454
	資本金	50,000
	利益剰余金	199,454
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	196,954
	(うち当期純利益)	(163,486)
	合計	5,482,851

第５期決算公告　令和７年５月20日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
ファーマシーインベストメント株式会社
代表取締役　野田　隆吾
貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,238
	固定資産	634,340
	資産合計	677,578
負債及び純資産の部	流動負債	152,308
	固定負債	160,640
	株主資本	364,630
	資本金	200,001
	資本剰余金	192,000
	資本準備金	192,000
	利益剰余金	△27,370
	その他利益剰余金	△27,370
	(うち当期純損失)	(5,218)
	負債・純資産合計	677,578

第11期決算公告
2025年５月20日
大阪市中央区難波５丁目１番60号
ディーゼルジャパンサービス株式会社
代表取締役　髙實　康誠
貸借対照表の要旨
（2024年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18
	合計	18
負債及び純資産の部	流動負債	13
	株主資本	6
	資本金	10
	利益剰余金	△ 4
	その他利益剰余金	△ 4
	(うち当期純利益)	(0)
	合計	18

第42期決算公告
令和７年５月20日
東京都港区南青山三丁目11番13号
クラークスジャパン株式会社
代表取締役　ポール・アントニー・ウェイクフィールド
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,079,672	流動負債	1,042,915
固定資産	388,882	固定負債	90,316
		退職給与引当金	90,316
		親会社勘定	1,708,192
		株主資本	627,130
		資本金	80,000
		利益剰余金	547,130
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	527,130
		(うち当期純利益)	(167,397)
資産合計	3,468,555	負債・純資産合計	3,468,555

第40期決算公告
令和７年５月20日
東京都品川区大崎二丁目11番１号
オスラム株式会社
代表取締役　針田　靖久
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,791,487	流動負債	1,276,065
固定資産	145,089	固定負債	188,377
		株主資本	468,808
		資本金	10,000
		利益剰余金	458,808
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	456,308
		(うち当期純利益)	(107,766)
		評価・換算差額等	3,326
		その他有価証券評価差額金	3,326
資産合計	1,936,576	負債・純資産合計	1,936,576

第 69 期 決 算 公 告

令和７年５月20日　福岡市博多区山王一丁目15番８号

フコク電興株式会社

代表取締役社長　林　忠彦

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,382,557	流動負債	282,234
固定資産	133,377	（うち賞与引当金）	(26,575)
		固定負債	97,697
		（うち退職給付引当金）	(55,762)
		株主資本	1,135,920
		資本金	17,000
		利益剰余金	1,118,920
		利益準備金	4,250
		その他利益剰余金	1,114,670
		（うち当期純利益）	(54,256)
		評価・換算差額等	81
資産合計	**1,515,934**	**負債・純資産合計**	**1,515,934**

第 11 期 決 算 公 告

2025年５月20日　京都府京都市左京区田中門前町103番地５

株式会社ｉＰＳポータル

代表取締役　小林　正和

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	488,999	流動負債	17,987
固定資産	277,716	固定負債	16,102
		退職給付引当金	16,102
		負債合計	**34,089**
		株主資本	732,626
		資本金	99,000
		資本剰余金	1,232,000
		資本準備金	732,000
		その他資本剰余金	500,000
		利益剰余金	△　598,373
		その他利益剰余金	△　598,373
		（うち当期純損失）	(189,069)
		純資産合計	**732,626**
資産合計	**766,715**	**負債・純資産合計**	**766,715**

第 17 期 決 算 公 告

令和７年５月20日

東京都品川区上大崎二丁目19番10号

株式会社エフ・ディ・シィ・フレンズ

代表取締役社長　皆川　弘樹

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,879,530	流動負債	250,796
固定資産	21,274	賞与引当金	45,471
有形固定資産	0	役員賞与引当金	—
無形固定資産	—	固定負債	—
投資その他の資産	21,274	役員株式給付引当金	—
		株主資本	1,650,009
		資本金	50,000
		利益剰余金	1,600,009
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,587,509
		（うち当期純利益）	(50,928)
資産合計	**1,900,805**	**負債・純資産合計**	**1,900,805**

第 25 期 決 算 公 告

令和７年５月20日　東京都世田谷区尾山台二丁目30番８号

Audi Volkswagen Retail Japan株式会社

代表取締役　イヴァイエロ・プレフ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,093	流動負債	9,699
固定資産	4,667	（うち賞与引当金）	(188)
		固定負債	433
		（うち退職給付引当金）	(196)
		株主資本	8,627
		資本金	100
		資本剰余金	6,840
		その他資本剰余金	6,840
		利益剰余金	1,687
		その他利益剰余金	1,687
		（うち当期純利益）	(322)
資産合計	**18,760**	**負債・純資産合計**	**18,760**

第 9 期 決 算 公 告

令和７年５月20日

福岡市中央区天神四丁目６番７号

株式会社ジャパン旅客サービス九州

代表取締役　橋本　健生

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,744
	合計	**6,744**
負債及び純資産の部	流動負債	24,083
	株主資本	△17,339
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,825
	その他資本剰余金	1,825
	利益剰余金	△29,164
	その他利益剰余金	△29,164
	（うち当期純損失）	(7,046)
	合計	**6,744**

第 7 期 決 算 公 告

令和７年５月20日

福岡市中央区天神一丁目13番２号

水道町二丁目開発特定目的会社

取締役　小林健一郎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部		流動負債	65,673
建物	1,340,723	固定負債	1,249,291
構築物	7,848	**負債合計**	**1,314,965**
		社員資本	383,903
特定資産合計	**1,348,572**	特定資本金	10
その他の資産の部		優先資本金	400,000
流動資産	350,296	剰余金	△16,106
		当期未処理損失	16,106
その他の資産合計	**350,296**	**純資産合計**	**383,903**
資産合計	**1,698,868**	**負債・純資産合計**	**1,698,868**

損益計算書の要旨

（自　令和６年３月１日　至　令和７年２月28日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	125,330
営業費用	116,125
営業利益	9,204
営業外収益	175
経常利益	9,380
税引前当期純利益	9,380
法人税、住民税及び事業税	355
当期純利益	9,024
前期繰越損失	25,131
当期未処理損失	16,106

第44期決算公告　令和７年４月30日

青森県八戸市諏訪三丁目14番15号

株式会社玉姫グループ

代表取締役　木崎　秀安

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,458,063
	固定資産	11,315,909
	資産合計	**14,773,972**
負債及び純資産の部	流動負債	1,227,549
	固定負債	11,539,102
	負債合計	**12,766,651**
	株主資本	2,007,321
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,957,321
	繰越利益剰余金	1,957,321
	（うち当期純利益）	(247,111)
	純資産合計	**2,007,321**
	負債・純資産合計	**14,773,972**

決算公告　令和７年５月20日

福島県いわき市勿来町窪田十条３番１

株式会社くすりのマルト

代表取締役　安島　力

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,007,834
	固定資産	4,624,263
	繰延資産	38,838
	資産合計	**11,670,936**
負債及び純資産の部	流動負債	4,285,845
	固定負債	11,625
	株主資本	7,373,465
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,363,465
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	7,360,965
	（うち当期純利益）	(203,383)
	負債・純資産合計	**11,670,936**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十日

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

（甲）株式会社くすりのマルト

代表取締役　安島　力

福島県いわき市勿来町窪田十条三番一

（乙）株式会社くすりのマルト医療福祉協会

代表取締役　安島　力

第７期決算公告　令和７年５月20日

茨城県古河市下辺見2450番地

古河ケーブルテレビ株式会社

代表取締役　小林　康行

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科	目	金　額（千円）
資産の部	流動資産	774,714
	固定資産	484,067
	合　計	**1,258,781**
負債及び純資産の部	流動負債	500,371
	賞与引当金	4,400
	固定負債	1,598,411
	株主資本	△840,000
	資本金	55,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	△940,000
	その他利益剰余金	△940,000
	（うち当期純損失）	(2,752)
	合　計	**1,258,781**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月三十一日
掲載頁　八〇頁（号外第一八一号）

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十日

栃木県栃木市樋ノ口町四三番地五
（甲）ケーブルテレビ株式会社
代表取締役　髙田光浩

茨城県古河市下辺見二四五〇番地
（乙）古河ケーブルテレビ株式会社
代表取締役　小林康行

第23期決算公告　令和７年５月20日

埼玉県幸手市上吉羽2100番地79

株式会社染めＱテクノロジィ

代表取締役　菱木　貞夫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科	目	金　額（円）
資産の部	流動資産	1,663,902,516
	固定資産	1,486,584,762
	資産合計	**3,150,487,278**
負債及び純資産の部	流動負債	1,266,157,990
	賞与引当金	19,416,000
	工事補償引当金	95,265,637
	工事損失引当金	84,497,119
	固定負債	556,560,000
	株主資本	1,327,769,288
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	1,277,769,288
	その他利益剰余金	1,277,769,288
	（うち当期純利益）	(482,701,551)
	負債・純資産合計	**3,150,487,278**

第67期決算公告

令和７年５月20日

千葉市中央区椿森一丁目26番９号

株式会社清風荘

代表取締役　近藤　一夫

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科	目	金　額
資産の部	流動資産	125,531
	固定資産	101,289
	合　計	**226,821**
負債及び純資産の部	流動負債	124,702
	株主資本	102,119
	資本金	12,000
	利益剰余金	90,119
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	87,119
	（うち当期純利益）	(6,099)
	合　計	**226,821**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アルカサル（住所千葉市中央区椿森一丁目二六番九号）に対して当社が経営する不動産賃貸事業のうち、「ヴィラ清風、所在東京都杉並区南荻窪三丁目一五七番一の土地及び同所同番地一家屋番号一五七番一の建物」の事業に関する権利義務の全部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

千葉市中央区椿森一丁目二六番九号
株式会社清風荘
代表取締役　近藤一夫

第１期決算公告　令和７年３月24日

東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目４番18号

コレタス吉祥寺Ⅱ９階

ヨーラ・ジャパン株式会社

代表取締役　久保　真道

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科	目	金　額（円）
資産の部	流動資産	43,499,863
	固定資産	3,961,417
	資産合計	**47,461,280**
負債及び純資産の部	流動負債	30,817,574
	固定負債	44,282,000
	株主資本	△27,638,294
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△30,638,294
	その他利益剰余金	△30,638,294
	（うち当期純損失）	(30,638,294)
	負債・純資産合計	**47,461,280**

第28期決算公告　令和７年５月20日

東京都港区港南三丁目６番21号

株式会社ビレッジセブン

代表取締役　七村　守

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科	目	金　額（千円）
資産の部	流動資産	1,979,864
	固定資産	5,881,030
	資産合計	**7,860,894**
負債及び純資産の部	流動負債	1,121,833
	固定負債	7,520,513
	負債合計	**8,642,347**
	株主資本	△781,452
	資本金	10,000
	利益剰余金	△791,452
	その他利益剰余金	△791,452
	（うち当期純損失）	(1,045,026)
	純資産合計	**△781,452**
	負債・純資産合計	**7,860,894**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千五百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

東京都港区港南三丁目六番二一号
株式会社ビレッジセブン
代表取締役　七村　守

第20期決算公告

令和７年５月20日

東京都品川区上大崎四丁目１番５号

マーベルテクノロジージャパン株式会社

代表取締役　マーク・キャスパー

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科	目	金　額（千円）
資産の部	流動資産	698,144
	固定資産	716,421
	資産合計	**1,414,566**
負債及び純資産の部	流動負債	332,955
	賞与引当金	136,729
	固定負債	257,279
	退職給付引当金	30,219
	株主資本	824,331
	資本金	12,000
	利益剰余金	812,331
	その他利益剰余金	812,331
	（うち当期純利益）	(116,277)
	負債・純資産合計	**1,414,566**

第２期決算公告　令和７年５月20日

東京都新宿区西新宿二丁目６番１号

新宿住友ビル18階グロース新宿

株式会社ウタイテ

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科	目	金　額（千円）
資産の部	流動資産	1,446,781
	固定資産	2,997,623
	合　計	**4,444,404**
負債及び純資産の部	流動負債	1,987,433
	固定負債	100,000
	株主資本	2,356,970
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,777,380
	資本準備金	1,388,690
	その他資本剰余金	1,388,690
	利益剰余金	△520,409
	その他利益剰余金	△520,409
	（うち当期純損失）	(497,642)
	合　計	**4,444,404**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十四億九千九百九十九万九千五百円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号新宿住友ビル一八階グロース新宿
株式会社ウタイテ
代表取締役　倉田将志

第10期決算公告

令和７年５月20日

東京都豊島区北大塚２丁目３番15号

株式会社　玉姫サポート

代表取締役　草谷　謙司

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科	目	金　額（千円）
資産の部	流動資産	404,773
	資産合計	**404,773**
負債及び純資産の部	流動負債	354,821
	負債合計	**354,821**
	株主資本	49,952
	資本金	50,000
	利益剰余金	△48
	繰越利益剰余金	△48
	（うち当期純損失）	(48)
	純資産合計	**49,952**
	負債・純資産合計	**404,773**

第 26 期決算公告　令和７年４月30日
東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
株式会社日本デジコム
代表取締役　竹井　裕二
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,495,164
	固定資産	193,467
	資産合計	1,688,631
負債及び純資産の部	流動負債	896,494
	固定負債	81,195
	負債合計	977,689
	株主資本	710,942
	資本金	40,000
	利益剰余金	670,942
	その他利益剰余金	670,942
	（うち当期純利益）	(121,547)
	純資産合計	710,942
	負債・純資産合計	1,688,631

第 42 期決算公告　令和７年５月20日
滋賀県彦根市鳥居本町655番地の１
サンライズ出版株式会社
代表取締役　岩根　順子
貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	76,193
	固定資産	41,266
	資産合計	117,459
負債及び純資産の部	流動負債	38,024
	固定負債	81,858
	負債の部合計	119,883
	株主資本	△2,423
	資本金	30,000
	利益剰余金	△32,423
	その他利益剰余金	△32,423
	（うち当期純損失）	(11,462)
	純資産の部合計	△2,423
	負債・純資産合計	117,459

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年四月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十日
滋賀県彦根市鳥居本町六五五番地の一
サンライズ出版株式会社
代表取締役　岩根　順子

第 25 期決算公告　令和７年５月20日
東京都世田谷区太子堂４丁目１番１号
株式会社ニコリオ
代表取締役　中上　元弘
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,102
	固定資産	116
	資産合計	2,219
負債及び純資産の部	流動負債	439
	固定負債	0
	株主資本	1,779
	資本金	100
	資本剰余金	57
	利益剰余金	2,184
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	2,179
	（うち当期純利益）	(424)
	自己株式	△563
	負債・純資産合計	2,219

第 36 期決算公告　令和７年５月20日
京都市中京区二条通柳馬場東入晴明町663番地
株式会社ワード
代表取締役　廣田　陽介
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	40,781
	固定資産	52,927
	合計	93,708
負債及び純資産の部	流動負債	8,919
	固定負債	55,127
	株主資本	29,662
	資本金	10,000
	利益剰余金	19,662
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	19,612
	（うち当期純利益）	(32,144)
	合計	93,708

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十日
京都市中京区二条通柳馬場東入晴明町六六三番地
有限会社Think Plus
代表取締役　廣田　陽介

第 17 期決算公告　令和７年５月20日
東京都中央区日本橋茅場町２丁目13番11号
Ｎａｓｄａｑテクノロジー株式会社
代表取締役　杉原　幹郎
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	57,095
	固定資産	111,771
	合計	168,866
負債及び純資産の部	流動負債	52,414
	固定負債	0
	株主資本	116,452
	資本金	45,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	46,452
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	46,452
	（うち当期純利益）	(12,337)
	合計	168,866

決　算　公　告

令和７年５月20日
京都府舞鶴市字下福井1183番地49
株式会社Ｋ，ＳＴＡＦＦ
代表取締役　倉内　之成
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,543
	固定資産	4,310
	繰延資産	275
	合計	8,129
負債及び純資産の部	流動負債	3,966
	固定負債	4,694
	株主資本	△531
	資本金	20,000
	利益剰余金	△20,531
	その他利益剰余金	△20,531
	（うち当期純損失）	(531)
	合計	8,129

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

ただし、当社は令和七年六月三十日に商号を株式会社K.STAFFに変更を予定しております。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日
京都府舞鶴市字下福井一一八三番地四九
株式会社K.STAFF
代表取締役　倉内　之成

第 63 期 決 算 公 告

令和７年５月20日
東京都千代田区神田駿河台二丁目８番地
瀬川ビル
株式会社ティー・エイチ・エス
代表取締役　奈良　敦
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,579,125
	固定資産	231,547
	合計	1,810,673
負債及び純資産の部	流動負債	64,874
	固定負債	333,034
	株主資本	1,412,764
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,402,764
	（うち当期純利益）	(17,214)
	合計	1,810,673

第 15 期 決 算 公 告

令和７年５月20日
大阪市西淀川区歌島一丁目24番22号
株式会社コーケンエンジニアリング
代表取締役　谷下　成伯
貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	203,931
	固定資産	31,771
	資産合計	235,702
負債及び純資産の部	流動負債	30,600
	固定負債	97,585
	株主資本	107,517
	資本金	5,000
	利益剰余金	102,517
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	101,267
	（うち当期純利益）	(12,633)
	負債・純資産合計	235,702

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十日
大阪市西淀川区歌島一丁目二四番二二号
（甲）株式会社コーケンエンジニアリング
大阪府堺市北区長曽根町一二三二番地
（乙）株式会社常磐技研
代表取締役　執印　昭伸
代表取締役　谷下　成伯

第 9 期 決 算 公 告

令和７年５月20日
福岡市中央区薬院三丁目16番27号
株式会社ビジネス・ワンサンテ
代表取締役　山本　道也

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科	目	金　額
資産の部	流動資産	926
	資産合計	**926**
負債及び純資産の部	流動負債	71
	負債合計	**71**
	株主資本	855
	資本金	5,000
	利益剰余金	△4,144
	その他利益剰余金	△4,144
	（うち当期純損失）	(63)
	純資産合計	**855**
	負債・純資産合計	**926**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のインドアゴルフ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月二十日

福岡市中央区薬院三丁目一六番二七号
（甲）株式会社ビジネス・ワンサンテ
代表取締役　山本　道也

福岡市中央区薬院三丁目一六番二七号
（乙）ビジネス・ワンホールディングス株式会社
代表取締役　尾崎　朝樹

第５期決算公告

令和７年５月20日
東京都調布市染地二丁目８番地12
バーチャル・ライン・スタジオ株式会社
代表取締役社長　田中　正

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科	目	金　額（千円）
資産の部	流動資産	67,059
	固定資産	7,499
	繰延資産	100
	資産合計	**74,659**
負債及び純資産の部	流動負債	12,376
	固定負債	5,000
	株主資本	57,282
	資本金	60,000
	資本剰余金	60,000
	資本準備金	60,000
	利益剰余金	△62,717
	その他利益剰余金	△62,717
	（うち当期純損失）	(5,397)
	負債・純資産合計	**74,659**

第 52 期決算公告

令和７年５月20日
熊本県上益城郡嘉島町大字鯰2025番地１
株式会社とくなが
（旧商号　有限会社とくなが）
代表取締役　徳永　恭成

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科	目	金　額（千円）
資産の部	流動資産	44,845
	固定資産	160,276
	合計	**205,121**
負債及び純資産の部	流動負債	8,415
	固定負債	88,229
	株主資本	108,476
	資本金	3,000
	利益剰余金	105,476
	利益準備金	2,800
	その他利益剰余金	102,676
	（うち当期純利益）	(4,556)
	合計	**205,121**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十日

熊本県上益城郡嘉島町大字鯰二〇二五番地一
（甲）株式会社とくなが
代表取締役　徳永　恭成

熊本市南区近見九丁目一番九号
（乙）有限会社うなとく
代表取締役　徳永　隆正

第 15 期 決 算 公 告

令和７年３月21日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
丸の内北口ビル
Ｓ＆Ｐグローバル ＳＦジャパン株式会社
代表取締役　山本　武成

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科	目	金　額（千円）
資産の部	流動資産	159,969
	資産合計	**159,969**
負債及び純資産の部	流動負債	26,607
	株主資本	133,362
	資本金	170,000
	資本剰余金	120,000
	資本準備金	120,000
	利益剰余金	△156,638
	その他利益剰余金	△156,638
	（うち当期純利益）	(19,006)
	負債・純資産合計	**159,969**

令和６年度決算公告

令和７年５月20日
鹿児島県霧島市国分野口東６番20号
株式会社山昌
代表取締役　山内昌一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科	目	金　額
資産の部	流動資産	127,141
	固定資産	101,655
	合計	**228,796**
負債及び純資産の部	流動負債	64,757
	固定負債	102,518
	株主資本	61,520
	資本金	20,000
	利益剰余金	41,520
	その他利益剰余金	41,520
	（うち当期純利益）	(571)
	合計	**228,796**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十日

鹿児島県霧島市国分野口東六番二〇号
（甲）株式会社山昌
代表取締役　山内昌一郎

鹿児島県霧島市国分野口東六番二〇号
（乙）有限会社山内商事
代表取締役　山内昌一郎

第 4 期 決 算 公 告

令和７年５月20日
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内
Ｑｕｍｕｌｏ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　ルーカス・オリバーフロスト

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科	目	金　額（千円）
資産の部	流動資産	17,737
	固定資産	―
	合計	**17,737**
負債及び純資産の部	流動負債	1,422
	株主資本	16,314
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,314
	その他利益剰余金	6,314
	（うち当期純利益）	(1,992)
	合計	**17,737**

第 2 期 決 算 公 告

2025年５月20日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
ジェイ・シー・エイチ・ワン特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年１月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	15,752	流動負債	252
有形固定資産	15,752	固定負債	11,507
その他の資産	2,629	**負債合計**	**11,759**
流動資産	2,467	社員資本	6,622
固定資産	150	特定資本金	0
繰延資産	12	優先資本金	5,343
		剰余金	1,278
		当期未処分利益	1,278
		純資産合計	**6,622**
資産合計	**18,382**	**負債・純資産合計**	**18,382**

損益計算書の要旨
（自　2024年２月１日
至　2025年１月31日）
（単位：百万円）

科　目	金　額
営業収益	6,570
営業費用	5,124
営業利益	1,446
営業外収益	0
営業外費用	102
経常利益	1,344
税引前当期純利益	1,344
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	1,342

第 5 期 決 算 公 告

令和７年５月20日
東京都渋谷区南平台町16番11号
株式会社掃除屋ジャパン
代表取締役　長原　英司

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科	目	金　額
資産の部	流動資産	163,162
	合計	**163,162**
負債及び純資産の部	流動負債	89,118
	株主資本	74,044
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△925,956
	その他利益剰余金	△925,956
	（うち当期純損失）	(257,249)
	合計	**163,162**

第２期決算公告　2025年５月20日
熊本市西区春日一丁目12－３
株式会社九州みらいＣｒｅａｔｉｏｎ
代表取締役　萩原　大造

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	43,026
	固定資産	57,307
	繰延資産	34,586
	合計	134,920
負債及び純資産の部	流動負債	193,207
	固定負債	2,462
	株主資本	△60,749
	資本金	200,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△360,749
	その他利益剰余金	△360,749
	（うち当期純損失）	（195,613）
	合計	134,920

第 24 期 決 算 公 告

令和７年３月31日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
ＲＷ４特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	31,049,855	流動負債	305,270
有形固定資産	25,883,455	固定負債	29,758,928
投資その他の資産	5,166,400	負債合計	30,064,198
その他の資産	2,879,681	社員資本	3,865,339
流動資産	2,681,232	特定資本金	3,459,500
固定資産	196,192	優先資本金	10,050
投資その他の資産	196,192	剰余金	395,789
繰延資産	2,257	当期未処分利益	395,789
		純資産合計	3,865,339
合計	33,929,537	合計	33,929,537

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,397,909
営業費用	1,000,330
営業利益	397,578
営業外収益	517
営業外費用	—
経常利益	398,096
税引前当期純利益	398,096
法人税、住民税及び事業税	2,368
当期純利益	395,728
前期繰越損失	60
当期未処分利益	395,789

第 61 期決算公告　令和７年５月20日
滋賀県米原市夫馬113番地
アコース株式会社
代表取締役　木本　敦士

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,979
	固定資産	1,001
	合計	2,980
負債及び純資産の部	流動負債	1,484
	固定負債	256
	株主資本	1,241
	資本金	90
	資本剰余金	12
	資本準備金	12
	利益剰余金	1,139
	利益準備金	17
	その他利益剰余金	1,122
	（うち当期純利益）	（5）
	合計	2,980

第 17 期 決 算 公 告

令和７年３月31日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
ＲＷ名古屋加福町特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	2,581,503	流動負債	47,290
固定資産	2,581,503	固定負債	2,755,623
有形固定資産	2,397,503	負債合計	2,802,914
投資その他の資産	184,000	社員資本	40,141
その他の資産	261,552	特定資本金	5,000
流動資産	234,386	優先資本金	11,450
固定資産	15,870	剰余金	23,691
投資その他の資産	15,870	当期未処分利益	23,691
繰延資産	11,294	純資産合計	40,141
合計	2,843,055	合計	2,843,055

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	130,355
営業費用	105,755
営業利益	24,599
営業外収益	15
営業外費用	—
経常利益	24,614
税引前当期純利益	24,614
法人税、住民税及び事業税	1,038
当期純利益	23,576
前期繰越利益	115
当期未処分利益	23,691

第 33 期決算公告　令和７年４月24日
神戸市中央区港島南町五丁目５番３号
株式会社モレスコテクノ
代表取締役　瀬脇　信寛

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	240,768
	固定資産	16,097
	資産合計	256,865
負債及び純資産の部	流動負債	29,464
	賞与引当金	12,376
	固定負債	971
	退職給付引当金	971
	株主資本	226,431
	資本金	10,000
	利益剰余金	216,431
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	213,931
	（うち当期純利益）	（9,539）
	負債・純資産合計	256,865

第 17 期 決 算 公 告

令和７年３月31日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
ＲＷ東扇島特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	14,936,148	流動負債	543,287
固定資産	14,936,148	固定負債	12,419,488
有形固定資産	14,936,148	負債合計	12,962,775
その他の資産	2,050,627	社員資本	4,024,000
流動資産	2,008,913	特定資本金	5,000
固定資産	40,171	優先資本金	3,949,350
投資その他の資産	40,171	剰余金	69,650
繰延資産	1,542	当期未処分利益	69,650
		純資産合計	4,024,000
合計	16,986,776	合計	16,986,776

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	483,211
営業費用	411,248
営業利益	71,963
営業外収益	143
営業外費用	—
経常利益	72,106
税引前当期純利益	72,106
法人税、住民税及び事業税	2,492
当期純利益	69,613
前期繰越利益	36
当期未処分利益	69,650

第 27 期決算公告　令和７年４月23日
香川県丸亀市大手町一丁目３番11号
株式会社和田コーポレーション
代表取締役　松田　敏之

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	13,849
	固定資産	4,197
	合計	18,046
負債及び純資産の部	流動負債	7,217
	固定負債	226
	株主資本	10,603
	資本金	90
	資本剰余金	30
	利益剰余金	10,483
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	10,475
	（うち当期純利益）	（687）
	合計	18,046

第 11 期 決 算 公 告

令和７年３月31日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
ＲＷ弥富特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	14,101,172	流動負債	164,196
固定資産	14,101,172	固定負債	15,192,626
有形固定資産	11,434,572	負債合計	15,356,823
投資その他の資産	2,666,600	社員資本	32,181
その他の資産	1,287,831	特定資本金	5,000
流動資産	1,224,916	優先資本金	10,050
固定資産	55,887	剰余金	17,131
投資その他の資産	55,887	当期未処分利益	17,131
繰延資産	7,027	純資産合計	32,181
合計	15,389,004	合計	15,389,004

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	525,653
営業費用	506,938
営業利益	18,714
営業外収益	90
営業外費用	—
経常利益	18,805
税引前当期純利益	18,805
法人税、住民税及び事業税	1,673
当期純利益	17,131
前期繰越利益	0
当期未処分利益	17,131

第　5　期　決　算　公　告

令和７年３月31日　東京都中央区日本橋一丁目４番１号

川西１特定目的会社

取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	20,912,003	流動負債	83,568
固定資産	20,912,003	固定負債	18,422,000
有形固定資産	20,912,003	**負債合計**	**18,505,568**
その他の資産	5,927,680	社員資本	8,334,114
流動資産	5,794,393	特定資本金	5,000
固定資産	109,013	優先資本金	8,505,100
投資その他の資産	109,013	剰余金	△175,985
繰延資産	24,273	当期未処理損失	175,985
		純資産合計	**8,334,114**
合計	**26,839,683**	**合計**	**26,839,683**

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	12
営業費用	133,622
営業損失	133,610
営業外収益	405
営業外費用	5,039
経常損失	138,244
税引前当期純損失	138,244
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	139,454
前期繰越損失	36,530
当期未処理損失	175,985

第　7　期　決　算　公　告

令和７年３月31日　東京都中央区日本橋一丁目４番１号

マーリン特定目的会社

取締役　海瀬　浩昭

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	75,872,823	流動負債	2,503
固定資産	75,872,823	固定負債	1,000,000
投資その他の資産	75,872,823	**負債合計**	**1,002,503**
その他の資産	4,833,398	社員資本	79,703,718
流動資産	3,819,909	特定資本金	5,000
固定資産	1,000,000	優先資本金	76,812,700
投資その他の資産	1,000,000	剰余金	2,886,018
繰延資産	13,488	当期未処分利益	2,886,018
		純資産合計	**79,703,718**
合計	**80,706,221**	**合計**	**80,706,221**

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2,947,279
営業費用	57,826
営業利益	2,889,452
営業外収益	172
営業外費用	3,654
経常利益	2,885,971
税引前当期純利益	2,885,971
法人税、住民税及び事業税	824
当期純利益	2,885,146
前期繰越利益	871
当期未処分利益	2,886,018

第　8　期　決　算　公　告

令和７年３月31日　東京都中央区日本橋一丁目４番１号

タント特定目的会社

取締役　増渕　俊介

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	77,738,591	流動負債	62,508,476
固定資産	77,738,591	固定負債	1,021,049
有形固定資産	77,738,591	**負債合計**	**63,529,525**
その他の資産	7,808,539	社員資本	22,017,605
流動資産	7,658,670	特定資本金	5,000
固定資産	145,735	優先資本金	28,400,000
投資その他の資産	145,735	剰余金	△6,387,394
繰延資産	4,133	当期未処理損失	6,387,394
		純資産合計	**22,017,605**
合計	**85,547,131**	**合計**	**85,547,131**

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,621,540
営業費用	4,212,809
営業損失	2,591,268
営業外収益	701
営業外費用	692
経常損失	2,591,259
税引前当期純損失	2,591,259
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	2,592,469
前期繰越損失	3,794,925
当期未処理損失	6,387,394

第　13　期　決　算　公　告

令和７年３月31日

東京都中央区日本橋一丁目４番１号

ＲＷ尼崎特定目的会社

取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	32,023,230	流動負債	430,487
固定資産	32,023,230	固定負債	34,231,381
有形固定資産	29,603,230	**負債合計**	**34,661,869**
投資その他の資産	2,420,000	社員資本	486,632
その他の資産	3,125,272	特定資本金	5,000
流動資産	3,030,041	優先資本金	10,050
固定資産	87,298	剰余金	471,582
投資その他の資産	87,298	当期未処分利益	471,582
繰延資産	7,931	**純資産合計**	**486,632**
合計	**35,148,502**	**合計**	**35,148,502**

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,518,629
営業費用	1,051,117
営業利益	467,512
営業外収益	235
営業外費用	7
経常利益	467,740
税引前当期純利益	467,740
法人税、住民税及び事業税	90
当期純利益	467,650
前期繰越利益	3,931
当期未処分利益	471,582

第 67 期 決 算 公 告

令和７年５月20日

広島市西区楠木町四丁目８番12号

株式会社不二ビルサービス

代表取締役　濵野上隆志

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,076,316
	固定資産	1,321,781
	合計	**3,398,097**
負債及び純資産の部	流動負債	813,694
	（うち賞与引当金）	(123,700)
	固定負債	457,024
	（うち退職給与引当金）	(191,602)
	（うち長期修繕引当金）	(173,419)
	負債の部合計	**1,270,719**
	株主資本	2,127,378
	資本金	20,300
	資本剰余金	153,236
	その他資本剰余金	153,236
	利益剰余金	1,953,842
	利益準備金	8,700
	その他利益剰余金	1,945,142
	（うち当期純利益）	(73,983)
	純資産の部合計	**2,127,378**
	合計	**3,398,097**

第 31 期 決 算 公 告

令和７年５月20日

東京都港区芝浦四丁目９番25号

株式会社ジャパン・リリーフ

代表取締役　橋本　健生

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,175,681
	固定資産	823,184
	資産合計	**4,998,866**
負債及び純資産の部	流動負債	2,250,791
	固定負債	50,126
	（退職給付引当金）	(34,832)
	（役員退職慰労引当金）	(14,960)
	負債合計	**2,300,918**
	株主資本	2,693,845
	資本金	83,124
	資本剰余金	53,123
	資本準備金	53,123
	利益剰余金	2,557,596
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	2,555,596
	（うち当期純利益）	(328,905)
	評価・換算差額等	4,102
	その他有価証券評価差額金	4,102
	純資産合計	**2,697,947**
	負債・純資産合計	**4,998,866**

第６期決算公告

令和７年５月20日

北九州市小倉北区東港一丁目３番７号

大平紙業株式会社

代表取締役　葛谷　隆二

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,246,275
	固定資産	771,093
	資産合計	**4,017,369**
負債及び純資産の部	流動負債	3,327,432
	賞与引当金	8,740
	固定負債	737,333
	退職給付引当金	134,020
	関係会社事業損失引当金	56,530
	株主資本	△72,513
	資本金	100,000
	資本剰余金	200,012
	資本準備金	200,012
	利益剰余金	△372,526
	その他利益剰余金	△372,526
	（うち当期純損失）	(105,583)
	評価・換算差額等	25,116
	その他有価証券評価差額金	25,116
	負債・純資産合計	**4,017,369**

第３期決算公告

令和７年３月31日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
エイグ特定目的会社
取締役　増渕　俊介

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	3,751,515	流動負債	15,867
固定資産	3,751,515	**負債合計**	**15,867**
有形固定資産	3,751,515	社員資本	3,795,971
その他の資産	60,324	特定資本金	5,000
流動資産	55,360	優先資本金	3,803,000
繰延資産	4,963	剰余金	△12,028
		当期未処理損失	12,028
		純資産合計	**3,795,971**
合計	**3,811,839**	**合計**	**3,811,839**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	10,494
営業損失	10,494
営業外収益	0
営業外費用	25
経常損失	10,519
税引前当期純損失	10,519
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	11,469
前期繰越損失	558
当期未処理損失	12,028

第４期決算公告

令和７年３月31日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
コスモス特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	17,303,663	流動負債	237,268
固定資産	17,303,663	固定負債	14,775,614
有形固定資産	17,303,663	**負債合計**	**15,012,882**
その他の資産	3,041,548	社員資本	5,332,329
流動資産	2,992,258	特定資本金	5,000
固定資産	43,480	優先資本金	6,330,000
繰延資産	5,809	剰余金	△1,002,670
		当期未処理損失	1,002,670
		純資産合計	**5,332,329**
合計	**20,345,212**	**合計**	**20,345,212**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	582,790
営業費用	988,047
営業損失	405,257
営業外収益	1,064
営業外費用	2,130
経常損失	406,322
税引前当期純損失	406,322
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	407,532
前期繰越損失	595,137
当期未処理損失	1,002,670

第122期決算公告

令和７年５月20日

山口県柳井市柳井1582番地４

柳井化学工業株式会社

代表取締役　戸坂　浩二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,178
	固定資産	9,372
	資産合計	**14,550**
負債及び純資産の部	流動負債	5,591
	(賞与引当金)	(203)
	固定負債	1,503
	(退職給付引当金)	(665)
	負債合計	**7,094**
	株主資本	7,451
	資本金	300
	資本剰余金	7
	資本準備金	7
	利益剰余金	7,144
	利益準備金	67
	その他利益剰余金	7,077
	(うち当期純利益)	(788)
	評価・換算差額等	4
	その他有価証券評価差額金	4
	純資産合計	**7,456**
	負債・純資産合計	**14,550**

第５期決算公告

令和７年３月31日　東京都中央区日本橋一丁目４番１号
ＥＳＲ24特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	10,230,370	流動負債	235,101
固定資産	10,230,370	固定負債	8,361,910
有形固定資産	10,230,370	**負債合計**	**8,597,012**
その他の資産	1,418,092	社員資本	3,051,451
流動資産	1,386,971	特定資本金	5,000
固定資産	25,426	優先資本金	3,601,700
繰延資産	5,694	剰余金	△555,248
		当期未処理損失	555,248
		純資産合計	**3,051,451**
合計	**11,648,463**	**合計**	**11,648,463**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	766,371
営業費用	786,527
営業損失	20,155
営業外収益	95
営業外費用	1,593
経常損失	21,653
税引前当期純損失	21,653
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	22,603
前期繰越損失	532,645
当期未処理損失	555,248

第５期決算公告

令和７年３月31日　東京都中央区日本橋一丁目４番１号
川西２特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	24,405,443	流動負債	182,398
固定資産	24,405,443	固定負債	19,093,000
有形固定資産	24,405,443	**負債合計**	**19,275,398**
その他の資産	3,434,426	社員資本	8,564,470
流動資産	3,305,052	特定資本金	5,000
固定資産	106,489	優先資本金	8,812,900
投資その他の資産	106,489	剰余金	△253,429
繰延資産	22,884	当期未処理損失	253,429
		純資産合計	**8,564,470**
合計	**27,839,869**	**合計**	**27,839,869**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	62
営業費用	205,229
営業損失	205,166
営業外収益	523
営業外費用	4,757
経常損失	209,401
税引前当期純損失	209,401
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	210,611
前期繰越損失	42,818
当期未処理損失	253,429

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百九十九万九千九百九十九円減少し一円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年三月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十日

東京都武蔵村山市大南二丁目四番一七号

株式会社ＭＩＹＡＫＥ

代表取締役　三宅　秀俊

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,772,878
	資産合計	25,772,878
負債及び純資産の部	流動負債	521,100
	負債合計	521,100
	株主資本	25,251,778
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△3,768,520
	その他利益剰余金	△3,768,520
	（うち当期純利益）	(2,031,099)
	自己株式	△979,702
	純資産合計	25,251,778
	負債・純資産合計	25,772,878

第２期決算公告　令和７年５月20日

沖縄県浦添市内間二丁目７番６号
玉正アパート103号室

エゾンス株式会社

代表取締役　大城　海

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	2,779,368
	固定資産	712,274
	資産合計	3,491,642
負債及び純資産の部	流動負債	1,029,590
	固定負債	7,503,200
	株主資本	△5,041,148
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△6,041,148
	その他利益剰余金	△6,041,148
	（うち当期純損失）	(2,270,772)
	負債・純資産合計	3,491,642

第48期決算公告　令和７年５月20日

東京都台東区柳橋二丁目21番13号

東洋システム株式会社

代表取締役　関　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	142,960
	固定資産	185,039
	資産合計	328,000
負債及び純資産の部	流動負債	15,136
	固定負債	43,930
	（退職給付引当金）	(34,182)
	株主資本	268,933
	資本金	10,000
	利益剰余金	258,933
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	256,433
	（うち当期純利益）	(6,890)
	負債・純資産合計	328,000

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する東洋ビル株式会社（住所東京都台東区柳橋二丁目二一番一三号東洋ビル七階）に対して当社の不動産関連部門の事業に関して有する権利義務の全部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

東京都台東区柳橋二丁目二一番一三号

東洋システム株式会社

代表取締役　関　大輔

第20期決算公告　令和７年４月22日

札幌市厚別区厚別南４丁目29番地15

ＧＬＡＤ株式会社

代表取締役社長　上野　豊

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	133,288
	固定資産	31,555
	資産合計	164,844
負債及び純資産の部	流動負債	42,318
	固定負債	22,274
	株主資本	100,251
	資本金	10,000
	利益剰余金	90,251
	その他利益剰余金	90,251
	（うち当期純利益）	(5,034)
	負債・純資産合計	164,844

第３期決算公告

令和７年３月31日　東京都中央区日本橋一丁目４番１号

ラム特定目的会社

取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
特定資産	22,523,500	流動負債	656,635
固定資産	22,523,500	固定負債	11,000,000
有形固定資産	22,523,500	負債合計	11,656,635
その他の資産	3,005,664	社員資本	13,872,529
流動資産	2,892,528	特定資本金	5,000
固定資産	89,075	優先資本金	14,517,000
投資その他の資産	89,075	剰余金	△649,470
繰延資産	24,059	当期未処理損失	649,470
		純資産合計	13,872,529
合計	25,529,164	合計	25,529,164

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	546,673
営業損失	546,673
営業外収益	230
営業外費用	5,012
経常損失	551,456
税引前当期純損失	551,456
法人税、住民税及び事業税	1,210
当期純損失	552,666
前期繰越損失	96,804
当期未処理損失	649,470

第66期決算公告　2025年５月20日

横浜市鶴見区安善町一丁目２番地の５

株式会社安善ドック

代表取締役　二宮　一也

貸借対照表の要旨（2024年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	106,015
	固定資産	453,461
	合計	559,476
負債及び純資産の部	流動負債	42,277
	（うち賞与引当金）	(640)
	固定負債	343,570
	株主資本	173,629
	資本金	48,000
	利益剰余金	125,629
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	117,629
	（うち当期純損失）	(23,821)
	合計	559,476

第１期決算公告

令和７年５月20日

東京都中野区中央一丁目38番１号

株式会社ブシロードワークス

代表取締役　新福　恭平

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	388,967	流動負債	130,685
固定資産	1,524	賞与引当金	3,408
		固定負債	400,000
		株主資本	△140,193
		資本金	9,000
		資本剰余金	25,985
		資本準備金	9,000
		その他資本剰余金	16,985
		利益剰余金	△175,178
		その他利益剰余金	△175,178
		（うち当期純損失）	(175,178)
資産合計	390,491	負債・純資産合計	390,491

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千九百九十九万九千九百十円、資本準備金の額を八千九百九十九万九千九百十円減少し、それぞれ九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

東京都中野区中央一丁目三八番一号

株式会社ブシロードワークス

代表取締役　新福　恭平

「官報」は、官報発行サイトから閲覧・ダウンロードすることができます。
https://www.kanpo.go.jp
内閣府

第16期決算公告

令和７年３月24日

東京都渋谷区桜丘町26番１号

ＧＭＯドメインレジストリ株式会社

代表取締役　塚原　廣也

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,398,016
	固定資産	2,956,107
	資産合計	**4,354,124**
負債及び純資産の部	流動負債	2,009,574
	役員賞与引当金	8,430
	賞与引当金	9,175
	その他	1,991,969
	固定負債	1,437,057
	負債合計	**3,446,631**
	株主資本	909,650
	資本金	100,000
	資本剰余金	390,000
	その他資本剰余金	390,000
	利益剰余金	419,650
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	394,650
	（うち当期純利益）	(191,528)
	評価・換算差額等	△2,157
	繰延ヘッジ損益	△2,157
	純資産合計	**907,493**
	負債・純資産合計	**4,354,124**

第５期決算公告

令和７年５月20日

東京都港区虎ノ門２―10―１

株式会社セントラルメディエンス

代表取締役　中川隆太郎

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	988,071,127
	固定資産	110,838,597
	資産合計	**1,098,909,724**
負債及び純資産の部	流動負債	306,333,437
	固定負債	144,659,000
	負債合計	**450,992,437**
	株主資本	647,917,287
	資本金	53,984,000
	利益剰余金	593,933,287
	その他利益剰余金	593,933,287
	（うち当期純利益）	(179,337,251)
	純資産合計	**647,917,287**
	負債・純資産合計	**1,098,909,724**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千三万四千円減少し一億円とすることにいたしました。なお、五千三万四千円は資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十日

東京都港区虎ノ門二―一〇―一

株式会社セントラルメディエンス

代表取締役　中川隆太郎

第58期決算公告

令和７年５月20日

東京都豊島区池袋２丁目30番16号

中日産業株式会社

代表取締役　千　克明

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,009
	固定資産	992,090
	資産合計	**1,068,099**
負債及び純資産の部	流動負債	49,377
	固定負債	274,150
	株主資本	744,571
	資本金	36,000
	利益剰余金	781,601
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	772,601
	（うち当期純損失）	(79,284)
	自己株式	△73,030
	負債・純資産合計	**1,068,099**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十日

東京都豊島区池袋二丁目三〇番一六号

（甲）代表取締役　中日産業株式会社　千　克明

東京都豊島区池袋二丁目三〇番一六号

（乙）代表取締役　有限会社パール興業　千　克明

第53期決算公告

令和７年５月20日

新潟県小千谷市大字葎生乙144番地５

株式会社大勝

代表取締役　大勝　秀一

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,964
	固定資産	36,583
	資産合計	**41,548**
負債及び純資産の部	流動負債	31,301
	株主資本	10,246
	資本金	20,000
	利益剰余金	△9,753
	利益準備金	2,100
	その他利益剰余金	△11,853
	（うち当期純損失）	(1,411)
	負債・純資産合計	**41,548**

第32期決算公告

令和７年５月20日

東京都杉並区高円寺南四丁目41番10号

ＥＯ株式会社

代表取締役　大勝　秀一

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	21,440
	固定資産	636
	資産合計	**22,077**
負債及び純資産の部	流動負債	1,988
	株主資本	20,088
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,088
	その他利益剰余金	10,088
	（うち当期純損失）	(2,209)
	負債・純資産合計	**22,077**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

東京都杉並区高円寺南四丁目四一番一〇号

（甲）ＥＯ株式会社　代表取締役　大勝　秀一

新潟県小千谷市大字葎生乙一四四番地五

（乙）株式会社大勝　代表取締役　大勝　秀一

第３期決算公告

令和７年５月20日

さいたま市北区日進町二丁目736番１

ＩＰＭジャパン株式会社

代表取締役　ホアントゥアン・ズイ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,857,219
	固定資産	41,916,172
	資産合計	**43,773,391**
負債及び純資産の部	流動負債	758,848
	株主資本	43,014,543
	資本金	25,000,000
	資本剰余金	20,000,000
	資本準備金	20,000,000
	利益剰余金	△1,985,457
	その他利益剰余金	△1,985,457
	（うち当期純利益）	(1,296,988)
	負債・純資産合計	**43,773,391**

第23期決算公告

令和７年５月20日

さいたま市北区日進町二丁目736番地１

株式会社ピー・アイ・シー

代表取締役　藤田　芳明

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,494,523
	固定資産	2,000,000
	資産合計	**5,494,523**
負債及び純資産の部	流動負債	4,709,066
	株主資本	785,457
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△9,214,543
	その他利益剰余金	△9,214,543
	（うち当期純利益）	(29,689)
	負債・純資産合計	**5,494,523**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

さいたま市北区日進町二丁目七三六番地一

（甲）株式会社ピー・アイ・シー　代表取締役　藤田　芳明

さいたま市北区日進町二丁目七三六番一

（乙）ＩＰＭジャパン株式会社　代表取締役　ホアントゥアン・ズイ

第 6 期 決 算 公 告

令和７年５月20日

熊本県八代市日奈久馬越町字鳩山甲1085番地７

株式会社日奈久バイオマス

代表取締役　岩原　正樹

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	51,987	流動負債	90,063
固定資産	1,444,938	固定負債	1,451,313
繰延資産	88,973	株主資本	44,522
		資本金	336,000
		資本剰余金	134,000
		資本準備金	134,000
		利益剰余金	△425,477
		その他利益剰余金	△425,477
		（うち当期純損失）	(135,628)
資産合計	1,585,899	負債・純資産合計	1,585,899

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千六百万円、資本準備金の額を一億三千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

熊本県八代市日奈久馬越町字鳩山甲一〇八五番地七

株式会社日奈久バイオマス

代表取締役　岩原　正樹

第 22 期 決 算 公 告

令和７年５月20日　東京都港区西新橋一丁目13番１号

ＤＬＸビルディング５階

株式会社ＮＭＤグループ

貸借対照表の要旨　（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	324,446	流動負債	268,528
固定資産	181,002	固定負債	155,127
		株主資本	78,054
		資本金	61,000
		資本剰余金	47,631
		資本準備金	47,631
		利益剰余金	△30,576
		その他利益剰余金	△30,576
		（うち当期純利益）	(41,696)
		評価・換算差額等	225
		その他有価証券評価差額金	225
		新株予約権	3,512
資産合計	505,448	負債・純資産合計	505,448

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであり、乙は計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十日

東京都港区西新橋一丁目一三番一号

ＤＬＸビルディング五階

（甲）株式会社ＮＭＤグループ

代表取締役　遠山　元樹

東京都港区西新橋一丁目一三番一号

ＤＬＸビルディング五階

（乙）有限会社ヨコハマリタイム

代表取締役　遠山　元樹

第 28 期決算公告

令和７年５月20日

札幌市豊平区月寒東三条十五丁目７番14号

株式会社ナショナルマリン

代表取締役　馬淵真二郎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	100,561,771
	固定資産	1,241,938
	合計	101,803,709
負債及び純資産の部	流動負債	64,342,785
	固定負債	0
	株主資本	37,460,924
	資本金	10,300,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	27,160,924
	利益準備金	910,000
	その他利益剰余金	26,250,924
	（うち当期純利益）	(16,975,367)
	合計	101,803,709

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月十一日

掲載頁　八十七頁（号外第一四〇号）

（乙）左記の通りです。

令和七年五月二十日

愛知県一宮市せんい二丁目三番一三号

（甲）モリリン株式会社

代表取締役　森　俊輔

札幌市豊平区月寒東三条一五丁目七番一四号

（乙）株式会社ナショナルマリン

代表取締役　馬淵真二郎

第 59 期 決 算 公 告

令和７年５月20日

横浜市都筑区大熊町27番地１

東北製材株式会社

代表取締役社長　大石　哲司

貸借対照表の要旨　（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	75,291,782	流動負債	3,685,000
固定資産	541,628,476	固定負債	524,363,177
有形固定資産	530,625,412	負債合計	528,048,177
無形固定資産	412,106	株主資本	88,872,081
投資その他の資産	10,590,958	資本金	12,000,000
		利益剰余金	76,872,081
		利益準備金	3,000,000
		その他利益剰余金	73,872,081
		（うち当期純利益）	(1,762,471)
		純資産合計	88,872,081
資産合計	616,920,258	負債・純資産合計	616,920,258

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年四月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

横浜市都筑区大熊町二七番地一

東北製材株式会社

代表取締役社長　大石　哲司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十日

神奈川県横浜市港北区大倉山五丁目八番一―五一一号

（甲）株式会社ＥＥＴ

代表取締役　宇高　竹和

東京都新宿区四谷四丁目二七番二号

（乙）株式会社ＪＫＫホールディングス

代表取締役　宇高　竹和

第９期決算公告　令和７年５月20日

東京都新宿区四谷四丁目27番２号

株式会社ＪＫＫホールディングス

代表取締役　宇高　竹和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	185,655,188
	資産合計	**185,655,188**
負債及び純資産の部	流動負債	1,105,723
	負債合計	**1,105,723**
	株主資本	184,549,465
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	96,078,351
	その他資本剰余金	96,078,351
	利益剰余金	78,471,114
	その他利益剰余金	78,471,114
	（うち当期純利益）	(979,083)
	純資産合計	**184,549,465**
	負債・純資産合計	**185,655,188**

第３期決算公告　令和７年５月20日

神奈川県横浜市港北区大倉山五丁目８番１―511号

株式会社ＥＥＴ

代表取締役　宇高　竹和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,223,353
	固定資産	175,000,000
	資産合計	**176,223,353**
負債及び純資産の部	流動負債	178,974,551
	負債合計	**178,974,551**
	株主資本	△2,751,198
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,761,198
	その他利益剰余金	△2,761,198
	（うち当期純損失）	(1,098,103)
	純資産合計	**△2,751,198**
	負債・純資産合計	**176,223,353**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

横浜市港北区新吉田東八丁目五二番一号

（甲）株式会社横浜自働機

代表取締役　輿水　博

横浜市港北区新吉田東八丁目五四番一号

（乙）株式会社横浜自働機エンジニアリング

代表取締役　輿水　博

令和５年度決算公告

令和７年５月20日

横浜市港北区新吉田東八丁目54番１号

株式会社横浜自働機エンジニアリング

代表取締役　輿水　博

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,693,150
	固定資産	147,553,658
	合計	**152,246,808**
負債及び純資産の部	流動負債	16,818,257
	株主資本	135,428,551
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	125,428,551
	利益準備金	500,000
	その他利益剰余金	124,928,551
	（うち当期純損失）	(243,667)
	合計	**152,246,808**

令和６年度決算公告

令和７年５月20日

横浜市港北区新吉田東八丁目52番１号

株式会社横浜自働機

代表取締役　輿水　博

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	230,371,718
	固定資産	143,368,408
	合計	**373,740,126**
負債及び純資産の部	流動負債	85,697,847
	株主資本	288,042,279
	資本金	12,000,000
	利益剰余金	276,042,279
	利益準備金	1,500,000
	その他利益剰余金	274,542,279
	（うち当期純損失）	(9,435,589)
	自己株式	△2,600,000
	合計	**373,740,126**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

神奈川県横浜市中区本牧間門四九番一―二号

（甲）ハーツテクノロジー株式会社

代表取締役　大和　智明

横浜市西区北幸二丁目一二番二六号

（乙）フェノメナエンターテインメント株式会社

代表取締役　植松　清

第36期決算公告

令和７年５月20日

横浜市西区北幸二丁目12番26号

フェノメナエンターテインメント株式会社

代表取締役　植松　清

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	53,829,684
	固定資産	34,561,849
	合計	**88,391,533**
負債及び純資産の部	流動負債	9,500,210
	株主資本	78,891,323
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	68,891,323
	その他利益剰余金	68,891,323
	（うち当期純利益）	(15,330,475)
	合計	**88,391,533**

第７期決算

令和７年５月20日

神奈川県横浜市中区本牧間門49番１―２号

ハーツテクノロジー株式会社

代表取締役　大和　智明

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	329,043,763
	固定資産	161,069,468
	合計	**490,113,231**
負債及び純資産の部	流動負債	96,511,334
	賞与引当金	3,978,000
	固定負債	219,338,000
	株主資本	174,263,897
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	164,263,897
	利益準備金	1,000,000
	その他利益剰余金	163,263,897
	（うち当期純利益）	(47,242,772)
	合計	**490,113,231**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

東京都中野区中央一丁目三八番一号

（甲）株式会社ブシロードクリエイティブ

代表取締役　成田　耕祐

東京都中野区中央一丁目三八番一号

（乙）株式会社ブシロードウェルビー

代表取締役　成田　耕祐

第20期決算公告　令和７年５月20日

東京都中野区中央一丁目38番１号

株式会社ブシロードウェルビー

代表取締役　成田　耕祐

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	110,098
	固定資産	1,997
	資産合計	**112,095**
負債及び純資産の部	流動負債	22,933
	賞与引当金	551
	固定負債	760,794
	株主資本	△671,631
	資本金	10,000
	利益剰余金	△681,631
	その他利益剰余金	△681,631
	（うち当期純損失）	(60,878)
	負債・純資産合計	**112,095**

第10期決算公告　令和７年５月20日

東京都中野区中央一丁目38番１号

株式会社ブシロードクリエイティブ

代表取締役　成田　耕祐

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,439,513
	固定資産	258,653
	資産合計	**2,698,167**
負債及び純資産の部	流動負債	1,347,915
	賞与引当金	10,227
	株主資本	1,350,252
	資本金	59,500
	資本剰余金	179,500
	資本準備金	169,500
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	1,111,252
	その他利益剰余金	1,111,252
	（うち当期純利益）	(459,496)
	負債・純資産合計	**2,698,167**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

東京都中野区中央一丁目三八番一号

（甲）株式会社ブシロードクリエイティブ

代表取締役　成田　耕祐

東京都中野区中央一丁目三八番一号

（乙）株式会社ブシロードウェルビー

代表取締役　成田　耕祐

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

岡山県倉敷市茶屋町一三九九番地の二
（甲）株式会社ユミトルインポート
代表取締役　佐久間　徹

岡山県倉敷市茶屋町一三九九番地の二
（乙）ＧＡＵＤＩ株式会社
代表取締役　佐久間　徹

第28期決算公告　令和７年５月20日

岡山県倉敷市茶屋町1399番地の２
株式会社ユミトルインポート
代表取締役　佐久間　徹

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	130,488
	固定資産	68,200
	繰延資産	4,032
	合計	202,720
負債及び純資産の部	流動負債	60,328
	固定負債	230,335
	株主資本	△87,943
	資本金	30,000
	資本剰余金	28,900
	資本準備金	28,900
	利益剰余金	△146,843
	その他利益剰余金	△146,843
	（うち当期純利益）	(11,093)
	合計	202,720

第11期決算公告　令和７年５月20日

岡山県倉敷市茶屋町1399番地の２
ＧＡＵＤＩ株式会社
代表取締役　佐久間　徹

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,259
	固定資産	330,859
	合計	332,119
負債及び純資産の部	流動負債	18,188
	固定負債	347,162
	株主資本	△33,232
	資本金	3,000
	利益剰余金	△36,232
	その他利益剰余金	△36,232
	（うち当期純利益）	(3,430)
	合計	332,119

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

京都市山科区北花山大林町六〇番地の一
（甲）竹中オプトニック株式会社
代表取締役　竹中　慎一

京都市山科区東野北井ノ上町五番地22
（乙）竹中システム機器株式会社
代表取締役　竹中　慎一

第54期決算公告

令和７年５月20日

京都市山科区北花山大林町60番地の１
竹中オプトニック株式会社
代表取締役　竹中　慎一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,988,888
	固定資産	538,073
	合計	2,526,961
負債及び純資産の部	流動負債	148,273
	株主資本	2,378,688
	資本金	45,000
	利益剰余金	2,333,688
	利益準備金	9,820
	その他利益剰余金	2,323,868
	（うち当期純利益）	(219,673)
	合計	2,526,961

第50期決算公告

令和７年５月20日

京都市山科区東野北井ノ上町５番地22
竹中システム機器株式会社
代表取締役　竹中　慎一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	692,008
	固定資産	3,911
	合計	695,919
負債及び純資産の部	流動負債	40,515
	株主資本	655,404
	資本金	45,000
	利益剰余金	610,404
	利益準備金	6,305
	その他利益剰余金	604,099
	（うち当期純利益）	(11,649)
	合計	695,919

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

名古屋市天白区音聞山一〇三一番地
（甲）株式会社悠海
代表取締役　加藤　忍

名古屋市天白区音聞山一〇三一番地
（乙）株式会社ＳＫ
代表取締役　加藤　忍

第17期決算公告

令和７年５月20日

名古屋市天白区音聞山1031番地
株式会社悠海
代表取締役　加藤　忍

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,332
	固定資産	1,000,047
	合計	1,007,380
負債及び純資産の部	流動負債	6,815
	固定負債	954,934
	株主資本	45,630
	資本金	90,000
	利益剰余金	△44,369
	その他利益剰余金	△44,369
	（うち当期純損失）	(14,823)
	合計	1,007,380

第12期決算公告

令和７年５月20日

名古屋市天白区音聞山1031番地
株式会社ＳＫ
代表取締役　加藤　忍

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	40,736
	固定資産	7,556
	合計	48,292
負債及び純資産の部	流動負債	3,942
	固定負債	150
	株主資本	44,200
	資本金	99,000
	利益剰余金	△54,799
	その他利益剰余金	△54,799
	（うち当期純損失）	(6,937)
	合計	48,292

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

岡山県大垣市横曽根四丁目七八番地
（甲）株式会社毛利米穀
代表取締役　毛利　浩幸

岡山県大垣市横曽根四丁目七八番地
（乙）株式会社日本屋
代表取締役　毛利　浩幸

第31期決算公告

令和７年５月20日

岡山県大垣市横曽根四丁目78番地
株式会社毛利米穀
代表取締役　毛利　浩幸

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	181,188
	固定資産	251,187
	合計	432,375
負債及び純資産の部	流動負債	108,542
	固定負債	314,619
	株主資本	9,213
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 10,786
	その他利益剰余金	△ 10,786
	（うち当期純利益）	(11,728)
	合計	432,375

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

岡山県大垣市横曽根四丁目七八番地
（甲）株式会社毛利米穀
代表取締役　毛利　浩幸

岡山県大垣市横曽根四丁目七八番地
（乙）株式会社日本屋
代表取締役　毛利　浩幸

第74期決算公告

令和７年５月20日

岐阜県大垣市横曽根四丁目78番地
株式会社日本屋
代表取締役　毛利　浩幸

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	894
	固定資産	2,328
	合計	3,223
負債及び純資産の部	流動負債	40,204
	株主資本	△ 36,981
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 46,981
	利益準備金	550
	その他利益剰余金	△ 47,531
	（うち当期純損失）	(1,684)
	合計	3,223

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

仙台市宮城野区大梶九番一号
（甲）株式会社カツヨシ総業
代表取締役　琴　亮吉

仙台市青葉区落合五丁目二番七号
（乙）株式会社カツヨシグレイトフル
代表取締役　琴　亮吉

第８期決算公告　令和７年５月20日

仙台市青葉区落合五丁目２番７号
株式会社カツヨシグレイトフル
代表取締役　琴　亮吉

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	459,972
	固定資産	330,837
	合計	790,809
負債及び純資産の部	流動負債	140,412
	固定負債	308,536
	株主資本	341,860
	資本金	1,000
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	337,860
	その他利益剰余金	337,860
	（うち当期純利益）	(91,067)
	合計	790,809

第40期決算公告　令和７年５月20日

仙台市宮城野区大梶９番１号
株式会社カツヨシ総業
代表取締役　琴　亮吉

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	181,745
	固定資産	539,935
	合計	721,681
負債及び純資産の部	流動負債	230,146
	固定負債	671,807
	株主資本	△180,271
	資本金	10,000
	利益剰余金	△190,271
	その他利益剰余金	△190,271
	（うち当期純損失）	(51,506)
	合計	721,681

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

京都府長岡京市神足七ノ坪五番地
（甲）産交運輸倉庫株式会社
代表取締役　千田　孝子

京都府船井郡京丹波町新水戸黒地四四番地
（乙）株式会社スペースフロアー
代表取締役　千田紫寿香

第27期決算公告

令和７年５月20日
京都府船井郡京丹波町新水戸黒地44番地
株式会社スペースフロアー
代表取締役　千田紫寿香

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,418
	固定資産	11,709
	合計	15,127
負債及び純資産の部	流動負債	264
	固定負債	14,365
	株主資本	497
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,502
	その他利益剰余金	△9,502
	（うち当期純利益）	(590)
	合計	15,127

第50期決算公告

令和７年５月20日
京都府長岡京市神足七ノ坪５番地
産交運輸倉庫株式会社
代表取締役　千田　孝子

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	50,880
	固定資産	235,125
	合計	286,005
負債及び純資産の部	流動負債	67,550
	固定負債	63,344
	株主資本	155,111
	資本金	10,000
	利益剰余金	145,111
	その他利益剰余金	145,111
	（うち当期純損失）	(2,530)
	合計	286,005

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

東京都町田市南大谷一丁目四〇番八号
（甲）株式会社ＡＡＡ
代表取締役　佐藤　信

神奈川県相模原市南区上鶴間本町八丁目一番四五号
（乙）株式会社マキシマムズ
代表取締役　佐藤　麻帆

決算公告

令和７年５月20日
東京都町田市南大谷一丁目40番８号
株式会社ＡＡＡ
代表取締役　佐藤　信

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,707
	固定資産	102,452
	資産合計	118,160
負債及び純資産の部	流動負債	16,455
	固定負債	67,038
	株主資本	34,666
	資本金	50
	利益剰余金	34,616
	その他利益剰余金	34,616
	（うち当期純利益）	(9,641)
	負債・純資産合計	118,160

決算公告

令和７年５月20日
神奈川県相模原市南区上鶴間本町八丁目１番45号
株式会社マキシマムズ
代表取締役　佐藤　麻帆

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	987
	固定資産	39,185
	資産合計	40,172
負債及び純資産の部	流動負債	658
	固定負債	44,500
	株主資本	△4,985
	資本金	500
	利益剰余金	△5,485
	その他利益剰余金	△5,485
	（うち当期純損失）	(1,008)
	負債・純資産合計	40,172

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十日

長崎県長崎市界二丁目一〇番二四号
（甲）森川青果株式会社
代表取締役　森川　浩一

長崎県長崎市界二丁目一〇番二四号
（乙）長崎冷食株式会社
代表取締役　森川　浩一

第53期決算公告

令和７年５月20日
長崎県長崎市界二丁目10番24号
森川青果株式会社
代表取締役　森川　浩一

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	63,172
	固定資産	59,552
	合計	122,724
負債及び純資産の部	流動負債	11,369
	固定負債	18,900
	株主資本	92,455
	資本金	10,000
	利益剰余金	82,455
	利益準備金	2,380
	その他利益剰余金	80,075
	（うち当期純利益）	(1,935)
	合計	122,724

第40期決算公告

令和７年５月20日
長崎県長崎市界二丁目10番24号
長崎冷食株式会社
代表取締役　森川　浩一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,058
	固定資産	22
	合計	6,080
負債及び純資産の部	流動負債	71
	株主資本	6,009
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,990
	その他利益剰余金	△3,990
	（うち当期純損失）	(305)
	合計	6,080

第 4 期 決 算 公 告

令和７年５月20日
神奈川県横浜市中区太田町五丁目68番地５
明和ビル１階

株式会社焼肉うし和
代表取締役　小松　宣昭

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	15,163
	固定資産	140,770
	資産合計	**155,934**
負債及び純資産の部	流動負債	89,704
	株主資本	66,229
	資本金	100
	利益剰余金	66,129
	その他利益剰余金	66,129
	（うち当期純利益）	(14,194)
	負債・純資産合計	**155,934**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業及び保険事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。また、甲に確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十日

神奈川県横浜市中区不老町二丁目一一
番地八税研センター三階
（甲）株式会社ｔｅｎｙ
代表取締役　鈴木隆司

神奈川県横浜市中区太田町五丁目六八
番地五明和ビル一階
（乙）株式会社焼肉うし和
代表取締役　小松　宣昭

第 15 期 決 算 公 告

令和７年３月21日
東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
丸の内北口ビル

Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング・ジャパン株式会社
代表取締役　山本　武成

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,283,199
	固定資産	371,906
	資産合計	**7,655,105**
負債及び純資産の部	流動負債	2,700,965
	賞与引当金	364,929
	その他	2,336,036
	固定負債	867,183
	退職給付引当金	762,879
	役員退職慰労引当金	36,421
	その他	67,883
	負債合計	**3,568,148**
	株主資本	4,086,957
	資本金	312,000
	資本剰余金	311,990
	資本準備金	311,990
	利益剰余金	3,462,967
	その他利益剰余金	3,462,967
	（うち当期純利益）	(2,454,951)
	純資産合計	**4,086,957**
	負債・純資産合計	**7,655,105**

第 29 期決算公告　令和７年５月20日
東京都台東区寿三丁目19番５号ＪＳビル

株式会社スタジオダンク
代表取締役　前田　知憲

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	77,937,578
	固定資産	13,199,480
	資産合計	**91,137,058**
負債及び純資産の部	流動負債	7,857,357
	固定負債	39,474,000
	株主資本	43,805,701
	資本金	20,000,000
	資本剰余金	825,600
	資本準備金	825,600
	利益剰余金	22,980,101
	その他利益剰余金	22,980,101
	（うち当期純損失）	(3,460,182)
	負債・純資産合計	**91,137,058**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十日
東京都台東区寿三丁目一九番五号ＪＳビル
株式会社スタジオダンク
代表取締役　前田　知憲

第 32 期 決 算 公 告

令和７年５月20日
東京都中央区東日本橋一丁目９番10号

ラ・ラングドシェン株式会社
代表取締役　ブラウン・ロナルド・エティエンヌ

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	126
	固定資産	9
	合計	**135**
負債及び純資産の部	流動負債	25
	固定負債	39
	株主資本	81
	資本金	83
	資本剰余金	4
	資本準備金	4
	利益剰余金	△6
	その他利益剰余金	△6
	（うち当期純利益）	(0)
	自己株式	△10
	合計	**135**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十日
東京都中央区東日本橋一丁目九番一〇号
（甲）ラ・ラングドシェン株式会社
代表取締役　ブラウン・ロナルド・エティエンヌ
東京都中央区東日本橋一丁目九番一〇号
（乙）ブラウン・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役　ブラウン・ロナルド・エティエンヌ

第５期決算公告　令和７年５月20日
東京都中央区東日本橋一丁目９番10号

ブラウン・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役　ブラウン・ロナルド・エティエンヌ

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1
	固定資産	142
	合計	**143**
負債及び純資産の部	流動負債	114
	固定負債	10
	株主資本	19
	資本金	3
	資本剰余金	12
	その他資本剰余金	12
	利益剰余金	4
	その他利益剰余金	4
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	**143**

第 39 期 決 算 公 告

令和７年５月20日
東京都品川区上大崎二丁目19番10号

株式会社エフ・ディ・シィ・プロダクツ
代表取締役社長　岡藤　一朗

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,936,749
	固定資産	5,917,778
	有形固定資産	3,434,064
	無形固定資産	425,920
	投資その他の資産	2,057,794
	資産合計	**19,854,528**
負債及び純資産の部	流動負債	2,006,646
	賞与引当金	37,859
	役員賞与引当金	285
	固定負債	1,044,920
	退職給付引当金	446,795
	役員株式給付引当金	115,516
	負債合計	**3,051,567**
	株主資本	17,167,660
	資本金	400,000
	資本剰余金	1,286,082
	資本準備金	24,950
	その他資本剰余金	1,261,132
	利益剰余金	15,481,577
	利益準備金	75,500
	その他利益剰余金	15,406,077
	（うち当期純利益）	(575,410)
	評価・換算差額等	△364,699
	その他有価証券評価差額金	255,271
	土地再評価差額金	△619,970
	純資産合計	**16,802,961**
	負債・純資産合計	**19,854,528**

第 52 期 決 算 公 告

令和７年４月24日　大阪市中央区備後町三丁目２番15号

株式会社マツケン

代表取締役　小田英次郎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	792,192	流動負債	373,307
固定資産	138,998	賞与引当金	31,101
		固定負債	17,533
		退職給付引当金	17,533
		株主資本	540,152
		資本金	20,000
		利益剰余金	520,152
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	515,152
		（うち当期純利益）	(106,807)
		評価・換算差額等	198
		その他有価証券評価差額金	198
資産合計	931,190	負債・純資産合計	931,190

第 36 期 決 算 公 告

2025年５月20日　神戸市垂水区多聞町字小東山868番地の12

山陽レジャーサービス株式会社

取締役社長　篠原　治

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	156,878	流動負債	101,280
固定資産	215,619	固定負債	16,350
		株主資本	253,398
		資本金	50,000
		資本剰余金	8,315
		資本準備金	8,315
		利益剰余金	195,083
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	190,083
		（うち当期純利益）	(9,494)
		評価・換算差額等	1,468
		その他有価証券評価差額金	1,468
資産合計	372,497	負債・純資産合計	372,497

第 16 期 決 算 公 告

令和７年５月20日　東京都品川区東五反田一丁目２番36―104号

株式会社アクアビットスパイラルズ

代表取締役　萩原　智啓

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	57,032	流動負債	46,253
固定資産	105,057	固定負債	118,491
		株主資本	△23,654
		資本金	100,000
		資本剰余金	206,586
		資本準備金	150,593
		その他資本剰余金	55,993
		利益剰余金	△330,240
		その他利益剰余金	△330,240
		（うち当期純利益）	(1,075)
		新株予約権	21,000
資産合計	162,090	負債・純資産合計	162,090

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十六日

掲載頁　九十頁（号外第一五三号）

令和七年五月二十日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

（甲）株式会社シグマクシス・ホールディングス

代表取締役　太田　寛

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

（乙）株式会社シグマクシス・インベストメント

代表取締役　柴沼　俊一

最終貸借対照表

令和７年５月20日　東京都港区虎ノ門四丁目１番28号

株式会社シグマクシス・ホールディングス

代表取締役　太田　寛

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,266,580	流動負債	1,379,294
固定資産	9,549,712	賞与引当金	128,150
有形固定資産	554,831	株式給付引当金	497,176
無形固定資産	324,354	固定負債	664,752
投資その他の資産	8,670,525	株式給付引当金	329,981
		役員株式給付引当金	75,789
		負債合計	**2,044,047**
		株主資本	10,675,282
		資本金	3,000,000
		資本剰余金	2,516,524
		資本準備金	1,250,000
		その他資本剰余金	1,266,524
		利益剰余金	8,922,560
		その他利益剰余金	8,922,560
		（うち当期純利益）	(3,144,575)
		自己株式	△ 3,763,801
		評価・換算差額等	96,962
		その他有価証券評価差額金	96,962
		純資産合計	**10,772,245**
資産合計	12,816,292	負債・純資産合計	12,816,292

第 62 期 決 算 公 告

2025年５月20日　東京都品川区大崎一丁目６番３号

日揮ユニバーサル株式会社

代表取締役社長　小酒井康文

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**19,290**	**流動負債**	**7,366**
現金及び預金	2,554	買掛金・未払金	3,446
受取手形・売掛金	5,213	未払法人税等	635
たな卸資産	8,329	役員賞与引当金	21
その他	3,192	その他	3,263
固定資産	**4,926**	**固定負債**	**191**
有形固定資産	**3,892**	役員退職慰労引当金	54
建物・機械装置	2,782	その他	136
その他	1,110	**負債合計**	**7,557**
無形固定資産	**24**	**株主資本**	**16,659**
投資その他の資産	**1,009**	**資本金**	**1,000**
		利益剰余金	**15,659**
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	15,409
		純資産合計	**16,659**
資産合計	24,216	負債・純資産合計	24,216

損益計算書の要旨（自 2024年１月１日 至 2024年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	16,608	**税引前当期純利益**	**4,022**
売上原価	10,097	法人税、住民税及び事業税	1,175
売上総利益	**6,510**	法人税等調整額	△ 34
販売費及び一般管理費	2,739	**当期純利益**	**2,881**
営業利益	**3,771**		
営業外収益	262		
営業外費用	11		
経常利益	**4,022**		

第15期決算公告

令和７年５月20日
長野県北佐久郡軽井沢町大字発地1398―302
株式会社ＡＩ
代表取締役　齋藤　和也

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,067
	固定資産	7,842
	資産合計	11,909
負債及び純資産の部	流動負債	322
	株主資本	11,587
	資本金	100
	利益剰余金	11,554
	その他利益剰余金	11,554
	（うち当期純損失）	(981)
	自己株式	△67
	負債・純資産合計	11,909

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ワン（長野県佐久市中込二三三六―一）に対して当社のＷＥＢプロモーション事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十日
長野県北佐久郡軽井沢町大字発地一三九八―三〇二
株式会社ＡＩ
代表取締役　齋藤　和也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十日
東京都荒川区西日暮里二丁目一〇番五号
泉ビル二階
（甲）株式会社爽風舎
代表取締役　原田　良知
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目三二番一一号エクセラージュ日本橋蛎殻町六〇三号
（乙）株式会社ひなびや
代表取締役　原田　良知
東京都荒川区西日暮里二丁目一〇番五号
泉ビル二階
（丙）株式会社ハナミヤ
代表取締役　原田　良知
東京都中央区月島三丁目一番一―五〇五号
（丁）株式会社ヴィオーラ
代表取締役　原田　良知

第９期決算公告

令和７年５月20日
東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目32番11号
エクセラージュ日本橋蛎殻町603号
株式会社ひなびや
代表取締役　原田　良知

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	501
	固定資産	10
	合計	511
負債及び純資産の部	流動負債	3,894
	株主資本	△3,382
	資本金	3,000
	利益剰余金	△6,382
	その他利益剰余金	△6,382
	（うち当期純損失）	(555)
	合計	511

第18期決算公告

令和７年５月20日
東京都荒川区西日暮里二丁目10番５号
泉ビル２階
株式会社爽風舎
代表取締役　原田　良知

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,013
	固定資産	158,309
	合計	201,322
負債及び純資産の部	流動負債	47,902
	固定負債	18,765
	株主資本	134,655
	資本金	5,000
	利益剰余金	129,655
	その他利益剰余金	129,655
	（うち当期純利益）	(6,796)
	合計	201,322

第７期決算公告

令和７年５月20日
東京都中央区月島三丁目１番１―505号
株式会社ヴィオーラ
代表取締役　原田　良知

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,506
	固定資産	120
	繰延資産	411
	合計	2,038
負債及び純資産の部	流動負債	15,429
	株主資本	△13,391
	資本金	500
	利益剰余金	△13,891
	その他利益剰余金	△13,891
	（うち当期純損失）	(494)
	合計	2,038

第９期決算公告

令和７年５月20日
東京都荒川区西日暮里二丁目10番５号
泉ビル２階
株式会社ハナミヤ
代表取締役　原田　良知

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	934
	固定資産	3,070
	繰延資産	365
	合計	4,369
負債及び純資産の部	流動負債	4,923
	株主資本	△553
	資本金	3,000
	利益剰余金	△3,553
	その他利益剰余金	△3,553
	（うち当期純損失）	(1,001)
	合計	4,369

第33期決算公告

令和７年５月20日
東京都千代田区大手町二丁目６番４号
ＴＯＫＹＯ・ＴＯＲＣＨ常盤橋タワー９階
イービーエスディーリングリソーシスジャパン株式会社
代表取締役　ラッセル・ビーティ

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,576
	固定資産	1
	資産合計	1,578
負債及び純資産の部	流動負債	122
	有給休暇引当金	7
	賞与引当金	22
	固定負債	91
	退職給付引当金	192
	負債合計	214
	株主資本	1,364
	資本金	230
	資本剰余金	220
	資本準備金	220
	利益剰余金	914
	その他利益剰余金	914
	（うち当期純利益）	(353)
	純資産合計	1,364
	負債・純資産合計	1,578

第13期決算公告

令和７年５月20日
東京都千代田区大手町二丁目６番４号
ＴＯＫＹＯ・ＴＯＲＣＨ常盤橋タワー９階
CME GROUP JAPAN株式会社
代表取締役　アドリエンヌ・シーマン

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	169
	固定資産	363
	資産合計	533
負債及び純資産の部	流動負債	400
	有給休暇引当金	1
	固定負債	3
	負債合計	403
	株主資本	129
	資本金	0
	資本剰余金	51
	資本準備金	0
	制限付き株式に係る資本準備金	51
	利益剰余金	77
	その他利益剰余金	77
	（うち当期純損失）	(3)
	純資産合計	129
	負債・純資産合計	533